

に御鷹野に御出被爲成間敷旨御意に候、左候へは御慰ひしと無之候間其段内藏助殿御聞候はゞ立腹可被成候第一御鷹野に其方不罷出候内御出不被成候へはもつたいなき御事に候間、急に罷越可然旨申遣候へとの御意に候間、無御油斷御養生候而、早々御越可然候恐々謹言

九月廿六日

飯沼官兵衛列

荒川彦太夫様

尙々少も早く罷出候様にとの可被爲思召候旨少成とも此返事御覽被爲成候間其御心得可有之候以上

以飛脚申達候御手前氣色如何候哉、御意被爲成候は、彦太夫御奉公に不罷出候内は三國へ御泊り御鷹野にも被爲成御座間敷旨御誰に候間早々被參可然存候、拙者方より急に罷越候様に可申遣旨に候我等存候は先日之御返事之文旨偽とも存候様に可申遣候佐久間治部右方又は其方に養生として被居候其方故に三國への御泊り御鷹野御延引被爲成儀、扱々其方爲には冥加之程も恐敷存候、早々御越可然存候、恐々謹言

十月四日

飯沼官兵衛列

荒川彦太夫様

〔本朝武藝小傳〕

本間勘解由左衛門者從家原卜傳學神道流槍術得其宗後居越前其子次郎兵衛後呼外記觀我妻之藝穴澤次郎八者薙刀達人來越前次郎兵衛與之闘技而勝得芳譽遊其門者若干荒川彦太夫得其宗又有久野勘右衛門者與荒川同從本間爲精妙末流在諸

州推日本間流

秋

飯島新左衛門

由久始め市兵衛又四郎右衛門と稱す、後新左衛門と改む、福井藩弓術師範家たり、上總に生る、初多賀谷左近に抱らる、祿二百石、林六兵衛盛之を師とし、印可を得、且弓術の功を顯はして褒美の奥書を加ふ、大阪冬陣のとき左近に従ふ、平和の後城兵竹田傳兵衛來つて云ふ、大阪城中散在する所の矢に飯島新左衛門由久の文字あるもの廿六本を得たりとて持來つて其射術に感じて門弟となる、其矢六本竹翌年又左近に従ふて出陣す、林六兵衛其術を賞して奥義一卷を授く、由久後吉田印西の門人と爲る、元和元年松平忠昌公に召出さる、越後より北莊就封のとき、弓組三十人を預りて先乗を勤む、祿三百石を食み、弓術師範を勤む、流義は日置彈正豊秀の射法、吉田一水軒印西より傳授を受く

〔越翁雜話〕 高島信齋著

君命譽の弓術

忠昌公御鷹野の節、牧野島にて御鷹されて森の梢にへをまとい附たり、人ののほるべき様もなき木なりければいかゞせんと云合へりけるに、飯島新左衛門にあの鷹

武術

の纏たる緒を射切れと仰ありけるに、兎角辭し難くて當所の觀音に祈誓して、か  
またにて射たりけるに、あやまたず足革を射切て御鷹は恙なくあけければ、御鷹射  
ならず上下感賞せしとなり、其時に寄進せる石燈籠に鷹を射たるがあるなり、其語  
り傳たる趣を土屋氏書たるを近き頃彫たる也

〔千滿斷〕

吉田一齋著

團野氏何某は忠昌公御上洛供奉、御勲の時洛陽にて盜人の張本人を捕たる上手と  
て二條の同心にて有しを御所望被成たる由、腰廻り師被仰付候淺香彌左衛門指南  
被仰付兩門弟不細師匠の善惡を争ひ萬右衛門と彌左衛門仕合いたすに定たり、其  
處へ飯島新左衛門往合せ云、左あらば一方は負可有勝たりとて詮なし、百度戦ひ百  
度勝とも武勇に定め難しとなれば畢竟無益たり、和順の酒力を可出とて宅へ弓を  
取に使し、細き糸を矢にむすひ付て、敵へ打向、三筋に雀三ツ射取て是こそ和睦のさ  
かなとて笑たり、兩師其妙術を感心して仕合の意趣なし、一藝に達する觀價卒の妙  
有云々

石燈籠銘

隆芳公嘗放鷹于茲之日、繳絡林梢、糾枝人力不及、時飯島氏祖先某君後從、受命張  
弓挾鏃射、絕絡處御鷹無恙、公大稱之、衆亦感射入神、佗日門下諸子縱史不措、燈石  
鐫鷹形樹之大士堂前、實寬永中云、今也經年之久、字字湮滅、六世裔飯島君、改刻其

綱以存舊蹤、示子孫、永世修造不懈、于時寬政丙辰夏四月也、應需炎洲橋之質、識

飯島三五左衛門尉藤原由伸 飯島僊太郎藤原由首彫刻

因に云燈籠後福井觀音寺に移す又鷹の留まりし老板牧之鳥觀音堂の舊地にあり

久野與兵衛

久野與兵衛名は宣明、其先を久野六郎左衛門と稱す、曾て朝倉義景に仕へ二萬五  
千五百石を食み、屢戰功ありて、威狀を賜ふ、宣明亦弓術に精し、松平忠昌公時召出  
されて祿二百五十石を賜ふ、子喜内宣正と呼ぶ小姓を以て公に仕へ、後父の家を  
繼ぎ二百石を賜ひ名を伊兵衛と改む、三代を彦三郎宣乘と曰ふ、亦京都三十三間  
堂の大矢數に参加し其名を博せり、四代を彦三郎師豊といふ、始め武太夫と名づ  
く師豊嗣無きを以て本多内藏助の家士鹽谷藤兵衛の弟鹽谷多内を養うて子と  
爲す、則五代與兵衛貞近是なり、貞近養父の後を襲ぎ師範に任じ、嘗て拍子流居合  
柔術を同家士若林五右衛門に學ぶ、藩公拍子流柔術師範たるべき旨の命あり、六  
代を覺太夫林近と云ひ、其子を岩太郎春近と云ふ

松本録に  
あり  
衛門弟と

### 津田源之丞

名は重成、通稱は源之丞、其先楠正成に出つ元祖津田小盛物、名を算長と稱し、曾て入唐して鏡砲の極秘を得て歸朝す、時に後奈良帝の御宇天文三年なり、算長歸里紀州那賀郡小倉に砲術を唱へ、次て諸國に歴遊し以て其術を傳ふ、其子自由齋勝長父に其術を受け紀州根來寺杉之坊に居住し、是より流派を稱して自由齋流と呼ぶ、重成は其子孫たり、大坂陣の後播州に居住す、松平忠昌公これを聞て召し出して祿五百石を賜ふ、後公の知遇益々厚く師範役に任せり、夫より源之丞時成、源之丞時直、源之丞長重、八郎左衛門正貞に相傳す

### 出淵平兵衛

盛次、通稱は平兵衛、夙に劍法を柳生但馬守に就きて學び、松平忠昌公の時、江戸に於て召し出され祿五百石を賜ふ、即ち寛永九年なり、後將軍家光公新陰流兵法を學び、柳生但馬守亦師範に任す、依て此術を他に指南す可らざるの旨台命有り、又但馬守病に罹るや、平兵衛直ちに越前より江戸に到り、日夜其病瘳に侍し看護甚

台命に依り柳生家を  
の傳授を受く

た力む、遂に公の聞く所と爲り、公以爲らく平兵衛は曾て余の知る者且つ今回遠く來つて但馬守の病を看る、殊勝の至りなりと大に之を贊稱せられ、久世大和守を使として柳生に遣はして曰く、平兵衛師の病を看護すること神妙なり、且術を柳生に受けたる者なるを以て印可相傳苦しからずとの台命あり、但馬守家傳殘らず、平兵衛に傳ふ、時に正保二年四月二十七日なり、後松平忠昌公の逝去に方り、平兵衛職を辭せんとす、藩主これを聽さず、留めて更に二百石を加祿す、夫より子平兵衛盛許、其子平兵衛盛房、盛房の養子平兵衛盛賦、養子平兵衛盛方、養子金兵衛盛元、盛元の子盛庸相傳へて近世に至るといふ

### 坂田助右衛門

定政是眞と號す、初め助九郎、後助右衛門と稱す、福井藩士なり、祖父を助右衛門政壽といひ、元和年間越後に於て祿二百石を賜ふ、定政夙に射術を吉田一水軒印西の高弟河合四郎左衛門重代に學ぶ、重代故あり延寶元年を以て越前を去る、諸人其術の斷絶せんことを歎す、時に定政的敷中りの術に秀いて、遠矢四町四反餘を射ること數回、既に其名あり、重代の弟子是に至つて皆争うて定政に頼る、後藩公

遠矢術に  
長す

の懇命あり諸士の指南に當らしむ、貞享四年父助右衛門、政爲致仕して定政家を嗣くに及び、改めて師範を命せられ、乃ち百石を賜ふ、夫より相傳へて助右衛門政方、助右衛門政屋、助右衛門定氏等に及べり

### 國分三右衛門

名は忠勝、通稱三右衛門、奥州二本松に生れ、夙に大坪流の馬術に名有り、延寶四年松平綱昌公に召出されて福井藩馬術師範となる、公駿馬を飼ふ、而も性悍にしてこれを御するに甚た苦しむ、忠勝をして之に乗らしむ、調馬其法を得て御すると神の如し、公即觀て大に是を賞賛して扇子を賜ふ、又馬を愛宕山の百坂に乗り上げ、又一本橋を渡りて名を博せり、祿五十石に白銀十枚を賜ひ、忠利次郎太夫悦勝に相傳せり

乘馬丸木橋を越ゆ

### 坂上又兵衛

名は武備、又兵衛は其通稱、福井藩の劔術師範たり、始め彦八郎と曰ふ、加賀金澤松平肥前守の家臣坂上善左衛門善廣の子たり、幼にして最も武技を嗜み、竟に擊劔

十八歳に討つて八人を

を阿波賀次左衛門景政に修む、景政即ち富田流にして流祖は奥山慈音相模國壽福寺の僧なり、夫より中條兵庫助、甲斐豊前守、大橋勘解由左衛門、同式部入道祐清、富田日見、富田胎見、同九郎右衛門、阿波賀小三郎入道釣竿、同次左衛門景政に及ぶ、武備年甫めて十八、偶同家士と諍闘し、遂に敵手八人を刃す、故有り一命を赦免し、父善右衛門に附せらる、後放免に遭ひ越前に到り、本多伊豆守に抱へらる、然るに幾はくもなく暇を乞ひ福井城下に流浪す、延寶六年藩公に召し出され、師範役に任す、夫より代々其流派を相傳し、即ち又八郎奉矩、十郎左衛門備英、又兵衛久忠、又八郎幸充に及べり、また武備の嫡子坂上角平故有り他國に出て、遂に上州高崎松平侯に仕へ子孫亦相傳へて其流を存せりと云ふ

### 慶増安右衛門

興繩は通稱安右衛門、慶増清繩の男なり、福井藩五坪鎗術師範なり、家祖は慶増大和守源弘繩、後號宇多源氏、佐々木家の庶流なり、近江坂田郡長澤に居住し、壹萬參千石を領す、直繩同國五坪の住人八木兵庫頭之政に就て鎗術を習ひ、唯授一人の家傳、奥儀を天正年中皆傳ず、此鎗術の開祖、貞治六年三月奥山念阿彌入道藤原秀

武術

純より出て八木は名譽高きを以て世人五坪流と號す、江州一亂以後退散し因州鳥取へゆき、宮部中務卿法印繼潤に隨身し、文祿四年八月十六日伯州以東三郡の内三百石慶長二年八月伯州八幡郡の内金見菊里兩所の内三百石、同四年二月同郡中二百石都合八百石を領す、宮部家斷絶の後雲州松江へゆき堀尾出雲守忠氏初信に仕へ、慶長六年三月廿七日扶助三百石にて大勢に指南す、堀尾帶刀吉晴より二百石加増せられ、慶長十五年名古屋城普請につき吉晴普請掛の儀左兵衛直繩直繩此時安太夫と云へ申付られ之を勤め、田原御狩の音信物吉晴より指上られ、御所將軍其外大名中への使を勤む、子安太夫清繩幼名喜三郎流義傳來して指南せしに寛永十年堀尾家斷絶す、依て若州小濱にゆき酒井讃岐守に隨從して江戸に出て慶安二年八月五日西丸に於て鎗術を將軍家光公の台覽に供す、時に田村太兵衛横井長左衛門及加藤出羽守内田羽右衛門を引連れ、田村即打鎗を勤む、時に鎗の穂端に御免許の紫革を用ゆ、其時柳生但馬守への御懇の上意あり、後將軍家鷹野の節牛込の酒井邸へ御成のときも慶増の鎗術を所望ありて、田村又打鎗を勤む、柳生氏酒井侯と大に幹旋せられ、上覽首尾能く勤めたるを以て柳生侯の賞狀あり、柳生但馬の賞狀下慶安三年三月廿八日清繩卒す、年五十、法名學譽淨威居士と云、子あり與繩な

家光公清繩の鎗術

柳生但馬の賞狀

り、雲州松江に生る、幼名彌一、左衛門後安右衛門と稱す、父清繩より鎗術及び富田流刀術も同く相續す、父病卒の後江戸旗本若林六郎左衛門周旋して鎗術を指南て申郎左衛門は父清繩の弟子なり、松平光通公の時並河平右衛門より書狀を以す、六し來り、萬治二年十二月福井藩に召出さる、奈良左近右衛門も周旋する處あり、兩人は清繩雲州にありしとき鎗術の共弟子なり、酒井與三左衛門與力の中にて百五十石下さる、後藩の鎗師役を勤む、光通公與繩の鎗術を覽る、貞享三年御大法のとき御暇となり、越後高田にて稻葉丹後守に寄食して鎗術を指南す、元祿元年松平吉品公再び福井へ召出して、鎗術師範を勤む、與繩の弟彌五右衛門幸繩浪人となりて江戸にあり、即打鎗を爲さしめんことを願ひて、松岡小田與五右衛門の養子となす、元祿二年十二月朔日與繩福井に卒す、年五十七、淨土宗眞照寺に葬る、感應淨徹居士と號す

昨日者預御尋候處、令他出不懸御目、御殘多存候、殊百疋御持參別而辱存候、先度者御前首尾能被成、御譽候御手柄に候、猶以面上御禮旁可申承候、恐惶謹言

八日七日

宗(花押)

慶増安太夫殿御前所

柳 但馬

武 術

〔本朝武藝小傳〕

京増安太夫者。仕堀尾山城守忠晴。有勇名。好槍術。至妙處。鳥山榮庵得其宗。如神。推曰。京増流。大田半五郎。瀬川獨立並得鳥山之宗。

山田與五右衛門

名は幸繩通稱を與五右衛門といふ。福井藩士慶増安右衛門與繩の弟なり。出て山田與五右衛門幸近の養嗣となる。幸繩五坪流鎗術を兄與繩より受け鍛練多年。其名既に噴々たり。松岡松平昌勝公に仕へ師範に任す。安之丞益繩彌三右衛門貞繩彌十郎久繩彦三繩休。安之丞繩林數代同しく師範を相傳すといふ。

廣田嘉左衛門

嘉左衛門貞喬は福井藩士廣田三右衛門の男竹内流居合術に有名なり。松平吉品公其武藝の熟達せるを以て五人扶持を以て召出さる。時に寶永元年なり。正徳元年家督百石を受く。享保十九年一男久太郎其後を繼に至り。故有て御暇となる。或日宅へ小黑町加兵衛來つて發狂狼藉を爲す。即之を擒にし奉行所へ届出つ元祿

十四年辛巳三月十一日卒す。法名一翁淨頓居士。淨土宗鎮西派清源寺に葬る。

横山藤八郎

名は記章通稱藤八郎。福井藩新影流劍術の師範たり。本姓小野其先は小野篁六世の孫横山相模守時季武藏横山に居城す故に改めて横山と爲す。記章は實に時季四十七世の孫たり。父横山記慶<sup>上佐</sup>。慶安三年松平光通公に召出され師範役に任じ福井に住す。蓋し記慶新影松田方幕屋流を以て名あり。流祖を上泉伊勢守信綱と號し曾て甲斐の武田氏に仕へ青年より劍技を練磨して得る所あり。後愛淵威光に新影流を受け。竟に武田氏を辭し武技修業を以て諸國に歴遊す。時に栗本與次といふ者江州に在りて膂力衆に勝れたるを自負し狼籍暴狀人の害を爲す。人これを捕へんと欲して能はず。然るに信綱容易く捕ふ故を以て武名遠近に聞え。將軍義輝公亦大に感賞す。又劍術傑出の事正親町天皇の叡聞に達し信綱を從四位下に叙し次で劍術天覽の榮を辱うせり。後武藏守に轉じ其門に教を乞ふ者頗る多し。松田織部助柳生新左衛門最も巧に代々相傳幕屋彌次右衛門貞清に到る。貞清藩侯の勘氣を被り斷絶に及ばんとするの時記章其流の傳授を得たるが故

信綱の劍術天覽に入る

に弟子を囑付し記章として其流を連綿たらしめたり、正徳元年二月七日記章卒し法號を司勇院一抱石山居士といふ淨土宗清源寺に葬る。夫より子源次郎時章次郎四郎時英藤八郎時房に相傳せり、十郎兵衛記慶殊に奮力衆に勝れ常に相撲を好み光通公の恩寵を受け、貞享二年正月二日卒す、法號を光雲院眞巖圓實居士といふ。

### 萩野利右衛門

正次幼名勘助、後治兵衛又利右衛門と改む、父を萩野内膳家常と稱す、武次は即其三男なり、承應二年六月松平光通公に仕へ手廻と爲り扶持五口を賜ひ、次で渡邊彌次右衛門の嗣子と爲り、猶藩侯に仕へ射術を林彌五兵衛に受け、京都三十三間堂の大矢數に參す、當時渡邊勘助と稱せり、後養父彌次右衛門實子を擧ぐるや官に請うて實父内膳方に歸り、次で萩野別家を命ぜらる、延寶二年三月昌親公先公遺意の旨を以て二十五石を與へ都合二十五石五人扶持を賜ひ供番役を勤む、後改役又減祿の事あるも正徳二年竹林派弓術師範役を命ぜらる、時に上書して年老へ其職に堪難きの故を以て之を辭す、然れども暫時にても相勤むべきの旨吉

射術竹林派の相傳

邦侯より懇命に依り強て其職に就く、是より先忠昌公の時藩内に竹林派と稱する者無し、公林彌五兵衛に命じて其術を石堂竹林に學ばしむ、彌五兵衛乃ち尾州清須に赴くこと前後二回、多年練習して一流の皆傳を得て歸り藩の師範役となり、天和二年を以て卒し實子辰之助父の職を襲ふ、後ち故あつて藩を去る、時に彌五兵衛の弟子中印可を極めたる者四人あり、即ち大井田覺右衛門内田猪左衛門大野仁右衛門萩野利右衛門とす、利右衛門是より勤續七年、遂に享保三年十二月二十九日病卒す、又養嗣即ち實孫利右衛門名は正貫雅名岩之助と稱す、享保四年二月廿日其後を襲ひ年尚ほ幼なり、時に祖父の弟子雨森儀右衛門大關五郎右衛門及び應代源五左衛門等後見役を命ぜらる、是より先き先代利右衛門實子あり、名を多次右衛門といふ、既に御徒となりて別家せり、故を以て正貫祖父の嗣となり、享保八年三月二十九日師範役に任ず、同十七年八月藩命に依り江戸に到る、偶徳内大七なる者あり、竹林派を以て麴町に教授す、正貫公務の餘暇を得て大七と交はり斯道に於ける問答穿鑿等をなし大に得る所あり、同十八年四月二十三日京都三十三間堂に於て千射を爲す、通次率額に千發之内通次三百五十八松平兵部元大輔内渡邊勘助孫萩野利右衛門正貫とあり、元文三年九月十七日福井市愛宕山七面明神前に於て諸流遠的の擧あるや、同役一

逆華王院の通矢

統藩公に拜謁を許さる、殊に岩之助は親しく懇命を被る亦異例と謂ふ可し、延享二年五月廿五日新知百石を下賜せらる、正貫祖父の教を受け其他并びに京都の人柴田笈之助三州吉田の人林參太夫等同流の者と書傳口傳研究最も意を盡し流儀悉く大成を爲す、是より先寛延年間藩公小笠原流の射禮を習はんとす、乃ち利右衛門父子に命じて其門に入らしむ、寶曆三年江戸より歸り、次て九月六日病歿す

遺言の拔書

一病死以後葬送の事如何にも軽く可被致弟子中一家中へ對し外見を劬り當宗旨に名聞とする紅衣の上人多く集へからず、小僧貧僧を願世上並より少次にて取扱、又當宗に歎徳と云て上人を願誦のごとく成物を讀事無益至極なり、簡樸成事に金銀を施んより今日を過し兼る道心貧人身不具成者に一飯を興へ一錢をとらすべし、是誠の功德成べし、中陰の法事猶以軽くすべし、只弓箭の道を不<sub>レ</sub>忘武之嗜不<sub>レ</sub>聞忠義に其身をわすれ二心なくは是を父祖之志を續先祖之名を揚る大學養なるべし、黄泉下にも嬉しと可存、又我魂魄を祭らんとならば必<sub>レ</sub>弓矢之眞實灌頂之極意を悟り見る誠イマカに在<sub>レ</sub>ごとくならん射道の歌に  
我弓のすしはす、しく後のよも草のかけをも弓にとはれん  
當流の極意に至て其本源をしらば當時の僧衆之鉢を鳴し花香を手向、りは一

箭の上に三世の諸佛來迎有て無此正覺の臺に至る妙法の蓮花を具足せむ、我は下凡たりといへとも、弓箭を體とし又用とし又本心とす、何を外に佛道を求む禪家の一喝眞言の阿字法華の妙音是一心の異名にして柳は綠花は紅にあらずや必無用の法事世並に隨ひ輕きか上にも軽くすへし

辭世

歲月を弓矢の道にやしなはれ終の行衛は弦にはなる

正貫娶らず養子を爲す、名は知貫稚名を大五郎と云ひ、後軍四郎又利右衛門と改む、永田四郎兵衛の四男、寶曆三年十月廿九日を以て其後を嗣ぎ亦師範に任す、即ち三代目なり、天明三年六月十八日卒す、後四世相續し弓術師範役となり、元治二年五月他の五師役と共に免ぜらる

高畑金太夫

名は信安通稱を金太夫、福井藩高畑信次の男なり、初め伊作と稱す、夙に居合の術を廣田嘉左衛門貞喬に受く、流祖は美濃の人竹内中務大輔久盛にして、其子藤市郎久勝其術を傳へ、天文年中叡聞に達し常陸介に任せられ、日下開山の號を賜ひ、居合捕手の名海内に普ねし、夫より相傳へ三宅數馬長良に至り、始めて福井松平

數開日下  
開山の號  
を賜ふ



光通公に仕ふ、廣田嘉左衛門は則長良の弟子にして亦召出されて師範たり、嘉左衛門卒するや信安松平宗矩公の命を受け居合の師範と爲り、旁ら藩士に教授す、信安會て年十六師嘉左衛門に代つて他流居合に勝ち其名を博す、是に至つて師に代り其任に當る、時に享保十九年七月なり、是を以て其教を乞ふ者相踵き安本佐次兵衛柳下勘七の如きも亦其高弟たり、信安男金太夫信當、其子季八郎信喬に相傳せり、信安年十三の時中村甚太郎といふ者ありもと牛首村の産、力強く劍術をよくす、ある時廣田が宅に來つて曰く、我門人となるの望みあり、然れども劍術を少く學びたる事あるを以て同じくは太刀筋を貴鑿に供し門人とせられなば幸なりと、廣田之を諾し信安をして敵手と定む、信安年少にして微弱中村不滿の色有り、既にして双方立ち向ふ、中村は二尺餘の木刀を持ち、信安は小木刀を提げ單刀直入、進んで中村を撃つ、中村忿怒燃るが如く、今一回勝負を試みんことを望む、廣田聽かず、然れども強ひて止まず、竟に許す、信安中村を撃つこと初めの如し、中村撃たれながら勃然と怒り、信安が髻を掴み勇力に任せて引き寄せ木刀を以て刺んとす、信安すかさず柄頭を以て中村が眉間に中つ、其疾速なること石火の如く、變に應ずること神の如し、中村即倒れて息絶ゆ、諸人の介抱漸く蘇れり、是よ

做説を挫折す

り信安の名頼に高く、又吉品公の寵を得る尤も厚し、公泉水に遊ぶの時、信安を召し居合を觀る、信安が其演技に多忙にして衣服の毀損を顧みるに暇無きを憐れみ、玉ひ衣袴等を下賜せられしといふ、

### 明石甚左衛門

名は慶弘通稱甚左衛門父を藤太夫貞弘初吉と稱し、福井藩主松平吉邦公貞弘の兵書に精しきを聞き擢げて隊士に充つ、貞弘もと兵學を修む、即ち其流山本勘助に出で、小幡勘兵衛景憲よりの傳來たり、享保年間貞弘卒して正弘嗣ぎ、幾ばくもなく江戸に歿し、故有り祿を沒せらる、更に次子慶弘に賜ふに月俸五人口を以てす、時に年十七、善く父の書を読み力學して倦まず、性慧敏強記兼ねて百家の學に渉る、宗矩公の時に及び二十五石五人口を賜ふ、元文三年公命じて兵法雄鑑五十二篇の註疏を爲さしむ、翌年書成りこれを薦む、侯賞して時服を賜ふ、是の年秋百石を賜ひ始めて兵法を進講せしむ、從來井原頼文の傳統軍政を管掌し、専ら義經流の家説を進む、是に至つて兩家の兵法を併用するを以て藩例とす、初め武田氏の兵法を學ぶ者數家、慶弘就てその傳を訊窮し、武教要集十篇を撰し、其派別を合

兵法雄鑑の注疏

藩例義經の武田流の兵法を流經用う

一し以て一家の言を立つ、執政大夫諸有司より業を其門に受くるもの凡一千餘人、藝園の盛當時其比備無しと云ふ、明和五年十月八日を以て家に卒し、浄土宗清圓寺に葬る、時に年六十有五、其後甚左衛門教弘甚左衛門慶房亦相傳へて師範たり、著書武經要略、武教要集、雄鑑備考、受用備考、原武論、甲陽軍評判俗説辨、軍歌集、鄙言茗話、雄鑑講解、七書講解、閑窓夜話、神武管見録、其餘著書多し

栢堂先生傳

栢堂先生、姓明石、諱慶弘、字毅夫、稱甚左衛門、曾祖全真稱相野、甚左衛門、仕關白豐臣秀次公、父曰明石源三郎全友、始赤松氏之産、後仕浮田秀家爲將帥、有戰功、全真別植家、弟掃部介全登即爲嗣、全登幼而爲毛利氏質、後爲秀家之國老、領秩二萬石、關原之役、浮田氏滅矣、全登仕豐臣秀頼公、全真者秀次公滅後與母住山城州佐賀野、故以佐賀野爲姓、又改相野、後居越後州高田、大坂之役、掃部介全登、其弟丹後守全延、其甥十兵衛等爲秀頼公戰、死于大坂、十兵衛某爲全真之長子、祖父吉勝以幼弱從父居高田、全真元和三年卒于高田、壽六十三矣、吉勝稱明石十兵衛、後改藤太夫、仕吾越之忠昌君、來于越前州、從酒井氏之隊下、娶波々伯部氏生二女、一嫁田崎氏、子養吉崎氏之男、以一女配之、其所養男曰明石兵左衛門吉住、別賜祿、從酒井氏

裏面士は  
大番

也、嫡配死、娶湯淺氏爲繼室、生先人貞弘、稱藤太夫、號一隅軒、吉勝寛文九年卒、壽六十九、葬松本清圓寺、貞弘爲嗣、自弱冠志武經之學、從諸家之師、遊片山三盛、若竹有貞、雨森清貞之門、以武田之兵略得、至其蘊奧、而以其名鳴國、遊其門者百有餘人、娶湯淺氏生一男一女、男正弘、稱藤太夫、繼家、一女嫁鈴木重矩、一女嫁戸田英房、嫡配死、娶大橋氏爲繼室、生三男一女、男某早死、次今之先生也、次氏春字既成、稱十太夫、出繼村田氏、女嫁關忠英、先人正德五年擢爲翼衛士、正德六年卒、六十一、葬松本清圓寺、先生以寶永元年生、享保五年兄正弘沒於東都之瀋邸、葬深川靈岸寺、於此本嗣已絕焉、先生是歲十有七、以能父之業、先侯吉邦君別賜俸、而使與家系也、故夙夜志武經之學、從父之門人奥山政純、松波正雄等講習討論、孜孜不已、享保十年宗矩君重增、俸愈勵、其業使鄉黨子弟教誨其道矣、元文三年命使注、解雄鑑抄五十二卷、期年而成、獻之、則公手自銘其篋、常置左右而翫覽焉、延享元年爲近侍、三年賜祿、使陪從于東都、日夜使講武田之兵略、恩賜日渥、寶曆十一年進爵爲大旗之長、入弓銃將之列、明和三年今公亦召使講兵略、使執政之子弟近侍之臣數十人侍、席聽焉、進爵爲駟士長之列、恩遇倍以渥矣、遊先生之門者、自大夫至庶人、將至千有餘人、邦國之諸師未聞如斯多者也、生涯所編集之書、武經要略、武教要集、雄鑑備考、受用備考、

原武論。甲陽軍評判。俗說辨。軍歌集。鄙言茗話。雄鑑講解。七書講解。閑窓夜話。神武管見錄。其餘著述甚多。娶中村氏生三男。長教弘。稱文藏。襲箕業。次勝秋。稱孫七。出繼松原氏。爲近仕。卒于東都。次某早死。嫡配死。娶澤田氏。爲繼室。生一男。白友久。稱文之。繼武澤氏。嗚呼先生之於武經之學。涉獵和漢之兵略。削心約志。教導士人而不倦。間則能詩文。嗜和歌。能張皇箕業。與隆家名。照大光明。獨步古今。僕欲誌其狀。雖才拙而  
言不盡志。妄忘固陋。謹記其梗概。傳不朽。

維時明和四年丁亥秋八月於越藩大味浦客舍

村田氏春謹書

宇都宮恒右衛門

茂綱通稱を恒右衛門と稱す。家世福井藩砲術家たり。流祖山下彦三郎吉章は肥後熊本之士。元和年間砲術を鍛練し異風の砲並に發射の一流を發明す。名づけて極奇流といふ。二代立田宇左衛門繁供は寛永年中の人。夙に吉章に従ひ其術を修め更に發明する所あり。後福井藩に仕ふ。三代を茂左衛門綱久といふ。亦繁供に就き其業を學び更に捧火矢一流を發明す。是茂綱の祖父にして下野守廣綱四代の孫。茂左衛門繁綱の子也。繁綱寛永年中越前に來り福井長者町に住す。綱久元祿五年故有り。

捧火矢の發明

宇都宮を八田と改稱す。四代八田茂左衛門綱完又其後を襲ひ元文中又宇都宮に復姓す。茂綱其後を嗣ぐこれを五代とす。六代茂左衛門豐綱七代五郎助綱壽八代又左衛門綱信に及べり

關甚五左衛門

名は英利。福井藩關甚五左衛門忠英の男なり。福井に生る。先祖は關若狹守武勝。蘆田下野守信高に仕へ。信州佐久郡廿五貫文を領して同國に居る。子勝元。蘆田信蕃に仕へしが其子康寛後宗。越前に來るに従ひ。蘆田圖書頭の與力となる。之を關武成とす。三代業元の時。元祿十年八月十五日藩に召出され。新知十七石三人扶持より三石加増ありて大番入に進む。四代忠英馬術を練習し享保九年溝口主膳正家臣小幡惣八郎爲春より大坪流馬術の口傳書を授かる。子英利。猶若年のとき父没す。故に口傳に脱漏あるを憂ひて辛苦すること多年。こゝに西村五左衛門忠利の門人青木萬右衛門安幸が弟子に田中段右衛門友幸と云人あり。依て之に就きて傳授を受く。時に安永八年なり。子英次。嗣ぎ代々馬術の師範家なり。

小幡爲春の馬術口傳

關氏馬術歌書序

村田氏純

井上滿宣翁者吾本藩之士也。從弱冠好御馬術。其業最精。其餘能武伎矣。所其修熟探御馬之大旨。而爲倭歌百餘首。贈關英利。英利祖父業元以善御馬術仕吉品君。而有佳名。先人忠英繼箕業倍精其道。故遊其門者若干人。英利幼而缺父。深志父祖之業。百練千行。得其道。超越父祖。於是先君暨今公師英利。恩遇日渥。無每東行。不使陪從。故其名鳴東都也。屬者閱翁所贈之和歌。感慨最深。故拔萃者解卅餘首而贈翁。翁亦嘆美焉。英利之先人忠英之門人林勝平閱其稿。感翁與英利之志。合書而爲冊。今也翁亦勝平爲物故也。於是英利感二子之志。藏其書秘篋。而欲傳孫子焉。予亦以英忠之門人。以其書示予。予喜。二子之志深英利之愛人之篤。而著其旨。以鄙言書卷尾。安永四甲午年冬十一月。

### 高田三郎左衛門

高田三郎左衛門は福井藩の徒士たり。武田の兵略に達するを以て其門に遊ぶ者幾許。後騎士に列す。小祿を食むと云へども威儀嚴重常に玄關より出入し。若黨出て送迎す。藩中の權門兵法を談ぜんが爲に招待すと雖も駕を以て迎へざれば至らず。然れども上下彌用ゆ。或時中角河原に於て地雷砲を試む。火を移すの時刻少

地雷砲決  
死の答

しおくれ暫く有て火大に發す。其勢山を裂き河水逆登らんとす。皆人魂を消す。井原某も亦行て見物す。事終て三郎左衛門に謂て曰く。火藥の法調ふと云へども火を移すの時刻相違せり。情すべき者か。三郎左衛門答て云。我は只藥の分量得失を試るを以て宗とす。此器は是敵千萬人を殺すの器なり。圖に當て用る時は我手づから火を執てさし。千萬人をほろぼさん爲には小臣が一命を捨ん事惜むに足らず。此の如くなる時は刻限相違する事なしと。

### 津田傳右衛門

對則傳右衛門を以て通稱とす。福井藩士なり。其先は紀州小倉の人津田監物算長とす。天文三年を以て種ヶ島へ渡り土人屏太郎より砲術を得て紀州に歸る。算長の長男二男共に種ヶ島に生れ長を監物算正と云ひ次を自由齋杉之坊明山と云ふ。明山は杉之坊に住職たり。兄算正病身なるを以て僧侶の身として鐵砲を傳授し自由齋流の名世に聞ゆ。算正の子監物重長といひ重長の子を兵部忠雅と稱す。加藤肥後守に仕へ祿五百石を食み後飛騨高山城主金森出雲守に就き二百石を食む。對則是即ち其次男なり。金森家没落の後去て紀州宗家に轉す。承應二年福井

自由齋流  
砲術の傳

藩主松平吉品公に召し出され吉江に居り番組と爲り鐵砲師範たり、對則の子傳右衛門延則其子傳七宗則養子傳七則敏養子猪作則通養子傳右衛門則文等相傳へて師範たり

### 岡田助右衛門

名は宅廣祖を岡田助右衛門尉直教と稱し、織田信長公に仕へ、武功數度三州小豆坂合戦の時七本槍の一人たり、宅廣性弓術を好み、鈴木武兵衛に就て吉田印西流を修め、印可を極むるも猶足れりとせず、又高山派久野彦三郎を師として其印可を得、後他國に修行し、澤田猪右衛門繁信に依て道雪流を江戸に修め、其蘊奥を究む、後國に就き遂に松平吉品公の弓術師範と爲る、實子岡田初右衛門宅信亦弓術に巧みにして、京都三十三間堂に於て矢數を試み、七十五本の通矢を以て名を博す、然れども後藩を去つて他國に到る是を以て養子其家を襲く、即ち二代助右衛門美廣是なり、三代を助右衛門廣帶といふ、その養嗣にして、寛延四年四月廿四日三十三間堂通矢六十一本の名を得奉額あり、天明八年秋門弟中廣帶の爲めに石碑を御船町八幡宮境内に樹つ、又四代を助三郎廣隆と稱せり

道雪流弓術の奥儀

蓮華王院の通矢

### 落合善兵衛

姓は落合、名は義忠、初め左五太夫と稱し、後に善兵衛と改む、福井藩の弓術師範たり、其祖落合主膳安吉秀康公に仕ふ、後忠直公の時故有りて國を去り、次男左馬之助堀尾山城守の家臣と爲る、堀尾家滅亡するや出雲に塾居す、其子善兵衛義安江戸に出づ、寛永九年松平忠昌公に召出されて知行を領す時に、寛永九年なり、吉品公吉江に在住の時嫡子左五太夫義忠召出されて又別家す、宗家故あり断絶するに方り、義忠左五太夫を改めて善兵衛と稱す、義忠曾て弓術を飯島新左衛門由周に學び、其蘊奥を究む、職を吉江に奉する以來師範と爲り、公の知遇を得、養君昌方公に教授し、箇條目錄を捧げ、公の誓紙並びに鞆矢筒を下賜せらる、後嫡子善兵衛義繁宗矩公の時に方り、其家督を繼て勤む、然るに故有て師役を免ぜらる、子丈右衛門由敬復伊藤助十郎の門弟と爲りて多年射術を修め、再び師職に就く、時に寶曆十一年八月なり、其子助九郎由孫また其術を相傳す

飯島由周の射術を傳ふ

### 町田嘉兵衛

武 術

大坪流の馬術を傳ふ

名は利勝、通稱嘉兵衛、大坪流馬術を以て名有り、寛文三年松岡松平昌勝公に召し出され、祿二十五石及び五人扶持を賜ふ、乃ち大番入馬乗方を勤めたり、子源五郎利久、その養子藤右衛門供榮、その男藤右衛門利涉、藤右衛門利見相傳へて數代に及ぶ

### 松本善藏

石井利常の町田利涉の馬術を傳ふ

名は福舊、通稱善藏、福井藩馬術家たり、祖父を松本善藏能久と稱し、大坪流馬術を石井彦一郎利常より受け、其子小平太能重に傳ふ、能重は即ち福舊の父なり、福舊幼にして父を喪ひ、町田利涉の門に入り、其術を研究す、元文元年九月六日家督幼年にて五人扶持新番並二年十八石三人扶持となり、寛延元年八月廿九日新番入三年四月十五日二石加増、寶曆七年十一月十一日大番入、安永四年十二月二日五石二人扶持足となる、養子福道は關英利に就て學ぶ

### 伊藤助十郎

長紀通稱助十郎、其祖は朝倉義景の臣たり、伊藤勘兵衛長秀と云、忠昌公に仕へ二

弓術師範に拔擢さる

十五石五人扶持を賜ふ、昌勝公松岡に移らるゝの時従つて勤め、其後退隱して嫡子六郎左衛門長森家を嗣ぐ、長紀は即ち其子たり、長紀弓術の巧妙を以て別に十七石四人扶持を賜ひ、其師範と爲る、父長森の致仕するや家を嗣ぎ、曾て賜ふ所の秩祿を以て次男伊藤左内に賜ふ、宗矩公の時に至り、門人を教授する勞を賞せられ、新知百石を下さる、後退隱して嫡子覺左衛門長信職を襲ひ、又名を助十郎と改む、弟子七平長貞亦相傳へて其術を修めたり

### 村田安右衛門

吉秀、通稱安右衛門、槍術を以て百五十石の祿を食み、松平宗昌公の師範役と爲る、祖父を村田兵右衛門秀久と云ふ、備前岡山の浪士にして、福井石場に居住す、一日福井藩主忠昌公鷹を郊外に放つ、途上にして秀久拜謁す、遂に子長三郎召抱ふる所と爲り、三十五石五人扶持を賜ひ、小姓を勤む、長三郎後市郎左衛門と改め名を次吉と曰ふ、即ち吉秀の父たり、吉秀大内無邊流を陰山八左衛門に受け、八左衛門去るに及んでこれが後を襲ふ、吉秀の子弟右衛門秀門、その養子市左衛門秀房の養子安右衛門英至、安右衛門の養子新之丞秀彪、同藤之丞秀雅に相傳せり

大内無邊流の槍術

武術

### 國澤幸左衛門

苗隆幼名萬藏、通稱幸左衛門、福井藩士なり、父を國光隆と稱す、曾父直時、天和三年馬乗として召出さる、元文三年八月二十一日苗隆更に馬術にて召出され、十五石三人扶持新番入となる、延享四年五月十六日大御番入、明和元年八月順座安永四年書院番宗矩公の時新知百石を賜る、子苗珍亦書院番となり、次に養子苗清嗣ぐ

### 笹治刑部

刑部は福井藩士にして鎌寶藏院派の師範家中村市右衛門が門弟にて勝れたる英名あり、其頃谷崎忠左衛門、葉島茂兵衛、水野源七本多武兵衛、此刑部以上五人を印可の弟子とす、市右衛門此刑部を抜出し八箇の切紙を許したるを、右四人等大に之を憤り、刑部方へゆき對面して八ヶ傳來の趣きを賀し、さて一本づゝ御相手に成度き旨を述べ、刑部聞て之を知り夫は奇特なる事なり、随分相手に成可しと答ふ、先一番に本多武兵衛二番に水野源七何の手もなく打負しけり、次に葉島茂兵衛も負る、谷崎は中にも勝れたるもの一身の大事と持こたへけれど終に庭な

八箇の免  
許四人を  
怒す

る蓮池の中へ打込れ、再び打ば打殺すべき刑部の顔相には是非なく四人共にあやまり入て歸りける、刑部常に殺生を好み鴨などをあまた掛け置て與力家來の内鎗を嗜む者に、我を一本突候へ、此鴨を得させんとて二六時中怠らず勵まし、水野源七も亦熱心にて、或時卷網を持ち鮎川に出けるに高のしの鮎を見掛けて走り掛りけるに、忽ち鎗の仕掛を會得し其網を打ずして歸り、鎗の支合を爲し、大に悟る所ありしと

### 力丸大吉郎

名は之靖、通稱大吉郎、福井に生れ、聰明常見に異なる事枚擧に暇あらず、人稱して父彈正義氣節操の陽報とす、彈正東山の傳寛政四年年甫めて三歳、二月下旬園中に遊び、細き一桃枝を拾ひ得て自ら糸もて弓の如くにし、又古き箔子はしごのとけしるを矢とし、庭樹を的に戲射すること數十回、やゝもすれば偶中することあり、父彈正曰く、夫射は六藝の一、吾家世々之を専らにす兒や性こゝに近きは天の寵先大人の遺志を繼ぐ一端ならん、試に之を導かんと、乃ち薄き竹篋子たけかごの一尺餘なるを弓とし授く、大吉郎喜悅眉宇にあふれ、後また保人たもをまたずこゝに戲遊す、四月二

天敏の弓  
術家

武術

十八日始て竹弓の長さ二尺餘なるをもて尺二的を五歩に射て偶中する事を得たり、其後彈近射法を授けて蹠たふしをさす事を教ゆ、性餘裕なるを欲するが故に情態をはかり、一點の強爲こゝろをなさず、七月朔又竹弓の長さ二尺八寸なるをもて尺二的を十歩に射る事を得けり、同八月朔始て尺二的を十有二歩に射る事を得、此時弓の長さ前の如くにして厚きを以て其力をます事凡そ一倍、弓人之を製す、岡田秀助同伊助十一月朔始て一片の弓を以て尺二的を十有四歩に射て偶中する事を得、因て弓人小川久助製せる的弓造のうすき三尺三寸ほこ矢すり下一尺三寸五分なるに、一尺一寸五分の矢をつがはしめて以て十有四歩的を演射する事數日、幸にして十發八中することを得たり、觀るもの其形勢の美を嘆稱し、丈夫も及びがたしとす、是に於て彈正射提を命じ小遠射法を授く、所謂差矢前なり、弓は前の的弓のほこをつめたる少く力のませしものなり、弓人は岡田長右衛門、翌五年大吉郎年甫めて四歳、春正月十八日前の的弓なるものをもて矢行を試る事數十矢、大抵二十有餘歩を減せず、四月十一日一吏の需めに應じて六寸的を十有二歩に射る事を得たり、七月朔始て射を京都蓮華王院の半堂に演す、矢行凡そ二十有五六歩、是に於て父彈正弓矢を調べ三尺八寸ほこ一尺四寸やすりなる差矢弓を命

じ、矢の長さ一尺五寸とす、弓力を試す具は七百五十目重なる鐵物をさけひけを觀す、時九寸ひけをもちて準とす、同廿一日堂射五十發法を得るもの二十有五、高拂と稱するもの二、是より凡そ三ヶ月試射する事を怠らず、同九月盡始て角いり蹠たふしをさしめ、弓のほこをつめて弓力をまし、前の鐵物をもて八寸ひけを準とす、こゝをもて堂上を試射する事凡半月餘、十月十二日一君子の需に應じて堂上堂矢をもて三步半の近射を試む、糸をもて錢をさげこれを的とす、幸に偶中するもの數矢、又二歩にして之を試むる十發六中、その上糸もとの如くにして錢をわるもの三回、同十六日黎明より下晡たふしにいたり、臂力かたを試す事一千矢、大吉郎時に自ら千矢を乞ひ早起して父を促がす、同十八日再び臂力を試す事一千矢、彈正一君子と道を談する事あり、故に射あけ午後に至る、蓋し雨ふりて堂射やすめる日も藁わら砧いしに射ること四尺百を減せず、又一千矢を試むるもの既に兩回、未だ嘗て手のいたみありしを知らず、同廿七日新弓七寸ひけなるをもて堂上に試す事二百矢、一かた五十矢づゝ、四たび所謂通矢凡そ百五十有餘、此時人に請て弓を空張す、其強に驚き嘆美や、久しく皆聲を揚げて小さき大將と賞呼す、是より前大吉郎少く凍腫こむすぶの患あり、或日父の門人三好秀與謂て曰く、令郎の射術前代未聞の奇觀なり、



都門の上下越前の神童と稱す、聞く近頃凍腫瘧たりと、此式は天の祐くる所先生  
 なんぞ千射式を行はしめいよ／＼ます／＼奇觀を大にせざるやと、彈正曰く嗚  
 呼今の堂射式なるもの放臣輩ちんぱいの力よくしやすからず、况や千射式なるものをや  
 と之を辭す、時に大吉郎傍にありて之をさゝ兒をして百射又は千射なりとなさ  
 しめ玉は、く兒努力よく射るべしと、父笑つて曰く宜なり、兒や家の有無を辨へざ  
 る事を、しかし四歳の童にして堂射の業を勤めんとする事感なきに非ず、今の積  
 誠をつくし聊か其功を世に表す、兒や凍風の烈さを恐るゝ事なかれとて、冬十一  
 月朔正午いよ／＼半堂百射を開基せしむ、松井右近永亨證正通を證する矢四十  
 一桎頭及び外飛の如きは一も與からず、或は曰く細矢錯認ありと、これを近世拙  
 射の賤丈夫が徒に名を貪るしわざに比較せば、霄壤も管ならず、今日群集の人射  
 手の小にしてよく射たるを賞しこの子拂矢數をなせし名人なり、願は射し所の  
 矢もて護祐符たごひにあてんと其矢を請ひて頂き禮するもの多し、且詩歌の頌を寄贈  
 せらるゝ中に

小くても通す矢先は大吉郎四歳をさけはもとか力丸

堂上醉後賦家兒大吉百射歌

蓮華王院  
半堂百射  
の開基

東山 力丸 之光

君不見力氏壯圖今雖微、四歳升堂試雄飛、白羽追隨卅餘步、白羽矢二捧日賞扇樓  
 上輝、奇觀遠近人群集、齊叫高過稱古稀、細腕勇勢天所祐、如自有物育斯幼、幼稚努  
 力小膽張、弓順半月弦、吹霜朔風競、響寒凜凜、百矢虹影氣揚揚、更向迺公乞千射、射百  
畢猶乞迺公放臣慨且慷、笑指籠贈斗斛酒、開樽先舉白玉觴、  
 人其神速を稱す、後數回堂射を試む、蓮華王院に通矢したる當時の弓矢を奉額  
 とし大吉郎の小さき手印を押したり、唯弓技のみならず亦書をも能くし詩を  
 作りて白山と號す

京都三十三間堂奉額寫

寛政五年癸丑冬十一月越前力丸十郎左衛門武英嫡孫

半堂百射開基 四歳童 力丸大吉郎

奉納 (弓矢)

百發内通矢四十一

檢證松井右近永亨 花押

父力丸彈正之光指南  
所試弓長四尺厚三分五厘  
矢長壹尺五寸

### 山口彌太夫

彌太夫名は尙通、夙に射藝を嗜み、吉田貞澄に従ふて學ぶ。寛政十二年の夏、貞澄の家にて卷葉を射る。所謂小口前なるもの、晨より暮に至る、發矢七千四百五十三枝、既にして尙通京都に上り三十三間堂に射を試みんと欲し、これを師に語る。貞澄亦これを勸む、遂に此事を福井藩主に請ひ、暇を得て京都に抵る。堂射の法未だ遽かに場に臨まず、當堂の監理者期に先ち射者をして初芝射式を試ましむ。蓋し邦俗訛つて芝を以て茅草の字と爲す、その初芝といふ者、堂射の初め、堂下茅草の地上に就き、遠きを射るの術を習ふを謂ふなり。其式大に備はり、尋常郊射の比に非らず、尙通三月晦日を以て初芝射式を試み、四月三日始めて堂に上る。演習一月ならず、技既に熟し、其月二十六日堂射を試む、發矢一千、其通箭なる者四百九十七枝、尙通射容端正にして、矢を發する適宜、觀者善と稱せざるもの無し。堂射既に畢はり、歸藩の後尙技を練り、日に師家に造る。炎夏、嚴冬と雖ども懈らず、同七年の春、一晝夜小口前肩様なる者を習ふ、發矢一萬四百六拾枝、而かも神旺んに氣盈ち、未だ曾て力の疲れを見ざりと云ふ。

蓮華王院  
の通矢

藩士山口彌太夫、名尙通、夙嗜射、從藩射士吉田氏貞澄學焉。寛政十二年庚申之夏、有吉田氏家射卷葉習、稱小口前者自晨至昏、發矢七千四百五拾三枝矣。既而尙通思上京試射技於三十三間堂。吉田氏亦勸之、於是乃請吾公。文化六年己巳春三月發藩、遂抵京師。而堂射之法未遽臨場、當堂監箭官先期令射者試初芝射式。蓋邦俗訛以芝爲茅草字、其稱初芝者謂堂射之初、就堂下茅草之地上習射遠之術也、而其式大備、非尋常郊射之比矣。尙通以三月晦試初芝射式、四月三日始上堂演射、不一月練習既熟、其月二十六日試堂射本儀、發矢一千、其通箭者四百九十七枝云。爾時射容端正、發疾適宜、觀者莫不稱善矣。尙通堂射既畢、歸藩之後不敢以己射技自憚。日造師家、雖炎夏嚴冬、演射弗懈。七年庚午之春、一晝夜習小口前肩様者、發矢一萬四百六十枝、而神旺氣盈、未嘗見力疲矣。嗟呼尙通以弧矢養其剛勇、技試皇都、名標堂額、其爲師父者、寔可不欣抃哉。尙通之京也、其師吉田氏亦携其息貞林、其孫貞成、與偕行方、尙通試初芝射式皆與焉。乃使都人知射術之所以相受、師弟之所以益厚、不亦美乎。尙通使畫工繪堂射圖、又求余記其事。余與尙通嚴父士錦氏相識已久、誼不得辭、因述數言。

文化乙亥之冬

武術

文學 前田 潤

五百十七

### 土屋十郎右衛門

武藝七家の免状

土屋貴純は福井藩士なり、性實直にして士道の本業を修し、武術諸流に達し、師家の免状を受くること七家、殊に甲州流軍學に長じ、古老印可の許を得たること三家、天保十四年目附役兼武藝掛を命ぜられ、安政五年武業引立の趣意に盡力して、軍備の豫防武器器械をも修葺し、専ら擴張を勤む、嘉永六年江戸の藩邸にありて、勤番定府惣人員を集め、五色の備立を爲して調練す、翌年品海亞米利加軍艦渡來す、御殿山警固の人数操出の節、準備整方人数行列の役を勤め、其整方全備したるを以て大に諸藩に於て好評ありたりと

### 長谷川八十郎

麒麟の手筒を預る

勝明福井藩士長谷川武右衛門勝弘の長男なり、幼名を吉太郎後八十郎と稱す、晩年静帆と號す、福井藩士たり、天保九年三月五日大番組を命ぜられ、且つ砲術師範役と爲る、藩主の所藏たる麒麟の手筒及宗矩公遺物の手筒預役たること故の如し、慶永公の時に至り、泥原新保浦に於ける砲術の技群なる賞詞を受く時に天保

十四年十月十九日なり、嘉永三年三月廿三日師範の勞を賞せられ、紋章の社祓を賜はる、次で安政二年三月十四日教授懇到力を後生に盡すことを嘉みし、目錄を下し、又紋章社祓一具を賜ふ、

### 横山十兵衛

餘技尺八を弄す

名は時庸、通稱十兵衛、福井藩劍術の師範家たり、家祖曾て松田新陰流を戒重肥後守上泉伊勢守等に相傳し、代々其技に長ず、十郎兵衛亦著名なり、且つ好んで尺八を吹く、虛無僧寺の傳授を得、弘化嘉永年中堪能不双と稱す、常に遠國の修行者これを聞き傳へて來るもの多く、其邸天草町地藏町門に接し、外廓に背せし處なりしが、尺八修行者の吹巡ると聞くや、自ら亦尺八を吹き、吹き寄りて相語らひたり、ある時途中熱心の門弟に出會したり、偶快晴なれども西南の雨壺不安心なりと傘を携へ下駄を穿ち居たるを認め、これを賞して曰く、我流の奥儀全く其處に極まれり、余甚だ喜ぶ、宜しく勉勵熟練すべしと、其門弟に教ふる概ね此の如し、安政三年丙辰四月十一日卒す、貫練院道譽竹翁居士、淨土宗清源寺に葬る、畑六平岡谷彌平等は尺八の高弟にして其傳統たり

淺井常次郎

名は直字は義山、通稱常次郎、天保十一庚子十月廿六日を以て生れ、其先淺井長政より出づ、父を政昭と曰ひ、福井藩の目付役たり、性讀書を好み、最も新安の學を尙び、人其行誼を稱せり、所謂柏庭先生これなり、義山少にして武藝を嗜み、暇あれば劔を撃つ、又槍術を荒川喜代太に修め、柔術を久野猪兵衛に學ぶ、常に意を佩刀に用ひ、嘗て名匠鑄る所を索め、自ら之を裝ふ、慨然人に語つて、國家事有らば則ち吾之を提げ、敵に赴いて死せんと、元治元年七月長州が兵を率て來つて、禁闕を襲はんとするや、時に福井藩守護に充れたり、其銃手隊列を整へて進んで、堺町に抵る、長人兵を街巷に伏し、福井藩兵の至るを待ち、街の屋上より連砲亂發、飛丸雨の如し、藩兵遂巡として進まず、轉じて其衝を避く、歩兵隊之に次ぎ、先を爭うて死力を出す、長兵また預め、應司邸に伏し、門牆間より銃を持て之を射殛す、義山勃然として怒り、徑ちに墻下に走り、大に罵つて曰く、軀を匿し人を殺す者は勇士に非らざるなり、長兵之を聞き、槍を撥めて突出、吶喊す、義山獨刀を揮ひ、騰躍敵中に入る、直ちに一人を斫り、奮闘大に力ひ、偶後背より具足の背腋を突く者あり、遂に義山力

意を佩刀に用う

長兵を勇士に非らずと痛罵す

支へず之に殛る、時に元治元年七月十九日なり、同夜遺骸を鐵砲長持に容れ、福井に還送す、次て廿三日松岡村曹洞宗天龍寺に葬る、法號を放光院義山直勇居士と稱す、享年二十有五、其八月十日を以て朝廷より御沙汰書を下付し、其功を追賞せられ、藩にては一家を建て、常次郎跡式として百五十石下され、則親戚荒川十右衛門甥外卷をして其後を嗣しめ、大御番組と爲す

淺井義山墓表

越有忠烈士。曰淺井君義山。爲人沈毅簡默。外如其中。然語及時事。慷慨淋漓。動輒曰。危國惑民者。雖拔山之夫。吾刺矣。其言之也。目光炯然。如將撫劔者。人或譏之曰。此狂夫也。徒爲大言耳。時託名攘夷。搖民心者。東西出沒。故君言如此云。長賊之犯宮闕也。吾軍防禦町門。敗之。賊又伏兵于鷹司邸。從門牆間發銃殛之。君勃怒徑至墻下。大聲罵曰。匿軀殺人者。非夫也。蓋格闘決死生。賊聞之。撥鞘突出。君揮刀騰躍入敵。直斫一人。又前與一人相搏。方割首。賊兵來縱。君力不支。遂死之。我兩公聞之。歎惜。君以爲次子。故無子。因賜秩百五十石於從祖昆弟荒川某。別嗣其後。蓋旌忠烈也。嗟乎人不知忠義之爲重。則一遭變故。狼狽失措。至其甚也。貪生畏死。而不遺耻。後代者鮮矣。惟忠義之士。則白刃交前。毅然冒之。雖至殺身而不顧者。蓋以爲君父故也。若君者。其庶幾

之。故我春嶽公。作文祭之。有死忠之語焉。夫自古忠孝節烈。何世無之。然經年之久。名填溝壑者衆。其幸不相隨以沒。而著于儒生之手者。儒生又不足取信。是以致泯沒於無聞可慨也已。今若君之事。既有春嶽公之文。則其傳固不待言。何其幸也。君諱直義。山其字。又字常次郎。系出備前守淺井長政。曾祖諱政辰。字某。以俳歌聞。祖諱政良。字某。早卒。父諱政昭。字某。好讀書。最尙新安之學。人稱其行誼。所謂拍庭先生者也。仕至本府目付。母宮北氏。君少嗜武藝。有暇學兵擊。劔又用意佩刀。嘗索名匠所鑄者。躬親裝之。以謂國家有事。則吾提之赴敵死矣。是役也。卒如其言矣。君生天保庚子十月日。物元治甲子七月日。享齡二十有五。葬福井城東松岡天龍寺先壙之側。其兄希路。頃向剛述君事跡。嗚吧且言。願得子一言以垂不朽。此余所以報弟也。噫。剛何人也。常懼後世不知。剛之爲誰。而况能及君耶。然春嶽公之言。千古不磨。且俾後之臣子。有所鄉慕而勉於爲善。則剛雖不文。其何得辭也。因叙其梗概。使之鑄諸墓上。慶應元年夏四月某日。越府矢島剛表。

元治甲子秋七月。長毛豪賊窺鳳闕。嗟峨伏水陣。雲屯叛狀已具命。征伐此時九門及官廳。護衛之士悉戎裝。徹夜巡羅明炬火。糾糾武夫列刀鎗。豈計賊入楊梅府。倏急彈

丸紛如雨。仍是短兵來突衝。我軍戮力勤禦侮。就中汝獨最卓然。奮躍勇往著先鞭。血交戰繼以死。膽氣如鐵百練堅。我軍見之愈鼓動。賊也敗跡皆心慄。一朝掃蕩力有餘。帝都銷盡稜氣燭。深宮從此安聖衷。汝死實是非無功。汝雖死矣猶如生。青史姓名垂無窮。

右淺井直戰死詩以記事 越前宰相書之 賜淺井政由

弔淺井常次郎戰死

元治改元龍甲子に次る。秋七月長州の亂賊等京師を動搖せしむ。諸侯伯之警衛九門の持口に堅固稻麻の如くにして。吾越藩は堺町御門也。豈計らんや十九日眼の前なる鷹司の館より賊徒俄に旗を立砲を放つ事急なり。依て吾兵も銃隊を作り槍隊を備へて變に應ずる事亦急なり。雙方の銃聲烈しき中より。強賊一騎躍り出て進み來る。爰に吾先鋒淺井常次郎一番に走寄り槍先に突伏たり。續て來る賊兵も又突伏或は太刀先に切倒し又組討にする者數多なるに。後ろより具足の背脇を突く者あり。斯有る處へ味方の築田八十郎走來て賊の首を刎たりしかと惜むべし。深手にて落命す。嗚呼吾藩の先鋒に此英雄あつて賊徒の總勢大敗に及び。吾君侯の英名を擧て比類なき勇功を九重の内に輝かしたる哉。是も此英士は予が射法の愛弟にして。先に奥旨を傳へしを自得せし時。總て槍も太刀も此所にこそと微笑せしが。今其顔色の佛に顯はれ。扱も兼々親の如く子の如きの深情より。嬉しさの餘りに筆をとりてこゝに千載の不朽を垂るのみ。

名とちりし鎗先の夢の魂祭

袖をしぼりて寒き秋かせ

宰相

川地暮江

### 西尾源太左衛門

教寛通稱源太左衛門は福井藩士たり、杉浦英元二男四年辰教翁 夙に意を砲術に留め津田源之丞流義を傳ふ會て江戸に入るや下曾根金三郎江川太郎左衛門等に學び刻苦勉勵以て大砲小銃とも熟練歸國して教授す、砲術は長谷川八十郎津田源之丞宇都宮五郎助筒井十太夫津田榮五郎等五宗の奥儀を免許あり就て學ぶもの多く初め三之丸惣武藝所内後ち堂形訓練場又平岡山麓等に射的場を築造し舊師範役を以てこれを組織し、教授最も力む、次て弓槍の諸組悉く廢せられ、各隊一様の銃隊と爲る、其男十門父の命に隨ひ下曾根に就て學び、銃砲の教授益其盛況を極む、時に中根雪江要路に在り亦眼を新式の砲術に注ぎ、蘭式訓練の原書を市川齋宮に翻譯せしめ得る所少からず、父子の功勞と相共に砲術の鍛練を以て名を揚ぐ、斯て源太左衛門嘉永三年三月八日卒す年六十六、教寛院殿信譽天台宗 長運寺に葬る。

江川担庵  
下曾根金三郎

### 西尾十門

教敏通稱十左衛門後十門と改む、福井藩士西尾教寛の男なり、自由齋流砲術の印可を得たり、下曾根金三郎に入門し數月にして業を修め歸國して銃陣訓練の師範を命ぜられ、古流を廢して洋法砲術を開く、當國にて此法を盛ならしめたるは本多修理與つて其功多し、越藩が北越戰爭に英名を顯したるも陋習を去て實用に歸し修理及び佐々木長淳中根鞆負の勸諭による、洋砲は福井志比口に製造所を設け専ら銃砲を造り、又合藥は松岡村に水車製藥所を設けて大に大砲小銃を製出す、嘉永元年父教寛江戸より洋砲鑄師安五郎を呼び、三國道實島鑄物師成田新右衛門工場にて下曾根傳來の洋砲十三寸、カルロンナーデ十五寸、ホーウキツスル廿五寸、モルチール等の大砲及半斤野戰熾等を鑄造せしめて鑄法を成田へも傳習す、斯新鑄を使用するを以て西尾父子の技術頗る世人を驚嘆せしむ、明治八年三月廿九日卒す年五十五、法名教敏院殿賢山與村石ヶ谷に葬る

古法砲術  
を廢して  
新式を用

### 鰐淵幸廣

武術

神偷刀術  
を案出す

幸廣通稱三郎兵衛福井藩士鰐淵幸貞の男にして世々田宮流居合の師範役たり、夫居合は林崎大和守勝吉天性武を好み劍術を能す、一日出羽國林明神に祈誓する處ありしに、夢中人あり梅枝を以て刀の大小及柄の長短制度あることを語る、是に於て神驗を感得したるを喜び、長柄の利あるを悟りて自ら案出する處あり、是を居合の濫觴とす、時に天文十六年也、子甚助吉秀嗣ぎ、田宮對馬守成政之を師として悉く奧秘を受け、更に秘術を發明する處あり、成政北野天神を尊崇し、東帶の像に據りて發明す、處ありて居合術大に備る、爰に鰐淵家祖は鰐淵將監正廣朝倉義景に仕へ、其男次郎左衛門弘治元年十月十三日加州能美郡本折口に戰て勳功あり、義景感天天正元年八月朝倉織田と戰爭の時、刀根山にて討死し、朝倉家亡びて男勘太郎政廣更に青山修理大夫侯越前に仕ふ、小太郎政幸の代に至りて松平吉品公に吉江に於て召出さる、子なし、大工原九右衛門秀次の男を養て嗣しむ、是を三郎兵衛幸寄とす、回信性劍術を好み、田宮成政の男長就に就て修業多年、悉く奧秘を受け、代々相傳す、幸廣に至つて愈之を大成せんと、の宿願を起し、嘉永の初め江戸に出て、同流幕臣窪田清音に學び、修練研究する處あり、長短一味の術を極めて、諸國を巡歴して、切磋研究す、同流諸派あり、林崎夢想流、同東流、林崎流、一宮長野流、萬田宮流、新田宮

長短一味

圖畫を以  
て刀術を  
示す

流、紀州田宮流等也幸廣は則紀州田宮の直統にして、いかにもして此奧秘を著書に遺さんと欲し、自ら筆を採りて其仕合の方法、打撃の状態を一々精細の圖畫を以てし、加るに説明を附記して其正理の在る處を了解せしむ、田宮流拔撃劍流、擊劍流、擊劍初學、田宮流拔撃劍法、劍法長卷傳授の五冊とす、實に斯道の爲に忠誠を盡せりと謂つべし、後幸廣名古屋に移住し、明治廿二年七月五日病卒す、享年六十有七、福井淨土宗一乗寺に歸葬す、法名慶雲院湛譽露水居士と云、男幸高嗣ぐ

### 武官

#### 福島敬典

海軍少將福島敬典は、初名は彌太六、福井藩士福島忠右衛門の第十一子也、天保十年七月廿二日福井に生れ、明治元年正月藩船富有丸に航し、石炭を積て敦賀へ回航し、征討總督仁和寺宮御出陣乘御越後今町へ回航す、十月軍務局の命を奉じて、攝津艦に乗組、越後函館の間に轉戦し、軍功に依て褒書下賜せられ、二年正月朝陽艦副長仰付られ、長崎より東京品川海へ回航し、夫より函館賊徒征討に従事した

武官

越後函館  
の戦艦  
に追討す

るに本鑑沈没せしかば五月歸京し富士鑑乗組八月大坂丸鑑長代申付られ十一月蝦夷地流賊追討の戦功あり高八十石三年下賜四年五月十七日海軍大尉に任ぜられ甲鏡艦々長と爲り六月鳳翔艦々長と爲る有栖川宮乘御兵庫より福岡に回航し海軍少佐に任ぜられ正七位に叙す五年四月日進艦々長仰付られ西國御巡幸に供奉神戸より魯國親王奉迎として長崎へ回艦し八月二日海軍中佐に任ず御巡幸に苦勞せしとて羅紗地一着及金員下賜あり十月五日從六位に叙せられ猶魯國親王護衛として長崎より横濱へ又函館へ回艦す六年三月三日龍驤艦々長仰付られ清國へ航海し七月初六月廿六日正六位に叙し七年三月一日佐賀賊徒征討に付九州へ回艦し八月又清國へ航海す九年四月十三日魯國浦鹽斯德及ボセツト港より朝鮮海へ航海す十年一月廿日京都及び大和へ行幸供奉として神戸港へ回航し鹿兒島の役征討九州の戦地へ回艦し十一年七月征討に盡力したるを以て勳四等に叙し年金を下賜され十一月海軍大佐に任ず翌年十二月十六日從五位に叙し十四年一月三十日外國航海に付賢所參拜謁見仰付られ濠洲へ航海す七月廿八日十五年七月七日扶桑艦々長と爲り八月十九日迅鯨艦々長に轉ず朝鮮へ航海して歸朝後又賢所拜謁仰付らる時に十月十八日なり十二月横須賀水兵

濠洲へ航海す

屯營長兼豫備艦總理と爲り朝鮮出張勳の慰勞金下賜せらる十八年二月廿一日日本兼職を免じ補兵學校次長兼兵學校教務總理を勤め十月廿三日筑波艦生徒練習航海中同艦長仰付らる十一月十九日勳三等に叙し翌年一月六日筑波艦長に補す二月賢所拜謁して濠洲新西蘭等航海し十一月十六日正五位に叙す二十年九月廿六日海軍少將に昇任せられ横須賀軍港司令官に補す十月十八日從四位に叙す廿二年一月廿八日大演習防禦部指揮官仰付られ將官會議員に補す廿三年三月一日演習艦隊司令官仰付られ横須賀鎮守府軍法會議判士長と爲る十一月十六日少將は勳任三等と定らるの公布有廿五年三月廿二日海軍大演習審判官と爲り十一月十四日正四位に叙し十二月十四日製鐵所設立委員長小蒸汽船端舟雜種船定數調査委員長と爲り廿六年一月十七日士官及生徒下士卒教育法取調委員長仰付られ五月十九日官制改正に付本職並に兼職を免ぜられ待命仰付らる五月豫備仰付られ卅日東京府へ轉籍し廿九年十二月三日從三位に叙せられ同日薨去す享年五十八曹洞宗品川海晏寺に葬る勅賜幣帛及び祭葬料を賜はる一女あり大館尙氏の次子縫次郎を養子として其後を嗣しむ

墓誌

武官



君諱敬典、姓福島、舊福井藩士、福島忠右衛門氏第十一子也。天保十年七月廿二日、生於越前福井。維新之後、分籍爲東京府偏氓。明治元年奉軍務局命、駕軍艦轉戰於越後函館之間。四年任海軍大尉、累遷海軍少佐、叙正七位。十八年叙勳三等。明治二十年昇任海軍少將、叙從四位。二十五年叙正四位。二十九年特旨叙從三位。同年十二月三日病薨。年五十有八。勅賜幣帛、又賜祭料五百圓、配柳本氏生一女、養大館尙氏次子縫次郎爲子、配焉。

### 東郷正路

海軍中將東郷正路は福井藩士東郷晴霞の男なり、嘉永五年三月一日生る。明治二年藩命に依り京阪に留學し、同五年九月一日海軍兵學寮に入り、九年九月五日實地演習の爲筑波艦に乗組み、十年二月廿三日鹿兒島暴徒征討につき、九州戰地へ回艦す。六月二日より鹿兒島陸上砲臺へ派出して敵と對戦し、七月三十日に至る時に海軍少尉補に任ぜられ、八月十二日御用につき歸京し、十一年一月十七日濠洲シドニー府プリズバン港へ向け出帆し、六月歸朝す。七月十一日一等月俸を賜はり、八月廿二日兵學校出勤砲術課申付らる。十二月十日艦隊運動傳習申付られ、

鹿兒島役  
の征討

濠洲回航

北米及布  
哇回航

新西蘭土  
智利國回  
航

十二年二月七日筑波艦乗組、三月三日ヘナン新嘉坡港アモイ及び鹿兒島に航海し、六月廿三日歸京す。九月二日乾行艦乗組み、海軍少尉に任ぜられ、十三年三月十七日正八位に叙せらる。翌日筑波艦に乗組み、四月廿九日北米バンコル港桑港布哇國へ航海す。八月廿九日十一月十六日乾行艦に乗組み、十二月廿七日一等月俸を賜る。十四年四月十四日兵學校兼勤務運用課僚仰付られ、九月十二日攝津艦乗組、十一月十九日海軍兵學校課程卒業證書を受く。十二月十五日鹿兒島逆徒征討の際、盡力せしを以て金員を下賜せらる。十五年八月廿三日更に龍驤艦乗組み、九月八日海軍中尉に任ぜられ、廿一日品海を抜錨して兵庫長崎鹿兒島に航海し、十一月十日十月三十一日從七位に叙せらる。十二月十九日生徒實地演習の爲、乗組み品海を抜錨して新西蘭土國智利國及びブエリョー國布哇サントウイチ國等へ航行す。十六年九月十五日歸朝す。十七年二月十八日扶桑艦に乗組み、五月一日清佛事件につき清國沿海を回航の命により、上海臺灣厦門香港及び廣東に航す。六月十八日一等月俸下賜せらる。十月廿九日扶桑艦分隊長に補せらる。十八年一月廿日御用につき歸京して拜謁仰付らる。廿五日艦隊演習中小艦隊旗艦臨時乗組み、六月廿日海軍大尉に任ぜられ、九月八日中艦隊司令官附と爲り、正七位に叙せらる。十二月廿八日

武官

常備小艦隊司令官參謀となり、十九年二月六日兵學校勤務砲術教授兼生徒分隊長と爲る、廿年十月廿七日更に兵學校砲術教授長に補せられ、廿一年六月十六日同生徒隊司令心得と爲り、廿二年七月廿九日八重山副長に補せらる、十一月廿三日勳六等に叙し瑞寶章を賜ふ、廿三年三月陸海軍大演習につき御召艦と定められ武豊へ回艦し大演習了りて神戸へ回艦、吳、佐世保御巡幸供奉仰付らる、五月十三日金剛副長心得に轉し、十月十六日海軍少佐に任せられ、金剛副長に補せらる、九月廿六日少尉候補生練習及び土耳其國軍艦エルトロール號遭難者護送として同國へ回艦す、廿四年一月十六日土耳其皇帝陛下よりメジチヤ三等勳章イムチャ銀章及び救難章を賜ふ、二月十五日希臘國王陛下よりゼーゴルデン、クロース、オブ、ナイト勳章を賜ひ且佩用を許さる、五月十五日拜謁並に御陪食仰付らる、七月廿三日海軍參謀部第二課員兼技術會議々員に補せられ、十二月十六日從六位に叙せらる、廿五年三月廿二日海軍大演習審判官陪從員仰付られ、演習地に出發す、五月廿五日日歸京、五月廿五日軍艦千島衝突事件臨時取調委員となり、廿六年一月廿五日千代田副長に補せられ、尋いて滿珠艦長となり、烏海艦長に轉じ、六月十一日警備の爲め朝鮮國釜山に派遣せしめられ、佐世保軍港を拔錨して釜山に

土耳其國  
王希臘國  
王より  
勳章

勳五等瑞  
寶章

投錨す、七月廿五日より日清戰役に従事す、八月四日聯合艦隊に合し、十日威海衛砲撃に従事す、十月廿二日より十一月四日に至る花園口及び皮子窩に於て第二軍揚陸掩護に従事す、勳五等に叙し瑞寶章を賜ふ、廿七年十一月七日大連灣に砲撃し、尋て同灣占領、廿一日旅順口砲撃次いて、同灣占領に従事す、廿八年一月廿日より卅一日に至る、榮城灣に於て陸軍揚陸掩護に従事し、西京丸船長に補す、二月四日烏海へ乗組の儘威海衛砲撃及び劉公島を砲撃す、二月六日榮城灣に於て西京丸へ乗組、次て威海衛占領に従事し、三月十五日揚陸委員長を命ぜられ、陸兵等搭載の運送船先導船となり、艦隊と共に佐世保港を出艦す、同月廿三日より澎湖島に於て陸軍混成技隊揚陸掩護及び同島占領に従事す、六月一日より臺灣賊徒征討に従事す、九月八日より三日間命により安平打狗の兩港及び其附近の巡察並に東港布袋嘴等の上陸點偵察に従事す、廿七日廿七八年戰役の功に依り功四級に叙し金鵄勳章並に年金及び双光旭日章を賜ふ、十月十日軍艦八重山と共に第二師團を搭載せる運送船廿四艘の嚮導艦となり、臺灣枋寮沖に於て其揚陸に著手し、併て其掩護を爲す、十月十二日東港に於て陸上砲壘を砲撃、敵兵を撃退して揚陸の途を開き、次て揚陸掩護に従事す、十五日我艦隊打狗港砲撃の際、外國人

廿七八年  
戰役  
金鵄勳章  
雙光旭日章

保護の任に従事し、十六日安平港沖にて汽船の舉動偵察中同港砲臺より砲撃を受け、廿一日安平占領に従事す、廿九日近衛師團長北白川宮殿下御乗艦安平港拔錨、十一月四日横須賀へ著艦す、十一月卅日天城艦長に補せられ、十二月四日海軍大佐に任ず、高等官四等に叙し武藏艦長に補す、廿九年二月十日正六位に叙せられ、十二月四日本職を免し待命仰付らる、三十年三月九日八重山艦長に補し、卅一日廿七八年戦役に繼ぎ、再び臺灣地方に於て軍務に服したる功少からざるを以て金員を賜ふ、四月十七日濟遠艦長に補せられ、十二月廿七日吳鎮守府參謀長に補せらる、三十一年三月八日從五位に叙せられ、八月廿五日一級俸を賜ふ、三十二年二月六日海軍懸賞射撃委員を命せられ、三月廿二日獨國に於て製造軍艦八雲廻航委員長に補せられて出張す、五月九日勳四等に叙し瑞寶章を授かる、八月公務を帯び英佛澳露等の各國を視察し、十二月八雲艦長に補し、三十三年一月十三日獨逸皇帝陛下並に皇后陛下に拜謁仰付られ、六月廿五日同皇帝陛下に御陪食仰付らる、同日普國皇帝陛下より赤鷲第二等勳章を賜ふ、歸朝後九月廿五日拜謁仰付らる、十一月一日海軍兵學校教頭に補し河原海軍少將轉地政、廿五年五月廿四日海軍少將に任せられ、海軍兵學校長に補せらる、九月廿二日御陪食仰付らる、

赤鷲第二等勳章

露國征討

十月廿日正五位に叙す、三十六年九月御陪食仰付らる、十二月廿八日第三艦隊司令官に補す、三十七年二月五日第六艦隊を率ひ吳軍港を拔錨し、二月六日より露國征討に従軍し第六艦隊を指麾して朝鮮海峽警戒す、十七日和泉、須磨、秋津洲を率ひ在上海露艦「マンジュール」處分に従事す、二月廿九日第三艦隊をして聯合艦隊に編入せられ、朝鮮海峽を警戒し併て附近海面に於る陸兵輸送船隊航路保安の任務に服し、四月廿日明石第二第十十六艇隊を率ひ海州邑に向ひ出港、同廿二日聯合艦隊の主力に合す、五月一日第二軍輸送船隊を警戒掩護し大同江より鹽太澳に護送す、五日第二軍上陸地點鹽太澳の局地防禦及び警戒に従事し、第二軍輸送揚陸の掩護を爲す、十五日明石千代田、秋津洲、赤城、大島、宇治、千島等を率ひ蓋平附近沿岸の牽制砲撃及び金州灣沿岸の威嚇砲撃に従事す此行動中五月十日、代田、秋津洲を率ひ旅順沖に於る初瀬八島機械水雷の遺難五日明石須磨千に際し敵驅逐隊を撃退し以て之が救護の目的を達せり、五月廿日よりして細谷司令官より陸兵揚陸事業を繼承し再び上陸掩護及び上陸地點警戒と共に直接揚陸事業に従事す、廿三日陸兵揚陸に關する一切の任務を止め第三艦隊と共に旅順封鎖監視の任務に服す但夜間第六艦隊は一艦づつ、廿六日陸軍の金州南山總攻撃掩護の爲に明石、須磨、和泉、千代田、秋津洲を率ひ大連灣沖に於て牽制運

武官

動をなす、廿七日勳三等に叙し瑞寶章を授かる。六月五日より明石須磨秋津洲赤城宇治及び第十艇隊を率ひ蓋平附近の牽制砲撃及び金州灣の強行封鎖に従事す。此行中並家口に坐礁せる敵艦逐艦十三日より十月五日に至る、再び旅順封鎖監視の任務に服す、廿三日在旅順の敵艦全部脱出南下せんとするに際し、當方面の聯合艦隊は之を港内に壓迫せり、明石須磨和泉千代田秋津洲を率ひ此行動に加はる、廿六日明須和秋の四艦を率ひ封鎖監視中我驅逐隊と砲撃せる敵驅逐隊を撃退す、七月九日明須和秋の四艦を率ひ封鎖監視中第五戰隊艦島と共に我陸軍左翼を砲撃せる敵艦隊を砲撃威嚇して牽制運動を爲す、七月十二日明石須磨を率ひ滿洲軍總司令官の乗船安藝丸護衛の任務を爲す、廿六日明須和千秋の五艦を率ひ我陸軍の左翼を砲撃せる敵の巡洋艦隊を砲撃威嚇して牽制運動をなし以て敵を港内に壓迫す、八月十日明須和秋の四艦を率ひ南下脱出の目的を有する敵艦隊と黄海に於ける聯合艦隊の海戦に參與す、尙明石和泉秋津洲を率ひ南下せる敵艦アスコリッド及ノビックを追撃し、黒山島附近に至り、十四日裏長山列島根據地に歸著す、此日直ちに封鎖配備に就く、十月六日旅順口封鎖監視の任務と共に密輸入船監視の爲に山東高角附近の哨艦勤務に服す、十一月十六日

黃海聯合艦隊の海戦

明石を率ひ第一驅逐隊と共に芝罘に遁入せる敵驅逐艦ラストロボヌイの處分に従事す、十二月廿二日小平島附近にある封鎖艦船艇全部を以て旅順口封鎖及び敵艦監視の配備を指揮す、卅八年一月二日千代田龍田及び第五驅逐隊を率ひ膠州灣に遁入せる敵驅逐艦ホエキ一外一隻の處分に従事す、五日旅順陥落し授受終了せるを以て、封鎖配備解除諸艦船艇悉く青泥窪に集合す、十日朝鮮海峡に於て専ら訓練を努め、且同方面の警戒に従事するの任務を以て千代田秋津洲を率ひて竹敷に回航し、翌十三日更に佐世保に回艦し、二月一日聯合艦隊司令長官の命により第六戰隊司令官幕僚事務所を陸上に設置せしが、四月十四日之を撤し幕僚を率ひ佐世保を發し、翌十五日竹敷に著し、須磨に乗艦朝鮮海峡哨戒及び密輸入船拿捕に従事し、五月廿七日第六戰隊を率ひて日本海々戦に參與す、卅日對島海峡哨戒の任務に服す、六月十二日戰時編成改定せらる、十六日第六戰隊一時出羽第四艦隊司令長官の麾下に入り引継ぎ對島海峡哨戒の任務に従事す、六月十九日聯合艦隊命令を以て本日より第三期作戦に移り、第三第四艦隊第一第十及び第一驅逐隊を以て北遣艦隊を組織す、廿三日第三期作戦の爲第六戰隊千代田を率ひ竹敷を發し、廿七日大湊に著し、片岡北遣艦隊指揮官の下に合せり、七月四

日より十二日に至る第六戦隊を率ひ樺太南部占領の任務を有せる獨立第十三師團の輸送船隊を大湊より「コルサコフ」に護衛し、之が掩護揚陸に任じ海陸協同の作戦に従事す、七月十日須磨千代田を率ひ「ノトロ」岬占領に従事す、十七日第六戦隊を率ひ青森及び函館より小樽に回航する獨立第十三師團第二次輸送船隊の間接護衛に任じ、同廿一日より輸送船隊を更に亞歷山期港に護衛し、廿四日須磨千代田を率ひ黒龍江沿岸「イムペラートル」スカヤ港及び出羽岬附近の偵察を爲し、爾後輸送船隊の掩護警戒に任ぜり、八月一日第六戦隊を率ひ「イムペラートル」スカヤ港より北緯四十六度に至る、黒龍江沿岸偵察に従事し「五日」コルサコフに著す、六日須磨和泉を率ひ勘察加半島沿岸及び「コンマンドルスキ」列島の威力偵察に従事し、廿七日第六戦隊を率ひ「コルサコフ」より函館に回航し、廿九日着、三十日津輕海峡及び北州西岸の警戒に従事す、十月十二日大湊を發し、十四日館山へ著、十六日日露戦役平和克復の詔勅發布せられ、十一月十三日海軍中將に任ぜられ、第四艦隊司令官に補せらる、三十日從四位に叙し、十二月十二日本職を免ぜられ、海軍將官會議々員に補せらる、廿一日三十七八年戦役の功に依り功二級金鷄勳章並に年金及び勳二等旭日重光章を賜はる、三十九年一月四日特旨を以て位一級進

金鷄勳章  
旭日重光章

られ、正四位に叙し、同日逝去す、時に年五十五、法名顯徳院殿、天真正路大居士、青山墓地に葬る、四十年十月二日嗣子安、父正路の勳功に依て男爵を授けらる

林 忠夫

陸軍少將林忠夫は、福井藩士林忠圓の二男にして、嘉永五年六月朔日生れ、明治四年教導團に入り、身を軍籍に投じ、鹿兒島の役出征して戦功あり、同十四年中尉に任ぜらる、時に東京憲兵隊の創設に會し、擧られて憲兵中尉と爲り、第七第九第一の各憲兵隊長に歴補し、司令官と爲り、前後廿八年間同隊の爲に盡瘁し、我國憲兵をして今日あるに到らしめたるは一に其功多しとす、又事務を處理するに當ては、裁決流るが如く性豪邁にして果斷、しかも容貌溫和にして能く後進を指導したるを以て、憲兵隊の林とて部内の名物男と稱するに至る、又常に酒を好みて、二晝夜一睡せざるも、舉杯陶然猶醉態を見ず、直に駿馬を郊外に驅り、登省懸るに執務して未だ缺勤したること無しと、以て其職務に忠實なるを知べく、三十七年九月陸軍少將に任ぜられ、正五位勳二等功四級たり、四十年二月官命を帶て臺灣巡察中偶マラリヤ熱に冒され、陸軍衛戍病院に入り、轉地静養一旦快方に向たりし

憲兵隊司令官

外柔内剛  
能後進を指導す

馬上眼花  
せず

も再發赤十字病院に療養中、自ら死期を悟り後事を語り、心臓外膜炎に罹りて終に逝す、時に明治四十二年十一月十五日也、享年五十七、事天聰に達し特旨を以て從四位に叙せられ、十八日青山齋場に神葬し、長子良夫後を嗣ぐ。

### 政治

#### 杉田壹岐守

壹岐守三正、始權之助、後五郎兵衛と稱す、福井藩家老なり、先祖杉田權之助は大和の人、大泥城主戒重甲斐守石三萬の老臣なりしが、諫言の容れられざるを憤り、辭して栗殿村に隠れて終る、文祿年中秀吉公朝鮮征伐の時諸國に士を召し權之助の男新太夫亦召に應じ手勢を引連て出陣す、文祿二年癸巳八月廿八日陣中に病歿す、和州國樂寺に葬る法名林譽四有禪定門是三正の父なり、三正幼にして孤と爲り、金森法印の小姓たり、或時徳川家康秀忠兩公の圍碁の席に出て献茶を勤む、兩公曰く此兒眼中凡ならずる所あり、能く養育すべしと、されど法印用ゆることを知らず、三正快からずして去る、狛伊勢守は同國出身の由縁を以て來りて其身を委ぬ、松平忠昌公に

眼中非凡の相あり

立身昔を忘れず

重職の威

仕んと欲し、敢て大祿を望まずと云、三年の後元和二年七月常州下妻に於て公に仕ふ、寛永元年公が越前北莊に封を移さるゝに及んで從ふて北莊に住す、三正稟性沈勇にして容貌威ありて猛からず、公其凡器ならざるを識り頻りに爵祿を累ね登庸遂に秩六千石家老職と爲る、斯立身したるも狛伊勢の邸へは常に臺所口より出入す、其家老職仰付られたる時直に忽に乗りて狛の門に至り立關へ上りて口上を述べつて退出す、取次の者等打寄出世したりとて今日の振舞いかにぞやと嘲る、時に伊勢歸りて不在中壹岐の來りし様子を聞き、否其方等の心得とは格別なりとて意にもとめざりける、さて日暮にいたり壹岐再び來り常の如く臺所口より入り次の間にて脇指を取りて對面す、伊勢是迄とは異なり夫ては談合致し難しと言ひ漸く脇指をさして對談せしとなり、家來此體を見て甚だ感じけるとぞ、又忠昌公或日山に狩す、歸城三正に謂つて曰く今日の狩獵樂いかな、士卒の進止恰も吾手足を動かすが如し、萬一の事あるも何ぞ畏るゝ事之あらんやと、三正此時諫言す、別項に記す後忠昌公逝去し光通公幼にして立つ幕府の察政使藩に來り一日三正に問ふて曰く、城上の箭眼矢狭間數幾許ぞ、三正曰く知らず、卿公の爲にするか、私の爲にするか、果して公の爲ならば即有司に命じて之を算へさせ

察政使の閉口

政治

申さんと、使答ふること能はずして止む、其度量此の如し、執政と雖ども人に接するに必ず禮を以てす、故に人之を重んず、慶安二年己巳正月廿六日卒す、遺言して墓を建ること無からしむ、其言に隨ひ、勝見下馬川原に火葬し、遺骨を水葬す、自ら法名を選び、非心道是居士と云、福井鎮徳寺に石塔を建つ

〔杉田文書〕

藩主忠昌公の慰問

尚々土用之内手前氣色無油斷可有養性候以上

一筆申遣候其元無替儀候哉此地無別條候間可心易便杉田壹岐守頃煩氣之由無心元候爰元之儀遅く候も不苦候間無氣遣致養性土用明候て成とも其許立候様に可被申候恐々謹言

六月十二日

宰相 忠昌花押

粕木工丞殿

〔南越雜話〕

寫 村田氏春著

杉田壹岐は始め小俸を以て忠昌公に仕へ、某村を以て恩祿を荷ひ、終に國家の柱石となり、常に直諫を以て、君の過を改むるに、或時忠昌公山狩より入らせられ、御機嫌平日に勝れ、各宿老に向ひ宣ひけるは、今日諸人の働き夫々下知法令の整ひ機嫌る處なし、如斯にては、萬一の事もあらば天晴 上の御用にも立べしとて甚御喜悅

藩臣恐懼の内情

決死の諫言

腰刀の下賜

なりしかば、各賀し奉りしに、壹岐はとかくの辭なく默然として思ふ處ある様なれば、壹岐は何と思ふぞと問はせ玉へば、謹て申上けるは平日御供に出候者とも、様子を承り候に、御供先にて如何様なる御機嫌にも背き、御手打にもなるべきかとて、各家内の者ともへは暇乞をして罷出る由、左様に上なうとみ信服仕らず候ては何の御用に立へく候や、夫をも御存じなく歎かしき、磯也と申ければ、大に御氣色損じける故、御側の面々壹岐立候へと申ければ、其人をばたと視み、各は鹿狼を追てかけ廻るを御奉公とす、此壹岐が奉公は左にあらず、入ざる事申なとて其儘脇指を取て後へなげ御膝元へ通みより、只御手肘に遊され候へ、空く存命へ御運の衰へさせ玉ふを見候んより、只今御手に掛り候は、實て御恩を報じ奉る志の印にて候はめと頭をのべ平伏しければ、忠昌公とかくの御辭なく奥へ入りせ玉ひ、各も退出しけるに、本多富正申けるは、借々只今の諫言感じ入候、併只今の如く申さるる資殿を御見立なされ、重く御任ひなさるゝ御目がんの程を感じ奉ると也、借壹岐は私宅へ歸り妻女に申けるは、今日しかしかの事あれば、定て切腹にても仰付らるべし、其方女なれば直に御恩を受たるにはあらねども、我微賤より妻となり、今高祿高官に居て其方迄も人に崇められ身を安樂にする事、是全く君の御恩也、されば我等なき跡にたとへ何様の艱苦に及ぶとも、辭のはしにも君を恨み奉る如き事を申なば、泉下迄の恨也と申含め、今や命の下ると待たるに、夜ふけて召しければ、借こそと思ひ登城しけるに、直に御殿所へ召して宣ひけるは、其方雲し事心にかゝり、腹られぬ程に夜中なれとも召たる也、我誤りたる事は、兎角云に及ばず、其方の志深く感じぬ、以後翻以て頼に思召とて、御手自ら御腰の物を下されしかば、壹岐思ひよらぬ事にて、覺へ

政治

ず落涙に咽びつゝ拜殿して退出しぬ、誠マコトに及びなき人傑孰タラシ權たる人の規スベシ程とも稱すべき事也、君使ミコト臣ミコト以テ禮ヲ則シテ臣事ニ君ヲ以テ忠ヲとはかくの如き事なるべし、されは古へより君能諫を容るゝを以て良將とし、臣諫むを以て忠臣とは云へり、忠昌公查岐か如きは君々臣以て臣たると云べし、都て此人は平生下え近くしてたとへ鄙賤の者と云へとも、舊識の人に逢ては禮をなし、辭を厚ふするを以て人々殊に崇敬し、威勢格別也しとぞ、己より威を高くせんと下を押へ違さくる如くにては人皆信服せざる故、威は付ずして却て疎まるゝ如くなるべきに古人の格別なる事稱すべき事也

### 永見志摩守

志摩守名は吉次通稱忠左衛門、本姓は毛受、永見は即ち其外戚の姓を冒すなり、夙に松平忠昌公に仕へ官祿累進す、その封を襲ふに違んで秩一萬五千石隸士二十人を賜ふ、性聰敏思慮人を兼ね、一日公吉次に語つて曰く頃日或人一士を勸む、其能を問ふ對へて曰く喫茶の式に精し夫茶は士の急務に非らず、親らこれを稱揚するは何ぞや、吉次曰く臣聞く昔は淨光公秀久世但馬の名高きを知つてこれを召す、試みに其能を問ふに對へて曰く、圍碁に巧なりと或人其故を問ふに但馬曰く武事は士の職、猶猫の鼠を追ひ犬の戸を守るがことし、何ぞ能とするに足らん、

茶人の名士

茶食家の督力

是に依つてこれを視れば則ち渠も亦武名の士ならんと、公即ちこれを祿す、果して其言の如し、正保元年正月光通公病に赤阪の驛亭に罹り事國に達す、吉次舍人に命じて治行す、隸士亦吉次の宅に赴く、時に吉次既に門を出づ、隸士等驚いて曰く公の装を促がす何を以てか此の如く速かなる、吉次提ぐる所の草蓑を示して曰く、是の物あり亦何をか求めん、馳せて驛館に至ると云ふ、蓋し提ぐる所は即ち金幣にして一步小判の屬なり、吉次督力八人を統べて而も其力猶耐ゆと云ふ、常に八丈袖の服を着く、其子帶刀朋友を會するや唯一の蔬菜あるのみ、未だ嘗て羹を爲さず、其儉素を尙ぶこと概ね此の如し、慶安三年庚寅二月十三日を以て卒す、眞宗大谷派本瑞寺に葬り法號を玄照院殿釋宗意居士といふ、

### 酒井與三左衛門

名は重成、通稱は與三左衛門、始め小隼人と號し、又外記と稱す、福井藩家老職たり、其先參河に出づ、父を重元と云ひ、母は久島氏相模の北條家武者奉行久島伊賀守道隨の女阿對アヒツキと稱す、重元嘗て北條氏に寓食し、阿對を娶つて重成を生む、徳川秀康公の結城に在るや、祿を賜ふ、重成時に年尙幼し、母と共に往く、次で阿對忠昌公

政 治



の傅母となるの時また之に従ひ重成性博雅才量有り累りに爵祿を進む後秩七千五百五十石隸士十五人を賜ひ遂に擢用家老と爲る寛文四年甲辰八月二十二日卒す淨光院に葬る法號を專兵院殿行譽道徹居士といふ立蕃允元知嗣ぐ

### 酒井有休

名は元知通稱立蕃允初名典膳老後有休と號す酒井與三左衛門重成の男なり福井藩家老職にして松平光通公の時別知二千石を賜ふ寛文四年春父の跡知七千七百五十石と力を受く同九年四月十五日勝見村中永雲寺門前より火を失し福井城回祿す公時に江戸にあり此注進を聞き御宮はいかにと問はる東照宮の社九年代寛永五年創立にして縣社神明宮の四今の尊觀寺の地に在り同家老伯空貞澄杉田主水正治の壺岐三正防さ止めたる由を述ぶ公大に喜び直に褒美を下賜せんとす有休云ふ此度兩人の働比類なし御褒美御尤なれど今後斯の如き事無きにしてもあらず其節一命を捨て防ぐ者ありてはいかに御宮御大切なればとて大切の侍には替難し故に此度の御褒美は御無用と諫言して遂に止む兩人後之を聞き却て本望なりと感じたりと平居儉を守りて家に蓄積あり藩の革運あるや家士木

防火の賞を止む

葵章紋の蒐集

下五兵衛云ふ頃日城下の商估を見るに衣服器什の賣物多く丘の如し且公紋葵章紋を著たるもの往々あり視るに忍びずと流涕す有休聞て即家資を竭くして以て其葵章紋のある衣服及び器具を廣く買集め盡く之を焚く有休江戸の道中某宿に焚く俟名ある強盜の甥某徒士の内にあり寂莫時に某を呼出して今夜手下を連れて汝が主人の金品を奪んとす窟へからずと徒士之を有休に告ぐ有休少も憐れず氣色なく寂莫に對談中來るも容易くは取りせまじ唯當旅宿の迷惑且外聞宜かられば望の物何にても今の夜得さす可ければ持行べしと寂莫大に喜び其仰を承て私道の面目立たれば一錠も申受けず御心易く思召され且以來賣藩士の通行には三つの街道盜に指一本さいせ申まじと云りて去る寂莫後福井に來後年老て毛谷町の別邸に閑居して山水を玩し花木を愛し以て世慮を遣る寶永五年戊子九月六日卒す年八十二淨土宗運正寺に葬る信梁院殿廓譽悟然有休居士と法號す男立蕃允知房嗣ぐ

### 〔養浩館記〕

我越前中世の君主吉品公は常に茶事を嗜まれけるが或時茶寮を設けむと思ひ立給ひけるころ當時の重職酒井外記に計られるに外記申さく人に君たるものは動止道ありこれを造りて民喜はし可也と公之を悟りてやみぬ後數年ならずして年登らす民飢えて苦みければ外記進みて民を救ふべきの術は彼の茶寮を建設し給ふに如くはなし願くは君思ひを起され民を役して飢を救ひ給はしやと申出ければ公の意爰に定まり給へりと云これそ今福井の人の白碑に残れる處也けりま

民年の救

政 治

ろら其茶師はいかなる人なりけむ知らざりしか或時徳川家の茶師神谷政長といふ人に達しに、茶話の末、宗偏の履歴のことに及びて云やう、先の越前公は我同門の祖にして宗偏の許を請給ひ、然して翁の末年公の招により越前にゆきて止る事年あり、或は茶寮を建立せしことなむか、我偏家のいふ處なりと語りき、予此言をきいて始めて驚き答ふるに、養浩翁のことを以てし、さても偏翁の數寄に成ることを知る、宜なる哉古の人動止至誠の發るに隨ふ、嘗に建設の美術なるのみならず、君徳の美亦至れり盡せりといふへし、後世の人士永くこの美徳の二つを傳へて厚く保持せむことを希ふになむ、見む人そのこゝろしてよ

明治二十四年冬日

申利公正謹てしるす

因に云松平吉品公に仕へて家老を勤めたるは二代酒井玄蕃九元知(有休)なり三代は玄蕃九知房四代に至て外記知翁と稱す、則元文五年五月七日家老となる、吉品公正徳元年九月逝去し玉ひてより三十年後の事也、夫より代々外記を以て通名としたれば世人も亦單に玄蕃元知を外記と思ひ違ひしならん

### 松平主馬

名は正恒主馬と稱す、父松平主馬正詮三子有り、正恒は其次男たり、幼名金藏と稱す、延寶五年八月廿八日新に秩千石を賜ひ元祿二年八月廿一日千石を加へ擢じて家老と爲る、人と爲り至正人の重する所となる、父正詮卒するに及んで家俸三

千石を賜ふ、寶永六年七月四日致仕して朴翁と號す、嫡子正勝繼ぐも正徳二年卒し正勝の子金藏尙幼、依て孫金藏に後見し正恒再び事に預かる、公亦これをして國政に參して譽れあり、享保九年甲辰六月廿一日を以て卒す、運正寺に葬り法號を教量院得譽收祐現道居士と稱す、正恒曾て家老たるの時公の發駕歸城の節侍中に挨拶あるが故、諸士席を正うして之を待つ、例へば參勤の節は式臺迄之を送り奉り大廣間に來り席に就て、今日は御機嫌よう御發駕遊ばされ御同事に恐悅に存じ奉る旨を述べ、諸士是を聞て後末々に至るまで堂々として退出す、又松平吉品公或時平岡山の麓に新設茶亭を設く可きの旨を下し地取調査既に成る正恒之を聞て公を極諫して曰く將軍家に對し然る可らずと此事竟に休むと云ふ

### 本多修理

名は久中通稱修理、正倫、源藏、左門、治、右衛門、此面、四郎、右衛門、恒久等の名あり、福井藩家老本多左近正房の三男にして本多富正の孫なり、元祿七年正月十五日新知三百石近習に召出され、同九年十月四日江戸に於て兄勘解由富敬の遺知二千五百石の家習を嗣ぎ、寶永二年五月十八日家老となり、享保九年二月廿六日三百石

勤王の遺蹟を重んず

加増あり、性温雅にして大度あり、文學を好み歌を詠ず、享保十七年三月坂井郡長崎村稱念寺境内にある、南朝の忠臣新田義貞公の墳墓は一株の松に五輪の石、常に榛荆に掩はれありしを、空しく湮滅に歸せんことを憂ひ、此に一碑を建て、勤王の遺蹟を世に知らしむ、元文元年六月退隱して波守見と號し、同三年戊午四月廿三日卒す、曹洞宗孝顯寺に葬る、法名靈雲院桃林守見居士と云、修理正賀兄富嗣ぐ

新田公墓碑

長林山往生院稱念寺、正應二年庚寅佛阿上人所創建也、後花園院初爲祈禳道場、長祿二年戊寅、足利將軍義政公、給腴田若干頃、以充香積、爾來四海鼎沸、廢頽者久矣、天正年中、丹羽五郎左衛門長重、新割采地、香火至吾越侯、世崇奉、賜其食邑、寺前有葬、故新田義貞公之地、當昔公與足利高經攻守有日、一日中流矢沒、高經送公屍於此寺、令二世上人齒阿白道和尚葬之、證曰源光院殿正四位上前左近衛中將新田大守義貞覺阿彌陀佛、栽以一株松、露往霜來、鬱蒼繁茂、今旣爲林、後又刻公肖像、設以一堂、享保十一年丙午某日、住持秀道上人裝飾其像、修補其堂、輪奐壯麗、新人耳目、是豈非公因寺而存其祀、寺以公而得其名乎、嗟吁、如公一代德業、功烈、國史所記、其忠肝義膽、千載之下、讀之令人凜有生氣、惜哉其勤王唱義、不修其心志、一

敗塗地也、余與秀道上人有通家之誼、相識者久矣、且恐此窳窳之地、與寺隕沒、聊記其梗概、以告後之考古者也。

享保十七年壬子三月 從五位下本多伊豆守藤原富正庶孫本多修理恒久建之

因に云長崎村長林山往生院稱念寺は、時宗にして伏見天皇の正應二年の開基、寛正六年十一月六日後花園天皇の繪旨ありて、著名の靈場なり、天正中信長に燒毀たれて退轉す、太平記に信長は義貞の首相違なかりけるとて、死骸を輿に載せ、寺衆八人に身せて葬禮のため往生院へ送られけり云云、義貞朝臣自害の後、官軍敗北の事を記して、或は心もおこらぬ出家して往生院長崎の道場に入り、或は縁に屬し罪を謝し、黒丸の城へ降参すとあり、清淨の靈地を撰ひて葬儀を厚くするは、我國古來の美風なり、往生院長崎といふにて此寺なることを知るへし、國主記附録に公の戰没所より二里餘を隔つる敵地へ葬る事に疑ひを容たるは、當時葬儀の此等の前例あるを知らざる僻見にして、且往生院は岸水にありと云へるは、誤の尤甚しき也、されば公の遺骸を葬りたる墓は此寺の外に無を以て見れば、決して疑ふべきものに非ず

稻葉采女

幼名は多門、後正純、通稱は采女、老て後松葉軒露滴と號す、福井藩家老職稻葉采女

正信の嫡男なり、祖先は伊豫河野七郎通爲の七世美濃國大野郡清水城主稻葉佐渡守越智正成、台命により元和四年松平忠昌公越後高田に移封のとき、附人として同國絲魚川城を領す、寛永元年越前北庄に移封の時、子出雲守正房隨從して祿三千石を食む、其男采女正信福井に生れ、家老となり、秩四千三百五十石共、是正純の父なり、正純元祿二年五月九日家習を繼ぎ、寶永四年八月十三日家老職と爲り、少壯より俊才あり、宗矩公の時、數人有り、禁制の川に漁す、公大に怒り、之を獄に下し、日ならず斬に處せんとす、老臣等これを救き、諫むれども聽されず、一日正純公用を以て三國港に往く、歸り來るや、鯉魚數尾を献ず、公その肥美なるを怪しみ、問うて曰く、何地にこれを獲たるか、正純答へて曰く、漆淵に獲る所の者、蓋し漆淵は御遊漁の地にして、他人の網釣を下すを許さず、公正純の意の在る所を解し、先の數人を赦すと云ふ、其決斷大率此類なり、顯職に登るに及んで、權威一門に萃まる、世人之を目して下馬君といふ、即ち其邸下馬門前に在るを以てなり、元文三年七月六日、年老を以て職を辭し、更に松葉軒露滴と稱す、寛保元年辛酉八月二十六日卒す、年七十有五、曹洞宗心月寺に葬り、法號を松葉院天岩露滴居士といふ、男采女正芳嗣ぐ

禁を犯して人の罪を救ふ

### 岡部左膳

名は起平、初め又次郎、又右京、後に左膳と稱す、福井藩の家老職たり、家祖岡部豊後守大阪陣に卒するや、嫡男淡路亦戰死す、弟造酒助安直、父戰死の時正に二歳、尾州姉聳に預けられ、曾祖父旗本岡部三次郎一書萬之を養育し、後忠昌公寛永二年十三歳にて小姓に召出され、二千百石下賜す、四代新九郎貞則子あり、造酒助と云、早世す、故に吉品公の命によりて、渥美平内の一男渥美友信の養育せるを以て、養子とす、是則又次郎起平なり、時に元祿十年六月十九日、即ち家督九百石にて御側役となる、寶永三年三月二十一日、奏者役、正徳二年九月二十六日、江戸に於て御書院番頭と爲り、享保三年三月十九日、御徒御馬支配を勤め、同七年正月百石加増あり、宗矩公の守役たり、同十年高知格御家老加判御加恩二百石、同十五年八月六日、加恩百五十石、翌年十一月百五十石合千五百石、家老職となる、寛保三年正月十五日、組頭延享元年十二月朔月番免され、同五年七月二日、隱居し、造酒助主貞に家督を譲る、寶曆八年戊寅八月六日卒す、法名忠誠院本覺全貞居士と云ひ、曹洞宗乘國寺に葬る

〔南越雜話〕 寫本

拜領の茶碗を破る

家老の器

岡部左膳源英又次郎と云て御小姓なりし時、秘蔵の御茶碗を玉はり、小者に持せ下宿せしに、途中にて僕誤て地に落し、微塵になす。又次郎大に怒り、小者を押込置、數日にて免す。吉品公此旨を聞召し、又次郎を召て御叱りなされ、右の僕をいかし申付しと御尋ありしかば、又次郎實を以て申上る。吉品公大に怒らせられ、死罪にも行ふべき奴を輕き申付儀也とて甚御叱りなされ。又次郎か云臣が不敬下人か過ち尤恐入る所也、然し乍ら下人罪死に當さるか、若是を殺さば器物の爲に人を害ふと云者に、禽獸の爲に人を害ふには劣れり歟と言上せしかば、吉品公忽ち御氣色なほり甚感悦し玉ふ、吉邦公御引移りの時、又次郎御給仕に出しかば、吉品公吉邦公にの玉ふには、又次郎は家老職をも勤めかねざる器置ある者也、あけて仕ひ玉ふ儀にとあり、後岡部新九郎養子に仰付られ、終に御家老となる、よく温厚篤實を以て宗矩公を輔佐し奉る。

明石縫殿

名は紀貞、通稱縫殿福井藩士也。祖父を明石勘之丞正府と稱す。母は重富公の乳母たり。貞享四年勘之丞に二十石月俸五人口を賜ひ、元祿五年五石を加増す。七年更に六十石俸五口、奏者見習と爲る。八年新に百五十石を賜ひ奏者と爲る。九年五十石次て寶永二年二月又五十石を加へ用人と爲る。正徳二年また二百石を増し家

老と爲る。時に縫殿と稱し前を通じて凡四百石、卒して縫殿紀房嗣ぎ、尋て家老と爲る。重富公の時、二百石を加賜す。これ紀貞の父なり。紀貞性恭謹にして慈順衆心を得たり。父卒するに及んで家を嗣ぎ始めて用人と爲る。累遷中老と爲り二百石を増す。老臣の次に班し以て参政を勤む。明和元年甲申十二月廿五日卒し、淨土宗松岡村安泰寺に瘞ひ、法號を大隆院殿蘭室顯實道季居士と云

平本良充

名は良充、字は叔甘、一字は好肩、金臺と號す。牛渚は即ち晩年稱する所なり。姓平本、蓋し北條氏より出づ。祖父荒井氏、貞享年間來つて松岡侯昌松平の聘に應じ、其子良隆父の後を襲て仕ふ。是時に方り更に平本と改む。松岡侯襲封の日隨て福井に在り。良充は即ち其義子、勞藩士伏枝氏の子、享保九年を以て江戸本所牛島に生れ出て平本氏を嗣ぐ。幼名秀次郎、更に沖之丞と爲し、後但見と改む。明和五年の秋命有り坂井郡金津に應じ、名を藤七郎と賜ふ。爾後進班殊に擢用せらる。食祿三百三十石、次て五十石を増す。功勞の故を以てなり。奉仕三十有餘年、後疾を以て強て骸骨を乞ふ。祝髮して牛渚と號し、其屋三日く蘿月亭、曰く蜘蛛庵、曰く南柳居、逕を蝴蝶

曲と號し自ら樂む、資性聰敏にして慨然大志有り、深く文雅を好み、官暇未だ嘗て卷を廢せず、壯歲詩を筑波先生に學び、亦吟誦するに足る者多し、其金津に奉行たるの時、北潟浦豊饒ならず、住民離散するもの十中の七八、良充間行して以て其民を撫し、期年にして治む、浦人相率いて來り謁し、深く其恩を謝し、且つ稱して恩父と曰ふ、後側用人に陞り家を福井に移すや、浦人亦復た來り謝するを例とす、十七年一日の如し、良充天明六年丙午七月十四日を以て卒す、時に享年六十有四、其計に接するや、北潟浦里正某來つて其諡號を奉ぜんことを嗣子良卿に請ひ、後某地を選び更に恩爺の碑を建て且つ神主を設けてこれを祭り永く子孫をして大恩を忘るゝことなからしむ、諸の民に徳ある者亦以て推知すべし

〔嵩山文稿〕

北潟浦人祭平牛渚君云、君嘗爲金津令、時北潟浦不豐、民離散者十七八、君間行以撫其民、期年而治、而浦人相率、謁君謝恩、且稱君曰、恩爺、後君陞列爲侍調者、而移家于瀨、而浦人亦復來謝者十六七年如一日也、今茲初秋、君病卒于家、其浦人亦來用、乃里正某者、請奉君之靈號、嗣君許、後數日、復告曰、選某地、更建恩爺之碑、且設神主同祭祀焉、令吾子孫不忘大恩矣、嗣君亦許焉、驛聞之曰、驛奉君之談笑者亦十三年所、深知君之仁忠、溫厚有召公之德、而今聞其浦人之祭祀者、則其浦人即召南之人、而有甘棠之愛者、固然矣、其他

治績神に記らる

君之有德于民者、亦可以推知云。丙午冬十月 爲官後野文驛拜撰

金臺平良充之墓

君諱良充字叔耳、一字好肩、號金臺氏、平本、其姓蓋出自北條氏、祖父荒井君、貞享中來應松岡侯辟、其子良隆君嗣仕、是時更平本氏、松岡侯襲封之日、隨在本藩、牛渚君其義子矣、勢藩之士伏枝氏之子、享保甲辰之昏、生上總州葛飾郡本所牛島元文丁未之春日平本氏母君、實伊達侯之隊士八木氏之女也、君幼名秀次郎、更爲沖之丞、後爲但見、明和戊子之秋、有命同應於金津、賜名藤七郎、爾后進班殊裳、擢用食祿三百三十石、君又增五十石以功勞之故也、奉仕三十有餘年、夙夜維謹焉、後以疾而辭不免、強辭則賜之骸骨、於是祝髮號牛渚、○其居者三、曰蘿月亭、曰蜘蛛菴、曰南柳居有逕、曰蝴蝶曲、以樂焉、爲人聰敏、慨然有大志、深好文雅、官暇未嘗廢卷、壯歲學詩於筑波石先生、生多可而稱之、其對問來復之、○堆於机案之間、樂事譚論不倦、言辭綿綿如縷不絕、人人欣聞、咸心如醉、以移晷而云、君天明丙午秋七月十四日殞、享年六十有四、與亡夫人今立氏合葬於宗圓精舍先塋之次、臨沒顧命、服素棺、喪事惟○君初娶白石氏、早沒、再娶今立氏、名夜紗、字春絃、嗜國風、罹疾前逝、前後子男十一人、嗣子良卿君、今立氏所生、殆有乃父之風、其他或夭、或適人、世譜所悉不多贅、君到金津

政 治

有殊政。其臨事長於決斷。百姓便之。其愛人疎交賤隸。皆恩禮。是加未見喜慍色。辭金津之日。民人相慕。沒後北海之一邑。相謀樹碑以發君之光著。懿美於此。餘芳可知矣。余與君有舊。生前兼托墓誌於余。乃今良卿君亦促之不可。以已竟爲之銘曰。於戲天矣。厥命維休。哲人君子。忠孝外悠。不論無遺。巨剛兼柔。鳴名莫〇。篤行既脩。于茲有石。德音千秋。

天明丙午之秋

雨森增質并撰

### 稻葉正博

名は正博。字は士直。荆山と號す。福井藩の家老職にして四千石を食ひ。父稻葉巖山の卒するや。兄蘭風其嫡子たるを以て嗣ぐ。幾もなくして卒す。正博即嗣ぎ。幼より學を好み。藩儒吉田東篁を師とす。東篁性慷慨。四方の志士と交る。梅田雲濱の屢福井に往來するや。初一乘町麥屋に寓せしが。東篁の弟岡田準介は。則稻葉の家臣なれば。雲濱を紹介して。正博に面會せしめ。説くに。雲濱が國事に奔走する内情を以てす。正博性慈仁にして。任俠其篤志を感じ。我別墅遊仙樓に移し寓せしめ。且衣食を給す。雲濱是に於て。福井藩の志士と交を結ぶに至る。雲濱初て福井に來るや。松本左内を常盤町の邸

梅田雲濱の恩人の印

雲濱不忘喪元の印

吉田東篁の東行に別を惜むに

の訪ひ書。藩にて揮毫せる半載。閑あれば。即詩を賦して。揮毫を樂む。或時其庭園の南瓜蒂を以て之を印にせば。可ならんと云ければ。藩士某傍にあり。即之を撮て。篆刻す。雲濱大に喜び。直に筆を揮ひて。落款に用ゆ。不忘喪元の印。則是なり。雲濱當時自筆天下の形勢を知悉せんが爲に。正博志士を歡迎し。屢旅費を支給するに。家臣岡田準介。後名を信と改め。坂部簡助。野村淵藏。後名を恒見と改め。此間に在て。幹旋す。いづれも東篁の門下。殊に準介は東篁の弟なれば。學識氣概あり。共に正博と國事に盡力す。正博一日東篁に説て曰く。方今升平日久しく。奢靡風を爲す道の爲に。意はざる可けんや。と夙に時弊を極はんとするの概あり。其米艦の浦賀に來り。國書を呈するや。東篁の江戸に往き。國勢を視察せんとするの志を感じ。泣て曰く。不肖共



筆蹟

稻葉俊之助氏藏幅

に國家の急に赴かんと欲するも身今病廢にありと即家臣某に質を懐にして共

政治

に往しむ、後解嚴歸國して其狀況を告ぐるや病愈劇しく呻吟幾くもなくして卒す、實に嘉永七年甲寅五月十六日也、年僅に廿二、曹洞宗心月寺に葬る法名孝文居士、一男俊之助尚幼なり、遺言して酒井忠温の弟正意を嗣とす、正意通稱采女、居郡堺町の役に軍功あり、偶營中病に罹りて卒す、時に九月依て俊之助其後を嗣ぐ、十六日也、年廿九、藩主慶永公愛惜歌を以て之を弔せらる

〔岡田文書〕 岡田直氏所藏

秋冷之節御座候處、各様愈御健勝可被成、御勤奉恭賀候、扱者僕前月廿七日無滞歸京仕候間、乍憚御放意可被下候、御地滞留中者誠に不容易蒙御厚庇候段御恩情千感萬感御禮一々は難盡紙筆候、着後全依御助力先取續緩々休息仕候、是亦奉深謝候、早速御禮一書可差出候處、着前より荆婦并子共少々病氣に而、僕子共之守り薪水等もいたし候仕合、取紛迄相成申候、御上に御禮宜敷御披露可被下奉願候、當地先つ此節者安然之様子、未た他行も不仕委敷者承不申候、尙後便可得貴意候得共、先者不取敢御禮且著爲御知迄如此御座候、頓首不宣

八月九日

梅田源二郎

岡田 淳介様  
坂部 簡介様

病中の苦

野村 淵藏様

人々御中

又云時下可成御自愛奉存候

別啓御實家老母様御病氣如何被爲、在候や、折角御大切可被成奉存候、宜敷御見舞被<sub>二</sub>仰上<sub>一</sub>可被<sub>二</sub>下候<sub>一</sub>

淳介様

源二郎

雲浪の哀

御返書到來次第直様當地出發之心得に御座候、只今尋邸前田先生之罷出候處、今日八時、御飛脚出發之由、任奉使一書呈上仕候、時下向暑之處、先以何茂様愈御安康可被成、御震止奉喜候、只今承候得者御主君様にも御病氣御養生不被爲、叶御終焉之由、驚入候次第、借君の御哀痛之程、奉違察候、僕年來御厚恩を受候事故、殘恨無窮候、御用梅宜敷御披露奉願候、方今天下形勢何事も機會外れ御同前洪敷に付し申候、僕も四五日前に水戸より歸郷仕候、先日水戸より本田先生に一書呈し申候御披露被<sub>二</sub>下候事<sub>一</sub>と奉察候、大困窮進退是谷、一步も動候事も難<sub>二</sub>出來候<sub>一</sub>、毎々恐入候事に候得共、踏用金御國迄處何卒急々御遣し被<sub>二</sub>下候候<sub>一</sub>は、大慶不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之候、委細者拜瀬可<sub>二</sub>申陳候<sub>一</sub>、承候得者吉田先生勢州御番宮之由、書狀御覽に未た不<sub>レ</sub>相成<sub>二</sub>候<sub>一</sub>は、何卒貴兄御披露被<sub>二</sub>下候<sub>一</sub>、只今御飛脚出發是に而聞筈候、先者用事迄早々頓首不宣

六月十二日午半時

梅田源二郎

致 治



岡田 淳介様

坂部 簡介様

野村 淵藏様

二白御返事前田君方迄御差向被下度候、菊池へも此節遠州邊に奉候而留守中故僕も外方に寄宿罷在候、山口生へも宜敷御致聲被下度候以上

逐日春和之處愈御清康可被成御座奉賀候、扱者荆婦兼而病氣之處養生不相叶二日卯上刻死去仕候、兼而弊屋御世話に相成候事故、此段爲御知申上度早々不

三月六日(安政元年)

梅田 源二 郎

岡田 淳介様

坂部 簡介様

野村 淵藏様

山口 要人様

二白別段取込中書狀不呈候間、吉田先生へ此段御披露可被下候、其外諸彦へも奉懼候、右に付先頃山口君へ御願申上置候事共、宜敷御配慮奉願候以上

孝文院肅道荆山居士墓

孔子曾有言。自季孫之賜我粟千鍾也。而交益親。自南宮敬叔之乘吾車也。而道加行。

微夫二子之昵財則丘之道殆將廢矣。夫孔子之聖德固亡論于不假資於外矣。然至其交之親。或與其道之行。則亦不以不假南宮敬叔與季孫而爲之資也。然則自古士之志道也。則無賢士大夫資之外者。而能功于民。以名施乎後也者。未之有也。篤自早歲奉先賢之教。至於今三十有餘年。而所以未曾失歡於四方君子之間者。雖曰諸賢切磋之功。不亦寡也。抑荆山稻葉君資之外之力。尤爲多焉耳。蓋君之爲人也。視人之善。如出于己。非徒稱說不措之輒爲之地。以贊成之矣。故人亦不入嫌於其間。而樂取於君以爲善也。曾從容謂篤曰。方今升平日已久。奢靡自成風。此道或將廢矣。先生豈無意哉。予雖不肖。相共僂力以從事于此。居常君之於篤。其言大率皆如此也。而君性能病。頻年殊益甚。先是江府有外夷之警。會君病大發。已而聞篤有東行之意。泣謂篤曰。予身伏病。不能赴國家之急。子其勉之。乃使其臣某。懷貲以與東也。而至江府解嚴。篤等乃歸報。君亦尋逝矣。嗚乎悲夫。其嗣子某君。與大孺人及其臣某等。謀請篤表於其墓。篤竊以謂稻葉氏世藩之巨室。食祿數千石。君之父義山君及兄蘭風君。亦皆好學有令聞焉。而皆蚤卒。君少受父兄之業。能不改其父之臣與父之政。益盛其家。而身親節儉。至於其祭祀及文武之事。無一所儉。蓋且創置義田以賑恤士之困窮者。是以士或賴君舉火者。不可勝數也。凡此數者。人之所知。篤亦何之言也。因特序君之所

以與篤終始以道君之所以與人者亦如此以揭君之墓而又將以爲後之有勢而與人相共者之勸也君諱正博字士直荆山其號初峩山君之卒也蘭風君以其嫡長襲家尋卒君其同母弟爲嗣以今茲嘉永七甲寅年五月十六日卒時歲二十有二葬于愛宕山麓心月寺先塋之側君娶本多氏生子男一人稱俊之助尙幼遺命離婚本多氏養酒井君忠溫之弟正憲爲嗣蓋酒井氏中養浦上成命者襲其家成命之父曰峩義實林氏而氏又於稻葉氏爲族因有此命云如其稻葉氏世系篤曾爲蘭風君表於其墓故今略之

嘉永七歲次甲寅八月某日

吉田篤謹撰並拜書

### 鈴木主稅

重榮字は叔華通稱主稅小字は小三郎純淵又鑿城と號す文化十一年三月十二日福井に生る父は福井藩士海福正敬通稱瀨左衛門放舟と號す班定座番外祿四百石母は海福氏八十同藩鈴木長恒通稱彦太夫班定座番外祿四百五十石の養子となる因て鈴木氏を冒す天保八年十一月廿九日家を嗣ぎ定座番外に班し祿四百五十石を食ひ重榮幼にして聰慧兒童の嬉戲を喜ばず父母及び兄に事へて孝敬其名既に一藩に顯る長して英毅俊邁識

世直明神  
の由來

量宏遠藩儒前田梅洞及清田丹藏に從て洙泗の學を修め大に得る所あり常に國家の事を以て自任ず一日清田の講筵に列し始て吉田東篁と相知る重榮の非凡なるを見以て撥亂反正の器と爲し深く之を敬重し遂に師友の交を爲す又弓馬劍銃を善くす藩主春嶽公の時天保十三年八月十一日撰ばれて寺社奉行となる是時に方て市民の凋弊殆んど其極に達す蓋財政其方を得ず大費ある毎に士民に賦課して以て一時の急を彌縫せしむ重榮深く之を患ひ專其民を愛撫し又事を理する明決最清廉を尙ふ是を以て職に在ること僅に三年時弊頓に革り民の重榮を慕ふ赤子の慈母に於るが如し又福井木田新町に一種の課税ありて町民之を苦む事久し重榮之を憐み其課税を免除す町民之を徳とし私に町内の東方に一地をトし小祠を創設して重榮を祭り今尙其祀を爲す弘化二年二月九日寺社町奉行より入て側向頭取となり嘉永元年九月十五日進められて側締役となる此時春嶽公年尙少し重榮銳意君徳を成さむと欲し匡正輔導に過と雖も苟もせず察々諤々知て言はざることなく言て盡さざることなし公固より重榮を重んじ言ふ所聽かざることなく師友を以て待たるゝに至る其後嘉永四年二月重榮側締役を辭せり蓋この時に當り執政以上重職の盡其器量重榮の右に出る者

政 治

なく、其有爲の資を以て近侍の職にあること已に七年、聲望漸く内外に重し、是を以て執政等稍平らかならず、重榮固より權勢の其身に歸するを屑しとせず、故に其職を辭せしなり、斯くて閑散に居ること一歲、嘉永五年六月十七日再び起て金津奉行となる、此時治下に紛難の訟七事あり、或は幕府の領地に交渉し、或は本藩勢家の干渉する所とす、重榮毫も權勢を憚らず、固く公平を持し任に赴き未だ期年ならずして悉く之を處理す、民皆歎服し亦非理の訟を起す者なし、嘉永六年七月十九日金津奉行を辭して江戸に出づ、安政元年七月廿九日國に歸り近習勤を以て藩の庶務に參預し、又此間に於て省略財政學事の諸務を管せり、其庶政に參預するや、主として太平遊惰の弊習を一洗して以て一藩の面目を革むと欲し、規畫策遣す處なし、當時春嶽公學校を興し士風振ひ、軍備を繕め、儉素を尙ひ、財務を整へ大に革新の政を布かれしもの、専ら重榮の首唱する所とす、夙に天下の時弊を矯正するを以て志と爲す、故に本藩の治績を擧るや、兼て天下の標準に當らむことを期せり、其省略事務を管するや、大に内外の冗費を省き、又請て奥向の侍女を減ず、此時老女輒く奉ぜず頗る難事とす、之に諭すに時勢の止む可からざるを以てし、其言循々曲々に事理を盡す、老女等爭ふこと能はず、遂に其目的を達す、

又財政事務を管するや、躬自ら簿冊を検し細務と雖も苟もせず、屢に職に財政に長たる者大概細務を事とせず、爲めに屬吏に誤まらる、重榮其大弊を知る故に之に及ぶ、此時奉行職に長谷部恕連石原甚十郎即勝木十藏等あり、皆剛直材幹あるの士とす、爾後重榮の爲る所に倣ひ積弊遂に一洗す、其學事を管するや、文武一致士風を振起し人材を養成するを以て目的とす、安政二年三月春嶽公大に學校を興し諸士をして就て文武の業を修めしめられしもの、専ら重榮の規畫する所とす、其力を國家の事に盡せしは嘉永六年七月を以て始とす、是年六月米使浦賀に來りて請ふに通商貿易を以てす、幕府大に騒ぎ議を列藩に下して之に處する所以の意見を言はしむ、春嶽公江戸にあり、重榮金津奉行たり、其報の福井に達するや、奮然職を辭して江戸に赴かむことを請へり、蓋是時太平日久く上下儉安、競ふて奢侈を事とし、府庫爲に空乏、武備亦弛廢せり、是を以て幕府をして機に投じて、斷然時弊を矯正し力を國防に盡さしめむと欲するなり、已に允許を得るや、執政本多敬義通稱と共に程を兼て江戸に出、先意見を春嶽公に進む、公固より斥攘の議を持し、專幕府の因循を咎む、故に深く其意見を嘉みし、留めて江戸に居らしむ、爾後重榮公の左右に在て内其機密に參預し、外幕府及び列藩の名士に交り、力を

戮はせて國家の衰運を挽回せむことを謀れり、當時公幕府の下問に答へて幕府宜しく必戰を期して米使の請ふ所を拒絶すべし、太平儉安の弊習を一洗して士氣を作振すべし、内廷の侍女を減じ土木の構營を停め、其他一切の冗費を省き、以て國防を完からしむべき事等を上言す、又屢書を閣老阿部正弘に寄せて時事に處する所以の大計を議せられたるもの大概重榮の賛畫する所とす、又是時將軍家定公新に立つ、資質、庭弱人心危懼す、春嶽公大に之を憂ひ、速に賢明の儲貳を定めて以て天下をして頼る所あらしめむと欲し、薩摩松平齊彬侯に謀り、閣老阿部正弘に説くに其議を以てせらるゝや、重榮又之を賛畫し、尋て安政元年正月米使再び浦賀に來るに方り、公又書を幕府に進めて益必戰の前議を主張す、書中諸侯隔年一回の參勤及び其室家を江戸に留置するの制を革め、參覲は三四年一回室家は其領地に遣り還へし、努めて其冗費を省き以て一意兵備を繕はしむべし等、切論せられしもの亦重榮の畫策する所とす、安政二年十月復江戸に出づ、是より先安政元年七月重榮國に歸り、専ら舊政の釐革に従事せり、然るに幕府已に米使の請に應じて近海測量を許さむとす、其外侮に備ふる所以たる、尙姑息を免がれず、是を以て更に太平儉安の弊習を一洗し及び儲貳を定めて云々の前議を主張

藤田東湖の遺骸に泣く

し、幕府をして斷然決行する所あらしめむと欲し、今又江戸に出しなり、是時春嶽公書を閣老堀田正睦に寄せて、癸巳以降時々幕府に進められし意見の斷行を促し、且軍艦製造全國を通じて高百石に金十兩を賦課し以て毎國軍艦を製造する目的の事に論及せられしもの亦重榮の賛畫する所なり、此時別に水戸藩士藤田東湖と會して大に謀る所あらむとを期せり、然るに其江戸に入るに先だち十月二日關東地大に震ひ、東湖爲めに歴死す、重榮時に板橋驛に宿り東湖の凶問を聞き大に驚き、其江戸に達するや未だ旅装を解かず直ちに其居戸藩邸内を訪ひ東湖の遺骸に對し悲働嗚咽して去る、後重榮人と語り東湖の事に及ぶや歎じて云く、天英雄を奪ふ又俱に國事を議すべき者なしと、後國事を憂ふること益深く遂に腦を病み荏苒癒へず、安政三年丙辰二月十日江戸常磐橋門内越前藩邸の曹舎に卒す、時に年四十三、品川天龍寺に葬り後福井孝願寺に改葬す、病漸く篤く其自ら起ざるを知るや、橋本綱紀通稱左内に囑して云ふ、我志を成す者卿にあらずして誰ぞや、冀くば天下の爲めに努力せよと、綱紀固より重榮に服す、後倍力を國事に盡すと云、重榮か嘉永六年以來交る所の人は幕府林伊太郎水戸藤田東湖戸田忠敬肥後長岡監物横井小楠尾張田宮彌太郎如其他甚多し、皆憂國の士とす、其最交の深かりしは藤田東湖長岡監物とす、東湖毎に云

東湖及長岡監物重榮を評す

ふ、今や眞に豪傑と稱すべき者、天下唯鈴木主税西郷吉之助あるのみ、監物曾て東湖と重榮を評して云ふ、資質豪邁にして學力あり材略あるは東湖に如くはなく學術正大にして徳義智識兼備はるは重榮に如くはなく、余最重榮に服すと、重榮嘗て江戸にありし時永島三平宮部鼎藏藤武兵衛津田山三郎共に肥後藩士來て重榮に面す、此時三平等幕府の外國に處する所以を論して大に其優柔不斷を咎め、其主張する所幕府の令を待たず直に列藩を糾合して以て斷然外船を斥攘せむとするに在り、固より斥攘の議と持す、然れども政府を外にして壇まゝに戰を開らくが如きは其取らざる所とす、是を以て議輒く協はず、三平等激論以て重榮に迫る、聲戸外に徹するに至る、重榮動かず、諭すに其理に非ざるを以てす、三平等遂に屈して去る、此時山三郎深く重榮の態度に服し、後長岡監物に語るに此日の事を以てして云ふ、三平等の激論他人に在ては殆んど當るべからざるなり、然るに之に對する平然、恰も大人の小兒を遇するが如くなりしと、重榮平素音曲を好まず、父母老後尺八を聴くを喜ぶ、重榮從て之を弄し以て其心を慰む、兄あり孫八と稱す、技量重榮に如かず、故に父母之を擯く、重榮之を思ふ、一日藩主諸士の射を観る、各四矢を射るを例とす、孫八射て其二矢を外す、重榮固より射を喜ぶ、自ら謂らく

尺八を吹むて親を慰む

兄を重んじて二矢を外す

予若四矢を全中せば是兄の不能を顯はすなりと、故らに其二矢を外し以て孫八をして父の怒に觸ざらしむ、又壯時弓馬銃劔の道場に通學するや、必ず兄弟相共にせざるなし、其相提携するや、重榮は常に一步を退て兄に隨ひて雁行の狀を爲す、故に世人遙に其提携の狀を認て既に海福兄弟たることを知と云ふ、重榮鈴木家に適て後も猶然り、其兄を敬する概ね此の如し、又重榮人に接するに喜怒色に顯はれず、曾て長岡監物に語て云く、予年十五自ら謂らく、喜怒の顔色に顯はるゝ如き大事を任ずる者の宜く有るべき所にあらずと、是を以て當時神に誓ひて以て深く自ら警めたり、其事に臨み處する所あらむとするや、用意極めて周到、先心算を定め後始めて手を下し、又善く人と謀り、又善く其議を容る、故に蹉躓せしことなし、又人を用るに其長を取て短を責めず、故を以て人各樂んで其用を爲せり、又能く人を識るの明あり、橋本綱紀幼にして穎悟、長するに及んで學識大に進む、綱紀家世醫を以て藩に仕ふ、藩制家業あるもの輒く他職に就くを得ず、重榮其大材あるを識り、綱紀少時江戸に在て醫を學ぶ、一日出て上野に遊び、乞丐の病を治し、路に重榮開て之を奇と爲す、之を重榮之を春嶽公に薦む、公特に擢て書院番組に編入し、其弟綱常をして家業を繼がしむ、後果して帷幕の名臣と爲る、重榮の歿せし時、

橋本左内を抜擢す

春嶽公深く惋惜し特に祭資十枚を賜ふ、重榮比企佐左衛門榮府の女順子を娶り二女二男を生む、長女及長男秀松天す、依て同藩雨森藤四郎弟傳之丞重徳を養て子とす、後次男重弘生る、重榮歿するや重徳其後を嗣ぐ久しからずして又歿す、重弘即ち嗣ぐ、

明治三十一年七月特旨を以て正四位を追贈せらる

〔梅園笑話〕

甘熊 著

世直神祠 これは天保年中の町奉行鈴木主税を祀し壽祀なり、その因この荒町茨町にて、あをだを其地保にて行旅人の重病に載せて其本籍地へ路頭にて送致せる者ふ其籍立中に死亡ともすれば其死亡地にて官の検死をせしめ、常時葬の取扱をなす煩を恐れて、寒暑夜取の以上にも其急送にて次々へ送り附次庄屋の受取りは其折半して預擔するの例ゆへ、大庄屋の門前まで昇下にて病人がオト一聲も其出へざるを例とすを繼立せしを主税が町奉行在勤中に種々に詮議して此あをだ繼立の煩役を永く免しければこの若傷の恩思政の記念に設けし壽祠なりはじめは総にかたちばかりの石祠なりしが、後今の祠を一里塚の墟に建て松平一位春公を合祀す

福井細井社に  
明願に  
此願を  
濟四日五  
十祭あり  
とありす

〔小櫻軒詠草〕

霞

重 榮

花に香にまたあらはれん春のいろはそらにかすみてたちそめにけり  
春のいろはあらはれそめてあさみとりあちこちかけてかすむのとけさ

関中鶯

人とはぬしはの庵にもはるきぬとつくるもやさしうくひすのこゑ

梅

へたてなくひなも都もさきにほふ梅こそ春のこゝろなるらん

柳

ふくとなき風にもなひく糸やなきよりくる春もなかめつさせぬ

春風にかすみのころもほころひてもゆる柳の糸そみたるゝ

若 草

さまざまの秋の千種もはるはまつひとつふた葉に野へにもえけり

また消ぬ雪ふみわくるあともえてみちたちそむる野への若草

早 蕨

政 治

雪消えてかけのみもゆるむらさきはをりやたかへん春のさわらひ

春 曙

やまさくらちもかけうつすまほろ月なこりやかすむはるのあけほの

横山猶藏

猶藏名は克壯、福井藩士、横山吉太夫の長男なり。天保六年八月十日福井に生る。幼より學を好み、藩立明道館の句讀師を勤め、橋本左内と親交し、共に國事に盡力す。猶藏資性篤實、幕府の施政方針の意に適合せざるものあり、斷然意を決し、安政五年松平慶永公の内命を受けて、橋本左内の京都へ往くや、猶藏亦同行し、其後橋本と三條其他の縉紳家と會合し、秘密に意中を談し、幹旋願る勤む。事は「橋本左内全集中」に見ゆれば、安政五年八月十三日江戸にて卒す。享年廿四。府下瀧の川村田端法華宗大光寺に葬る。法名克壯院翼堂信士と云。明治四十二年九月、皇太子殿下北陸に巡啓せらるゝや、其十一日、朝廷命あり、特旨を以て正五位を追贈せらる。

〔橋本左内全集〕安政五年中藩主春嶽公へ呈したる横山猶藏の意見書

乍恐謹而大抵見積りの通り申上候、一、近年西洋諸國大に相開き候而、萬國通交致、次

橋本左内  
同行京内  
に本行京  
地に同力  
事にて國  
す事にて國

第に強大の姿に相成候、其中にも普西、英吉、墨夷の三ヶ國に御座候而は、益富國強兵の勢に御座候て、互に合縱連衡致候事、既に五大洲をも併呑仕らんと致候、是必其本源有之候と被考候、然るに此時に當りて、乍恐日本の御國體不相立、幕府の御政體日々に因循、御勇斷の御長策不相立、唯々爲被制候勢に御座候、是又深根源有之候と奉存候、眞に以日本開闢以來病弊に御座候、若如此而己の勢に成行候へば、鏡々堂々たる神國も必爲被掠奪いたされ候事無疑と奉存候、左候へば、征夷の御職分不相立、上は以て天朝御代々の尊神に御申分相立不申下は、以て萬民塗炭の苦を如何被遊候や、實以て日本に無人も同様、御座候事、眞に落涙に堪へず、乍恐當時の御役人に御座候而は、制彼の御工夫不相付、唯彼が兵端を開き候と申に恐れ、彼の申通りに御免に相成候と被考候、萬一如此事に至候ては、吾が有用の者を以て彼に送り、彼が無用の者を以て吾に送り、彼よりして吾國を訓誨致候様に相成候ん歟、左候へば日本御國中文武の御備不相立、天下の人心日々に渙散仕候而、必内外一致の大變亂に相成候義と奉存候、其時に至て、譬ひ英雄俊傑の士盡力候共、致方無之候様奉存候、申上候迄には無之候へ共、御上には徳川家の御家門に被爲在、列藩の御頭にも被立候御身分に被爲在、分て近頃に至り候ては、御英名益御盛に相成候而、天下の諸大名並に英雄俊傑の士皆々御徳を奉仰候、左候へば神國の安危、天下の有志の衆をも被遊候事、悉く御上の御一心に有之候と奉存候、何卒御盡力被遊、日本開闢以來天下の政教文武兵勢の立方を御改革被遊、有志の大名は不及申、天下俊傑の士を御用被遊、御手前の御備十分に御立被遊、而後制彼の御計策御仕向被爲在候而、再び神州徳川家の元氣挽回被爲在候を第一と奉存候、夫に付候而、乍恐愚策申上候、一、何分徳川

家非常の御人に無之候而は不相叶候様奉存候間、御上にも兼而御心配被爲有候様承り及候、西丸様非常の御人撰にて御定可相成、次に御役人是も御人撰、御改革被遊御極り被遊、御上には御後見に被爲有候而、神州の興亡を御意懐に任せられ天下の政教御改革被爲有候可然と奉存候、一、其上にて可恐は魯英の二國に御座候、兩虎の勢并立、是非日本と戦争相始り候事無疑と奉存候、左候へば右の三ヶ國非常の御備無之ては不相叶と奉存候、依て當時の天下の大名大に疲瘦仕候間、少頃國本へ御歸しに相成、江戸表の總大將の任悉く御任せに相成候而、御旗本向え非常の御備向被仰出、其上にて文武の學校御開きに相成、非常の人才御人撰に相成、其役仰付られ候て、航海兵勢其他萬國の學問等御開き被遊天下の人才御教育被遊候を第一奉存候、一、大阪表は 天朝の近邊に御座候間、第一御備無之候而は不相叶候間、當時徳川家三家の内、紀州尾州を 天朝の總大將に被遊其外小藩の大名御付被遊、大阪御固めは土州公彦根公阿州公に被仰付候第一と奉存候、一、蝦夷表は指當り御開き被遊候を專一と奉存候、此考は當時格別御聰明の肥前公薩州公御遣され、航海物産の方御開きに相成、其上交易館を立、萬國交易被致候間、富國強兵且は兵勢の備嚴重に御立被遊候第一と奉存候、左候へば二侯の交代莫大の費に御座候間、幕府にては御金を被下御助被遊様に奉存候、一、何分海内を擧げて御備を被立候様奉存候間、第一諸大名へ分付、軍艦を拵へ候様被仰出、十萬石に軍艦一艘、蒸氣船一艘を拵へ、其分に而、百萬石には二十艘の積りに被仰出、航海の術修業致し、且は交代其外遠方へ罷出候費を省、便利の好きを第一と奉存候、然しなぶら右にも申上候通り、

此大名困究仕居候而、幕府より御金を以て御助け被遊候て可然と奉存候、一、今度豊吏の願上候旨、能々御糾被遊、其上御條約御定可相成、江戸表商館を立候様御免し被遊、萬國交通被爲有候可然と奉存候、此職も中々不容易事に御座候間、御大名御旗本御人撰被遊、夫々の役被仰付、急度御條約通りに相成候様可然と奉存候、其上にて豊吏に申付、軍艦蒸氣船數十艘並に航海術遣作に達候人物御召寄に相成、御當地表に於て其人を撰び、折角修業致させ候を第一と奉存候、其外諸藩有志の者御撰被遊、外國へ御遣しに相成、彼の情體、且又實用の戦争並に學問兵勢の立方聞見致させ候可然と奉存候、一、大阪表は 天朝の御近く、御座候間、交易の義は堅く御斷被遊、江戸函館の二ヶ所に而交易御免に相成候様被仰付候て可然と奉存候、若如此にて御手前の御備嚴重に御立被遊、人才を抜擢被爲有、益忠孝廉耻の大道を明に被遊候へば、萬國共群易致、彼吾が利心を耻、必來て仁義の法に則り候様に相成候と奉存候、左候へば吾神國よりして此大道を明に致し、終に五大洲を併吞致、神州の耻辱を奉、徳川家萬代の御長策と、奉存候、愚臣の如きは淺智不省の者に御座候へ共、日夜神國の安危を奉思、感慨の至に御座候、誠に過言の罪難違、不願恐、謹而申上候、伏希一度御勘考の程、奉願上候、再拜頓首

「雪のかきよせ」寫本

橋本左内より村田巳三郎へ送りたる内狀の一節 安政五年八月十四日立

(前略)此表近來急性之流行病有之、其損厥實可驚勢に御座候、平陵も可憐一晝夜を不經して送就木亦可最憐、横山猶殿、近來頗發憤洋勵候而、自分靈第學館へ引越、諸方



侍醫半井  
真下宗三  
の診察三  
橋本左内  
蔵の哀悼後  
世話後の指

提五一郎  
正三郎  
三國友蔵  
阿睦幹  
旋す

常陸郡は常  
福井藩邸の

の有志に談會候而、窃に警寃を企居候處、一昨十二日夜入時より昨朝迄入行の下利  
に而、手足厥冷の上し、昨朝半井は當直故眞下を頼道、其上小掛迄近來流行病救護方  
購習致し候條々々々相模指遣候處、寸功なく遂に昨十三日八半通告終、嗚呼可憐可  
嘆死後之事も一々頁擔、葬式其外其扱一切僕の親に出候儀に御座候間、御序の節吉  
太夫迄可然御傳言奉願候、尤此後飛脚之節は公然可申遣候へとも、實は明日平陵君  
遺骸歸北に付、小掛より内々相頼候て、此表横山親類より猶蔵髮附送申候也、定府藩  
心腸横猶沒後は一切抛擲の姿、依而堤(三岡友も同然)に幹旋を命し、一々執行せ共大  
綱を僕主宰致候也、右兩人の死、僕一人の嘆のみならず御推察々々々流行病はアッ  
ア霍亂とも、又東印度霍亂とも申者にて、西洋にも千八百三十二年にはロシアフ  
ンストイツ等流行夥死人有之候よし本朝にても文政六長崎より傳へて京師まで  
來候よし、多吐瀉八九回にて大衰弱に傾き、一日の内に終焉に相成申候、兩日位をの  
ひ候へば回復に相成申候(小々つは先月末よりありとも)云、今月初旬より江戸に  
て流行致掛申候に、早二萬餘人の死に及候由、棺槨の材早絶果候よし、今度猶蔵は瓦  
棺に致候其蓋を誂候に中々出来不申、最も焚場へは三日目に拾に行候よし、死骸も  
其日には逆もやき得不申、三百番四百番と云札にて取候と申候事、日本橋は一日に  
二百之葬は日々通行、此間頃は三百に及候と申事、道中筋も由井沖津以東小田原邊  
別して劇鹽梅〇流行病の原因は地球上蒸氣發騰の中、不其の物生スル心思抑鬱と  
の二者、飲食の不節、食物不節の事共數有之候、常耶は他屋敷よりは先不招撫に幸存  
恐悦々々(下等)

松田和孝

名は和孝、字は誠道、東吉郎と稱し、蓼水と號す、福井の人、父を松田理兵衛和良とい  
ひ、夙に洛闕の學を奉じて經義に精しく、治心編本支辨等の書を著せり、藩主の先  
物頭役にありし時、江戸に祇役す、和孝も亦從ふ時に外艦海上に出沒し、人心の動  
搖一方ならざるを以て、幕府諸藩に命じて近海を警衛せしむ、品川灣の警衛は則  
藩主松平慶永公に申付られしを以て、早く大勢の人數を繰出し、數多の大礮を備  
へ以て固めを爲す、和孝亦其人數の内に加へられ、意氣頗る激昂し、扼腕撫刀大に  
勇みしと云、時に年十八、幼より學を好み、經史百家の書を跋渉し、詩文にも拙な  
らず、遂に藩校の助教に擧げらる、初め桑名の小野軍九郎に從學し、靖獻遺言を好  
みて日夜愛誦して措かず、一日軍九郎云ふ、文天祥方孝孺皆純忠の臣、これ人の軌  
範となるべきは勿論なりと雖も、孝孺を以て師とせんよりは、天祥を師とするに  
如かずと、和孝深く其教を感じ、心竊かに天祥を以て期待せしとぞ、後芳野金陵の  
門に入り、専ら經藝を修む、或日學問の方法を問ふ、金陵云ふ、學問の貴ぶべきもの  
は、實踐躬行にあり、視聽言動の四を慎むは、顔子にして三事を以て日に其身を省

靖獻遺言  
を愛誦す

みるは曾子なり、幾多の書を読むも之を身に行ひ事に施して、天下の用をなすに  
 あらざれば、何を益魚と異なる所あらんやと、是よりますく奮發して、専ら道藝  
 を勵み躬行を努め、詩文彫麗の事をなさざりき、常に多勢の學生間にありしも、身  
 を以て衆に先んじ衆心を惹き起せしが故に、一時皆戒飾して其風に化するもの  
 多しと、慶永公其状を聞召して褒賞を賜ふ、平生讀書の間に於て苟も政事の補ひ  
 となるべきもの、或は君徳の助けとなるべきものは自ら書寫して之を公に捧げ  
 しに、公も其志に感じて、偏に之に違はざらんことを努められしと云、和孝容貌和  
 柔にして其内は則ち剛毅屈せざるの節あり、其言を發するや謙遜、苟めにも大言  
 壯語を放ち、氣節を衒ふが如き事をなさず、平生交の親しかりしは橋本左内、日下  
 部伊三次、櫻任藏、久坂玄瑞等、皆一時清議の士にして、殊に左内と玄瑞とは其契一  
 層深かりしといふ、左内嘗て江戸を出立して歸國の途に上らんとす、和孝偶々病  
 床にありて、祖道の宴にあづかることを憾み、一詩を賦して其行を送る

歸鞍遙向故園馳、出餞無由折柳枝、病裡風塵雙鬢短、窮途天地兩心知、雲中樹色臨  
 關黑、月下潮聲拍岸悲、到日定逢秋雁早、感勸莫使北書遲。  
 玄瑞又上國に遊ばんとす、來りて別を告ぐ、又も病床にありて

當時の志  
士と交通

羨君長缺遊京國、今我病床獨掩門、倦鳥來啼春樹暮、水魚無淚足銷魂、

水魚無淚 ゆく春や鳥なく魚の目涙 (芭蕉の句)

其後左内より國事に關し書簡を送りて意見を吐露す其交誼の密なること察す  
 るに餘りあり。

舊年は度々御投書被下、其上弘庵先生染筆迄御廻し被下、奉萬謝候、さて承り候  
 へば、去秋已來長々御不快のよし、東北隔地頓と存し不申候に付、意外薄情に相  
 成態々御見舞も不申上、千萬愧縮の至に御座候、只今にては透と御全快被成候  
 哉如何、御弱體故御瘥後御肥立之程深く御案申居候、何分篤と御養生奉祈候、さ  
 て度々貴勞なから別包書籍一卷并燒帖一袋鹽谷甲藏方迄御届被下候様奉願  
 上候、尤も遠方之義にも御座候へは御序にて不苦決して早急には及不申候、被  
 仰越候通り夷情も色々變出、誠に神州の御大事と奉存候、皇威の外蕃に達し  
 候も、屈し候も亦當今御處置の上の有之、實に安危存亡の秋とも可存申義在、我  
 輩も神祖天孫の御厚澤に浴し居候儀に御座候へば、所詮精々の心力可盡事固  
 の儀に候、併し大抵世間の學者儒生何も舊見陋識に拘泥し、時代の變遷沿革を  
 不考、利害強弱を不慮、徒に俗耳俗臆を愕し候論を發し候も、可惡可厭の至と奉

愚考候、畢竟彼此の立論よりも我身を以て吾道を維持し、吾御國體の片端葉末丈にても裨輔致し候様致度事、忠臣義士日夜衷心に祈居候義ならんと、あけれ存し日月を送り居申候、貴慮如何、御便一寸御答可被下候、此表學問所彌増繁昌小拙輩晝夜分暇をも得不申候、定て靈邸學塾も追々御興起と奉違察候、御親見御創論も御座候は追々承度奉存候、將又乍御面倒別紙の書籍上木致し有之哉如何并直段如何致し候や如何、後便御調御申越被下候様、奉願上候、早々不宣

正月三日

橋本 左内

松田東吉郎様

安政五年四月井伊直弼大老に任ぜられ、將軍家定公病に臥し、内々世嗣を擇ふ、或は紀伊殿を迎ふべし、或は一橋殿を世子と定むべしと、其議久しく決せず、且勅許を仰がずして外國貿易の事を取結びしたため、物議騒然、將に不測の變を生ぜんとす、水戸齊昭尾張慶勝侯等と同く登城し直弼に對面して其事を論ぜしに、愕然辯解して少しも採納せず、慶永公もまた同じく登城して、將軍に謁しせんとするに、御異例の故を以て堅く拒む、止むを得ず一統退出す、程なく紀伊慶福を迎へて將軍となし、齊昭及慶勝慶永公等に蟄居を命ず、是に於て和孝憤慨措くと能はず、竊

慶永公の蟄居を憤

慨し井伊大老に上書す

に上書を懷中に納め、大老の邸に至りて之を捧げんとす、取次の吏之をさへへて達せしめず、依て竊に裏門に入りて手藁を求めんとするに、圖らずも舊識の熊谷半之丞に邂逅す、時に和孝云ふ、拙者主人圖らずも無實の罪を蒙り蟄居を命ぜらる實に遺憾に堪えず、何卒君の力に依りて此書を大老の御手許に捧げられんには莫大の仕合なりと懇願す、某論して云ふ、將軍家の御命已に下るまた如何ともすべからず、若し強て建白せば台命に抗するの罪を以て御身不測の禍を受くるのみならず、却て累を主公に及ぼし、且兩親に迷惑の掛らんも計り難し思ひ止まられよと忠告す、和孝首を掉り、否々君辱めらるゝ時は臣死すべし、今主人慶永無實の罪を蒙りて幽屏せらる、其辱め是より大なるものなし、是拙者身を殺し事に殉すべきの秋なり、抑藩祖秀康は東照神君の長男にして台徳公の兄たり、故に神君宗族の秩序を定めらるゝに吾藩を以て其首班に置かれしは、全く國家の大議に參與し、和衷協力藩屏の任を竭さしめんと、御遠慮に出しこと明かなり、然るに今この重大なる儲君の一條と外國貿易の件に關しては一言の御諮詢もなくして漫に取極めあるゝこそ心得難けれ、殊に慶永は賢明の譽高く衆望の歸する所常に國家の安危を以て心として其他を顧みざるに、今譏誣の言に罹り圖らず

政治

熊谷半之丞  
忠を感ず  
取次上

も廢黜の身となるこそ遺憾なれ、拙者一念の存する所幸に君の力に依りて上達  
 することを得ば、身を醜にし骨を粉にせらるゝも甘んじて受くべしと、涙を流し  
 て述べ、半之丞聞き了りて時機を待つべしとていろく其書面を押返しけれ  
 ば、和孝憤慨措くこと能はず、主人慶永祖宗の心を以て心となし、に貴藩の君獨  
 祖宗の心を以て心とし給ふこと能はざるは何事ぞや、且つ幼主を擁して權勢を  
 擅にし、天朝の裁許を待たずして私に外夷と和親を取結ばるゝの所爲、天下後世  
 之を何とかいはん、然るに兄之を救ふ能はずして、靦然坐視するは、平生學ぶ所に  
 背くこと甚し、兄は僕の讐なり、今より友にあらずと其言涙と共に墜つ、半之丞も  
 深く感ずる所やありけん、乃其書を懷中に取納め、余吾兄の兩親に事ふるの狀を  
 見しに、實に愉快和順の風あり、然るに今毅然主公の爲に死生を顧みざるは所謂  
 孝を移して忠となすの類ならん、僕不肖と雖も豈敢て吾兄のために力を盡さざ  
 らんやとて遂に快く其事を承諾せり、和孝大に打悦び、やがて暇を告げて家に歸  
 り、父母に謁し温顔を以て左右に承待すること平生に異ならざりしと、母名は喬  
 子小泉氏、品川天王社の神主上總介勝永の女にして、幼きより文藝にも疎からず、  
 故に子女の教養に於ては深く心を用ひたりと、初め和孝の大老の邸に赴かんと

芳野金陵  
の懇誠

するや、密かに弟誠次を呼寄せ之に心事を打語る、誠次吾も同しく従ひ行かんと  
 願ひしも頭を打掉り、いな、余は主君のために死すべし、汝は兩親に孝行せよ、  
 苟も庭訓を奉じ忠と孝とを失はずんば少しく兩親の御心を慰むるを得べし、然  
 れども余が死せしといふ事をたしかめざるうちは決して兩親に告ぐべからず  
 と、堅く誠めて別れけるに、今無事にて歸宅せし故、誠次は飛び立如き様にて出迎  
 ふ、和孝從容自若として靜かに坐に著き感慨の餘、乃ち一詩を賦す  
 崑頭松色鬱蒼蒼、逢着雪霜增屈強、慷慨何時無祖述、忠誠當日有天祥、岐崩周鼎先  
 傾足、洛盡夏人空斷腸、一死酬恩猶有恨、七生敵愾苦辛長。  
 翌日其師芳野金陵を訪ひ、此度水戸尾張等四藩の主不測の禍にかゝりしに、其臣  
 民一人として義に死し節に殉して之が雪冤を謀るものあるを聞かす、余若し起  
 て此事をなさんには繼ぐべきものあるや否やと語りて、慷慨漸久し、金陵乃諭し  
 て曰く、義は以て君子を動すべきも小人を感ぜしむべからず、今大老の勢威赫々  
 猶火の如し、子の微賤を以て之に觸るゝは宛も薪を抱きて投ずるに異ならず、子  
 夫爲す所を熟慮し再び前轍を踏むことなかれと、程なく幕府間部詮勝を京都に  
 遣し、親王公卿儒士浪人等をして或は押込或は搦捕る等粗暴の所業多し、ために

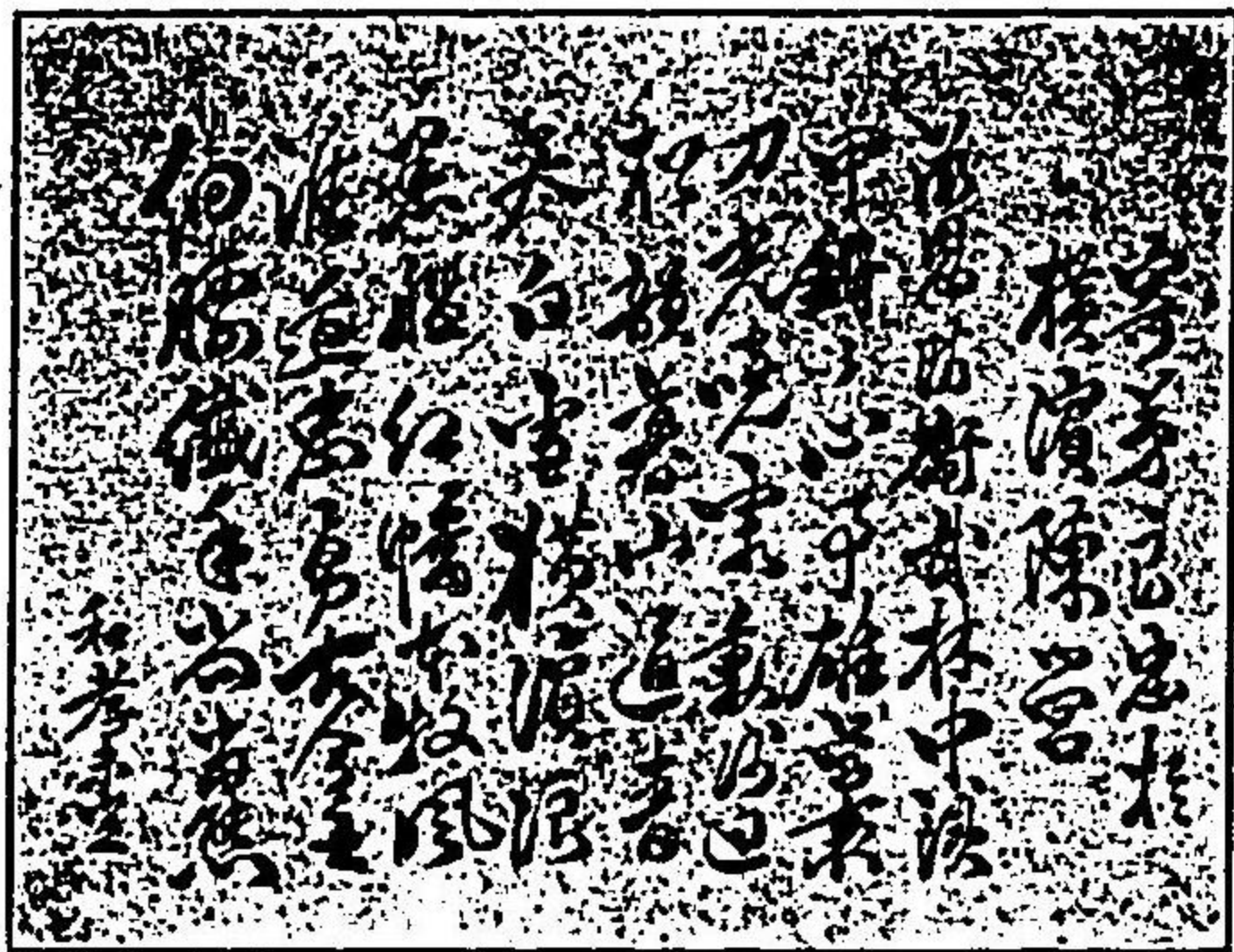
私かに藩  
主を護衛  
す深川八幡  
に冥護を  
祈る

幽憤の發

蠶々之を誹議するもの少なからず、既にして幕府命を下し慶永をして本邸を避け、靈岸島の藩邸に移りて謹慎せしむ。和孝其途中變事あらんことを懼れ、夜に乗じて吳服橋門に至り、私かに公の駕につき、隨ひ大刀を提げて護衛を爲す。爾來心を勞し思を焦して、偏に君冤を雪がん事を願ひ、深川八幡祠に詣て、冥護を請ひ、又當路の人に謁して訴狀を呈する等、百方心を盡し、一も達する所なし。是に於て斷然志を決し、密になす所あらんとせしも、警衛亦嚴にして、手を下すに由なし、依て玄瑞の寓舎に至りて之を謀る。玄瑞曰く、時機未だ可ならず、姑く之を待つに若かずと、和孝幽憤默思鬱結して、遂に疾をなす。輒ち呼て曰く、赤にあらざれば、狐にあらざれば、黒にあらざれば、烏にあらざれば、今や蠶々たる日月も汗されて、其明を揚ること能はず、曉々たる山嶽も缺けて、其高さを争ふこと能はず。斯の如くにして、匡救する事をなさずんば、天下如何の狀に陥るも知るべからず。和孝病軀憔悴、心事を遂ぐるの期なし。若し徒に床上に死せんか、死して餘罪ありと謂ふべしと、嘔歎泣すること久し。後數日、弟誠次を伴ひ、深川に至り、八幡祠に謁し、一函を納め、默禱して歸る。やがて母に謁し、其背を按摩しつゝ、云ふ、兒愚鈍にして、養生の道を缺たるがために、疾を生じ、父母をして御心を傷ましめたるもの實に不孝の罪逃

臥床を檢  
して母の  
靈傳

る所なしと、落涙す。母即ち慰藉靜に寢に就かしむ。明朝日出るも、未だ臥床を出てず。母惟み往きて之を檢するに、何ぞ圖らん。和孝自ら居して息絶ゆ。實に安政六年



筆蹟  
在足利松田直人氏所藏

六月二十日、年僅に二十三、蓋し其主慶永が無實の罪に罹るを憤り、百方之が救済を謀りしも、其甲斐なきを悲み、自殺以て志を明かにせるなり。和孝人となり、剛直にして忠亮、一旦人と約せし事は之に違ふことなし。平生好んで詩文を作るも、巧を競ひ奇を衒はず。偏に躬に行ひ事に施すを以て主眼とす。故に父母兄弟に厚く一家團樂の和樂を失はず。嘗て藤森天山、鹽谷宕陰に就きて益を請ふ。二翁も亦其忠實を愛し、啓沃するもの厚かりき。玄瑞其死を聞き、悲哀自ら禁ずる能はず。其事蹟を手録して、悼惜の情を叙するものあり。其親密の如何を知るに足らん。

松田東吉郎、越前福井藩士也。爲人羸弱、如不勝衣。而中實沉毅、將有所爲。戊午七月、春嶽公蒙幕譴、屏執。於是松田到彦根邸、問公罪名。固不願生死也。後更名武田孝藏。

己未夏某月日沒葬深川靈岸寺域内。余在江戸拾郎。松田訪問。今再欲見松田。不可得。幽明懸隔。痛惜何堪。嗚呼。

明治四十二年九月 皇太子殿下北陸に巡啓せらるゝや其十一日 朝廷命あり特旨を以て正五位を追贈せらる

〔蓼水遺稿〕

有感時事。與岡本某同學。蘭書。連夜不寐。偶得句。

只道四邊皆肅然。誰知出沒火輪船。愛邦淚灑青燈下。靜讀洋書五夜天。

前村春雨

如膏細雨鬧耕犁。十里烟村路欲迷。節近清明杏花發。林南原北野鶯啼。

送久留米人田中紋次郎遊常陽

揚柳初青花復明。江都三月雁歸聲。更憐黃鳥頻求侶。聊托東風遠送行。今代誰爲賈生歎。昔時可想屈平醒。豫知君到常州日。慷慨悲歌撼水城。

閑居

花落鳥啼日亦曛。一林淺碧夏光分。幽情堪適山中景。臥聽泉聲起見雲。

述懷

初秋余陪鹽谷先生麴街酒樓。始遇土佐人戶部廉平。言論數次。情好甚得。未一閱月而聞。生一夜病。疫死矣。余愕然不覺淚之交膝。因賦古詩一首。以述哀悼之意。且惜其人慷慨忠誠有文武才也。

昔日城外樓。交杯樂同遊。水魚互忘形。道義轉相求。舞劍天地白。放眸山河秋。慷慨稱屈賈。負任慕伊周。何如一夢間。相隔明與幽。秋風千萬里。浮雲日悠悠。國步多艱難。風波失同舟。人生感知己。斯志誰共酬。

述懷

從射桑弧廿二年。一身祀客似愛天。孤忠嘗慕純仁志。赤志欲學伯淳賢。便腹飽神州粟。袍裘何同王師先。君不聞大洋鱷魚起腥風。欲逞鱗壑又何窮。又不聞滿清昔年黜則徐。森煩電刀響未終。覆轍勿踵妖星戒。殷鑑昭昭掛海東。

藤房論

以道仕者謂之大臣。以恩仕者謂之親臣。道不行而去者大臣也。道雖不行而不去是親臣也。蓋以道仕非不愛君也。道不忍汗也。以恩仕者非不守道也。恩不忍絕也。昔者孔子之仕魯也。膾肉不至而去。其適衛也。衛侯無道而去。孟子之適齊梁也。亦然。魏王好利則去。齊宣喜霸則去。夫孔孟豈不欲仕哉。亦不得已也。若夫微子去殷。以存宗祀。

箕子爲奴。以蔽君惡。比干死以諫其君。則是中心有不忍者也。故孔子斷之曰。殷有三仁矣。史稱後醍醐帝之納天馬也。藤房諫之不用而棄。公侯之富猶脫敝履。非不仁而能之者。余曰不然。夫藤房於王室也。恩及累世。位極入臣。固宜與國共存亡者也。何有諫不入而可去焉哉。且公以道仕者乎。則何初不格。帝之非心也。苟能格之。則雖有百天馬亦何害之。有以恩仕者乎。則當以死終始之。如之何可忍之而去也。今有一人。父病進藥而父不嘗。舍而出奔。又有一人。父病不進藥而父死。夫奔與不進。其爲不孝則一也。如當時。公卿不進藥者也。如公捨而奔者也。是豈孔子之所謂仁者也哉。嗚呼。王道衰而政治替。武人興而縉紳屈。公卿大夫者。皆籍隤而止。公獨卓然有所見焉。若使公任道懷恩。大有所不忍者。則永爲後世之鑑。其功德豈可譽言哉。余爲公惜焉。

松田和孝傳

芳野金陵撰

松田和孝字誠道號蓼水。通稱東吉郎。福井人。其先出于甲侯武田氏。世食信濃松田。因以爲氏焉。後仕福井。嘉永戊申。從父和良。徙江戶。安政甲寅。幕府命諸侯備墨夷。藩成。品川設大礮十數門。和孝與焉。曰是爲都咽喉。糜賊在于此矣。奮躍以待。時年十八。丁巳。補養助教。始從桑名小野某而學。和孝恒好讀。靖獻遺言。某謂曰。文天祥方孝孺。皆爲純忠矣。而學孝孺不如學天祥。因竊以天祥自期望。後執贊于子。專攻經藝。咨問

其方。予謂。學有實踐躬四勿。顏子也。日三省曾子也。所貴於讀書者。以爲天下用耳。於是益自奮。砥磨道義。不事詩文。恒誦朱文公語曰。得寸則守其寸。得尺則守其尺。率先而風勵。是以一時生徒雅飭。慥慥爾。侯召而褒之。每獲佳書。謄寫奉之。及明良之事。經輔之術。凡有異聞。必記以獻。又數上書獻替。侯能納容之。和孝外柔謹。而內剛毅。慨然憂時。而其發言必巽。恒厭大聲壯語。賈勇者。其所交橋本左內。日下部伊三次。久坂玄瑞。櫻任藏之類。皆以清議罹禍者也。和孝之死。當時秘其實。故以能知其心事者鮮矣。予特閱焉。因叙吾所耳目而傳之。初慎德公季年。墨夷闖入。強請貿易。不恭甚矣。幕府徵策諸藩。福井侯。時年二十七。以爲豕蛇何鑿。不如燒府下爲戰地。磨而懲之。人稱其壯圖。會公疾。隱蔽不具聞。尋而公薨。溫恭公立。四夷交至。國事頗艱矣。公已近強。而無嗣。且善疾。衆甚危焉。與望屬一橋黃門。衆曰。黃門賢且長。宜定儲貳。彥根大老。意在子紀侯。謂立儲例。當論親疎。何有於長幼。黃門疎。紀侯其選也。于時威柄歸大老。諸官仰其鼻息。滔滔阿附。無有論駁者。衆謂紀侯雖聰慧。然尚幼冲。以難故立長君。古之良圖也。今屬有親疎。誰非照祖之裔。不如權宜立長。以鎮物情。猶何照舊例。立幼儲。斷非社稷遠猷矣。豈得無非欲立弱主。擅權寵乎哉。口耳相接。人心洶洶如也。會有洋夷之事。郵驛遞奏。水戶景山君聞之。駭異。朝曰。果然是輕。天朝爲不敬大矣。速追而還之。更

擇重官奏之。尾越土三侯尾而朝。請謁。大老阻曰。公不豫。強請弗聽。乃陳採輿議。亟定。儲副以安人心爲時急務。大老堅拒曰。此誠國家重大之事。非親藩所容。容。反復論難。竟弗聽。遂託事幽景山及黃門廢三侯。坐黜數輩。迎紀侯爲儲。以發溫恭公之喪。越侯屏塾之明日。和孝至。大老邸呈書。謁者拒卻。強請弗聽。去自後門入。適遇熊谷某。爲舊知。因出書請曰。寡君廢黜係冤枉。不堪悲憤。幸呈旂。某喻曰。大命已降。奚得回之。母乃輕朝憲抗重命耶。其罪不測。徒足以累侯。且貽戚於二親。請止。和孝曰。君辱則臣死。今寡君之爲辱大矣。是予致死之日也。抑吾藩祖。以二世將軍之兄。照祖班宗首。以藩屏幕府。則事之重大。不可不預。御夷立儲。事莫大焉。況今中將賢哲衆所知。憂國切繫。焦心苦思。寢不安食。不飽。而讒誣廢黜。豈止中將之不幸。又國家之不幸也。一念得上達。道醴所甘。在今日。不得不先君後親。貽戚二親。吾將奈之何。且二親之意。固然。某多方慰藉。卻書和孝憤慨曰。寡君一以祖先之心爲心。而貴藩之君。獨不以祖先之心何哉。且利幼儲。而擅權寵欺。天朝以和臭虜。天下後世其謂之何。子其弗能救乎。不知平生所學何事。侯吾讐也。子則非吾友也。乃賦詩曰。一死報恩猶有憾。七生敵愾苦辛長。血淚蕪蕪下。某感嗟受書懷之曰。平生視子事親。愉婉如執玉。今移以爲君。果不負所學。予豈敢不盡力。因謝歸。弟誠次欣躍出迎。和孝拜父母告之故。且泣曰。不圖再侍。

情恃。其出家門也。具語心事。誠次請與俱掉頭曰。否否。吾死于君。汝孝于親。苟不。失忠與孝。以奉庭訓。庶幾得以少慰二親歟。雖然。不得確報。則不得白之二親也。飲泣而別。於是團樂聚首。且喜且歎。明日過吾廬。語其狀。嗟乎。四藩之臣。不下數萬。而欲踏義殞命。以雪君冤。不知有其人否。又未知有繼焉者否。若和孝。可謂能守其所得矣。因喻之曰。義可以感君子。不可動小人。子何不深慮。今大老威儀彭如。觸之何異卵之投石。羽之試炭。更思所爲。勿有再也。尋而大老與大獄使老中鯖江侯如京師。幽親王。黜公卿。縛公卿之臣。至于市井草莽數十名。下之囹圄。皆愛國志士也。詞語相連。抵罪者不知其幾。要捕風捉影。無有形迹。然而酷吏承意羅織成文。以濫罰之。於是清議一空。人人跼蹐。道路以目。凡羅黨議者。雖親故。猶且避焉。藤森天山。橋本左內。日下櫻之類。和孝數往。慰孤寡。如身遇艱厄者然。既而幕府有命。夜徙老侯于靈岸島邸。和孝危懼潛往。待駕吳門外。遇瀧真與堤正誼。皆密友也。共悅其契合。旋從護焉。和孝之自大老邸還也。禱雪冤深川八幡祠。又攀援當塗。訴枉。無一所得也。竊欲有所爲。戒備甚嚴。屢謀之。其友人久坂元瑞。元瑞曰。時未可。子姑俟焉。瘋思幽憤。結轉成疾。知交爲危之。一日來語曰。莫赤非狐。莫黑非鳥。曉曉缺。皦皦汗。天下何所底止。而今形神慘瘁。心事不遂。宛廢死牖上。死有餘罪。噓歎不止。對泣而別。後數日。伴誠次拜八幡祠。奉書一函。



默禱久而還。爲母氏按摩折股曰。兒不謹致疾。負罔極之德。愧林鳥實多。淚與言下。母氏慰之。令就寢。明日日昇未起。母氏往視之。決肚而死。是爲安政己未六月二十日也。年二十三。侯愍惜。賜賻。且慰之。中根雪江哭而慟曰。憶今喪藩一賢。悼之非私。傷也。雪江端士。和孝之忠亦足概矣。和孝死之明年。有櫻門之變。後二年。有坂下之事。於是乎。天下局面大變。侯再起任事。嗟乎。和孝之靈。其含笑地下也夫。予嘗讀福井侯行實所記。起十三歲。止十八九。置置二十。簡許。心竊偉焉。謂善充而成之。爲應山樂翁不難矣。嘗聞有臣五人。贊冀之曰。平本某。曰天方某。曰鈴木某。曰淺井某。其一則中根雪江也。而今也。雪江獨存。侯作神主。每朝香花。以謝其勞。後加橋本某云。未知今又加一人否。抑人誰不口忠孝。而能躬之者。天下其有幾。使和孝在今日乎。則予必知有復續行實之後矣。雖然。予之惜和孝。不特爲一藩國也。

讀松田和孝傳

或云方今天下所乏者貨財也。有貨財則百務悉舉。惟惜貨財不如山矣。余以爲貨財固富強之根本。而不可一日闕者。然貨財易獲。天下難獲者人才。而又其最難獲者忠愛孝慈之人耳。夫孝慈則忠愛。忠愛則孝慈。洵爲國家之至寶矣。頃松田直人示金陵芳世育所撰其兄和孝傳。取而讀之。敘事詳而且悉。宛如睹其人。嗚呼。和孝爲人忠愛

孝慈。而又慷慨有奇節。其死距今十三年。余追感當日之時勢。緬想和孝之顏容。掩卷而泣者久之。遂綴一言乎傳末。以褒之云。

明治四年辛未皁月

正二位松平慶永題

(癸水五十年辰酉復稿鈔)

橋本左内

名は綱紀字は伯綱。通稱は左内。景岳と號す。別に藜園。櫻花晴暉。樓松亭。無憂子。雄氣樓等の號あり。天保五年甲午三月十一日。福井常盤町<sup>大和上町</sup>の自邸に生る。福井藩侍。醫橋本彦也。長綱の長子なり。母は坂井郡筭浦眞宗<sup>大谷</sup>。大行寺小林靜境の女。梅尾と云。亦賢婦の稱あり。左内性穎敏。學を好み。七歳にして漢籍を藩醫舟岡周齋妻。木敬齋勝澤一順に書を久保蘆萩原左一小林嘯峰に習ひ。八歳藩儒高野眞齋に文を學び。十歳能く三國誌を通讀し。且會得す。後藩儒吉田東篁に入門して。經史を學び。識見大に進み。宋の岳飛の人と爲りを景慕して。自ら景岳と號す。時に年十二。又劔道を鰐淵幸廣柔術を久野猪兵衛に修め。濟世館に入て。漢方醫を學び。父の診察の補助を爲し。善く詩文を作る。年十六一日。慨然として曰く。身僻郷に在り。未だ井蛙

洋醫精入  
門す

坪井信成  
及杉田成  
入門す

鹽谷宿陰  
に漢學を  
學ぶ

藩主下賜  
の印籠

藤田東湖  
鈴木主税  
との面話

の見を免がれず、加かず大都の名家に就き智識を明發せんにはと、父に請ひ大坂に往きて緒方洪庵の塾に入り、和蘭學及び西洋醫術を學び、奥野小山に詩文の添削を受く、藩主松平慶永公使をして其好學を褒せらる、居ること三年、偶父の病報を聞て歸福す、翌年十月八日父長綱歿す、其翌月醫業を繼ぎ且醫員に列せらる、嘉永六年十二月種痘に出精盡力したる廉を以て藩主より慰勞の辭を賜はる、同七年二月願の上江戸に出て坪井信道の塾に學び、益田宗三、魚住、更に杉田成卿の門に入り其愛重せらる所となる、始め成卿一部の書を授く、左内夙夜研究一ヶ月にして卒業す、成卿驚き書中の事を問試むるに答辯流るゝが如し、故に濟世三方等の檢閲を託せらる、此時左内鈴籙雜錄を著す、又漢學を鹽谷宿陰に學び、藤田東湖、佐久間象山、藤森弘庵、林鶴梁、芳野金陵、羽倉用九、安井息軒等の諸名士と交り、經世濟民を志とするに至る時に年廿一、翌安政二年六月藩主より學業上達の爲褒詞且印籠を賜はる、七月命ありて歸國す、其江戸にあるや、當時藩の參政鈴木主税重榮も亦その藩邸にあり、或日藤田東湖に面し、目下天下の形勢多端の折柄、唯人材に乏しきを慨嘆す、東湖曰く、貴藩には橋本左内あり、年壯なれども學才識見共に備はる、何ぞ登用せざるや、と、主税初めて左内の非凡なることを知り、歸國の後同僚

御書院番  
に登用さ  
る

西郷南洲  
及武田如  
合雲との面

中根雪江と謀り、之を藩公に勸む、公嘉納し、拔擢の内意あり、斯くて其十月左内醫員を免ぜられて御書院番を命ぜらる、是に於て母梅尾奥醫師格登用と思ひの外なるに驚き、左内を呼びて曰く、何を辭して父君の遺志を繼がざるや、と聲色俱に厲し、左内惶恐俯伏すること久し、徐ろに答ふるに、君恩の渥きを以てし、次弟をして醫業を繼がしめんと誓ふ、母顔色稍釋く、即ち傍に坐せる綱維に之を命ず、綱維曰く、我志航海術に在り、とて之を肯んぜず、遂に季弟綱常に命ずるに、勉學を以て必ず醫學を修し、父業を繼がんことを諾す、是に於て左内喜び極つて泣く、時に綱常年十一、綱維十六歳なりき、翌十一月左内再び江戸に往き、是より常盤橋内の藩邸鈴木主税の曹舎に同居す、十二月廿七日礪川の水戸藩邸内原田八兵衛の曹舎に於て計らずも薩藩の西郷吉兵衛陸に面接す、然れども未だ語を交へず、翌日西郷を芝の薩邸に訪ふて時事を談せんとするに、左内が状貌柔和婦人の如きを侮り、庭内の角力を觀ながら語氣頗る冷然たり、然れども話中薩藩と幕府との機密を聞き、西郷其侮るべからざるを悟り、翌朝左内の曹舎に來つて昨日の無禮を謝し、却て是より親交を結び、屢時事を談じたり、陸陸常に語つて曰く、吾先輩に於ては薩推す、二子の才學器識吾輩の及ぶ處に非ずと、實歴史傳に橋本が西郷と初對面の狀況を語れる條に、橋本が幕府の事情より建儲の機密を洩せるは、是屢會合したる後年の談に

にして此時に之を語りたる三月十九日早朝又原田を訪問しけるに、不在なりければ、  
 武田伊賀守を始て訪ふ、一見舊識の如く意氣相投して夜に入る、武田喜んで東湖  
 死後又東湖を得たりと云ふ、夫より専ら四方の有士と交り國事に奔走し、六月君  
 命により歸國す、是に於て明道館講究所蘭學科係を命ぜられ、尋て幹事となり、御  
 側役支配を兼ね、餘暇國內の古戰場を踏査す、四年四月同館中へ洋學講學所を創  
 立し、兵法物産算術等を講習せしめ、且武藝所を建築して、諸流の師範家各流各道  
 出動す、日をして教授せしめ、劍槍銃砲の諸術を講究せしむ、尙諸有司と率いて大  
 に文武を奨勵せしむ、此未曾有の大決行に閩藩の驚愕一方ならず批評最甚しか  
 りしも、之が爲舊來の陋習を剷除し、大に文武一致の活學を實地に敷演せしめ、後  
 來士氣を鼓吹すること全く此に基因せり、是皆左内の指揮に出づるもの也、八月  
 又江戸に出づ、三岡友藏後勝授堤五市郎正助、溝口辰五郎加藤、横山猶藏齋藤喜  
 作丹同行す、左内直に侍讀兼御用掛を命ぜられ、藩主慶永公の内命を受け、幕府の  
 建儲及び外交の事に盡力す、當時海外の強國比々幕府に迫り、和約貿易を要求し  
 て嚇威を示す、幕府の窘迫殆んど極點に達し、天下の志士切齒扼腕して漫りに外  
 國を打拂はんと罵ると雖も、左内の對外の所論は廣く彼が長を採り我が短を補

明道館幹  
事と爲り  
藩學を盛  
正す

藩公の内  
命幕府の  
建儲諮

明道館主

ふは今日の急務、故に洋學能く興らば利多く、悪く學ば、大害ありとの持説なる  
 が故に斯く物情騒然の中に在て帝室の安寧を冀戴し、幕府の衰弱を扶植し、特に  
 外邦に對しては國威を更張せんことを欲し、天下の豪傑に交り大に劃策する所  
 ありき、時に藩公は將軍の多病にして其職に堪玉はず、宇内の形勢は開戦すべか  
 らざるを洞見し、令嗣を建て幕府の基礎を堅固にし、朝旨を奉して威信以て外國  
 を綏撫せんことを思慮し、薩州島津齊彬侯と心を合せ、謀を一にして之を宗室に  
 索めらるゝに、一橋慶喜公長にして賢明なり、因て之を閣老に勸奨し、或は書を以  
 てし、左内草案薩侯と更番盡瘁月を経、歳を閱して幾數回なるを知らず、然れども  
 閣老等敢て拒絶せざれども、因循敢て果さず、安政四年の夏、公江戸にありて熟ら  
 形勢を觀察するに、外國愈迫ること急に、將軍亦病み朝議太だ急なり、是に於て前  
 議を主張して閣老に建白し、又在廷有司に咨詢す、窃かに聞く、紀州慶福侯幼少と  
 雖も近親の故を以て、養君たるべきの幕議ありと、故に蒼惶苦悶に堪へず、急に左  
 内を召たるなり、左内曰く幕政閣老の失措尠しとせず、最も外國の事概ね朝廷を  
 敬遠の地に置き、専ら幕議に決することを希ふものは、祖宗尊王の典型に悖り、君  
 臣の大義を紊る、此を以て朝廷の譴責を來し、併て天下志士の憤懣を醸成せり、此

弊政を矯め正道に反省せしめざる可からず、是偏に嗣君に非ずんば能はざるなり、公が議せらるゝ所、臣素より希望せし所、今より一層心力を竭して知遇に報ひ奉らんと誓ふ、營中國内の事公宜しく之を任とし玉へ、臣は幕府の諸有司と諸藩の君臣及び草莽の有志とを、正論を以て懲誣説得自ら擔當す云々、爾來寢食を廢して鞠躬盡瘁、遂に幕廷及び府下の有志之に左擔し朝廷を奉ずるに幕府を以てし、幕府を扶くるに橋公を以てし、其轂を推す者十中八九に至る、尊王の至誠是に於てか顯はる、幕府司農川路聖謨は閣内の參謀人皆之に敬憚す、左内説到するこ  
川路聖謨を説倒す  
と一回、忽ち聖謨節を折りて屈服す、後日藩公柳營に於て閣老堀田備中守と對接す、語次堀閣曰く、今朝川路余に語る、越藩の橋本左内尙弱齡なり、昨夜來つて僕に説く、其議論剴切にして一々肯綮に中り、僕が半身已に宰割せらるゝかと覺ゆ、僕年來客に對すること無數、未だ此の如き畏るべき人に逢ずと舌を捲て驚嘆せりと、之を公に告て其良臣あるを羨まれしと云ふ、左内が精神の透徹説き得て信受せらるゝこと斯の如し、故に老大的諸豪といへども左内を敬ふに先生を以て遇す、是秋幕府墨國公使の壓迫に堪へず、朝廷に告て開港和約の允準を希望し、先林大學頭をして京都に造らしめ外國の事情を説入し、尋て安政五年正月堀閣川路

堀田閣老の上京

變名桃井亮太郎の上京

聖謨岩瀬肥後守等を率ひて上京し、以て勅許を乞んとす、此行や外國の事に於ては、恐くば幕權を以て朝議を壓するに出ん歟、又養君の事を奏定せんも知るべからず、大事兩ながら急なり、坐視する時に非ず、宜しく朝幕の罅隙を彌縫し、建儲の持論を達すべしとの藩公の命を受く、此時朝廷は中正論、幕論の二黨ありて葛藤滋蔓、手を着歩を進むるに道無きに、左内挺然として危機を踏む、其膽略想ふべし、京攝の間學友多ければ殊更秘密の漏泄を恐れ、姓名を變じて桃井亮太郎と稱し、又伊織と改め、正月廿七日發程、二月七日京都二條の藩邸に着す、先づ青蓮院宮尊融法親王三條實萬公の終始共に謀るべきの特操あるを伺察し、着京二日目土州山内豊信侯の添書を持て山内は三條家の婿三條公に拜謁し、談論時事に及びけるに、恰も好し公並に蓮宮の持論は英賢を撰んで將家補佐の議たるにより、宗室の内賢明ありやと垂問せらる、依て藩主が多年の苦心且つ一橋慶喜公の英明を陳述せしに、三條公手を拍つて天下の事尙爲すべし其人を得たりと欣稱せられ、席を重ねて反覆講究、蓮宮へも計議ありて専ら周旋の力を竭さる、猶縱橫辯説して諸卿及び都下の有志輩にも橋公推轂の徒逐々に殖え、九條關白殿にも協議あつて已に報聞にも達すべきに至り、鷹司太閤殿異見を立られて兎角沮滯決せず、是に於て

三國聯名の輪旋

妖僧日を  
覆ふ

左内一策を案じ鷹司家侍講三國大學職は生國越前にて頗る有志の聞へありければ訪問面會して同執事小林筑前守良典にも對接し東西の事情を説聞して遂に鷹司殿下の胸霧を拂ひ共に協力せらるゝに決し小林を遣はして近衛公にも談す近衛公は將軍の外戚なれば御臺方且薩侯よりも橋公養君に降勅を希願せらるゝとの事速に調理して遂に聖聽に達し叡慮も已に確定あらせられければ左内大に喜び宿願始めて成就せりと思ひの外風雲一變私かに彦根井伊直弼侯の内臣長野主膳紀伊慶福侯を建るの議を九條關白殿へ入説あり諸卿中亦其黨なきに非ず是は閑老諸有司も紀侯を立て水府老公を壓倒し外夷の請願を遂げしめんとの策に出づ我越前侯も之に荷擔すと無稽の造言を流傳せしめたる卑劣の奸策を縦にしたる者あるが故なり固より年少の養君は方今の撰に當らざるは識者の容れざる處なれども元來關東の宦官宮妾には橋公の英明を忌憚し紀侯の幼弱を希ひ國家の大事を思はて偏に利己の爲にする徒多きは幕末の衰兆ぞかしされば三條公へ建言せし賢明人望年長の三件を以て降旨あらば紀侯に變ずるの恐あらずと其上三條公より橋公ならずしては幼弱の紀侯には叡情御好遊ばされず御臺方へ申入らるべきに内決あり依て堀閣參内の節降命ある

傳奏勅意  
の傳達

べきを此頃に至り頼に紀侯の説愈盛んにして年長の二字を除くべし或は御沙汰止にも成べき杯との内況ゆゑ左内の苦悶は必死の覺悟或は激論或は説倒向ふ處其安議を摧破するに三月廿二日傳奏は堀閣の旅館に於て急務多端の時節養君を定められ然るべしの勅意を傳へらる是に於て堀閣御受を爲し有難く畏り奉ると直に關東へ傳達の緩急を伺ふ翌廿三日急達すべきの命あり依て廿六日岩瀬監察捧持して歸東せり堀閣より緩急伺の節九條殿は養君の事急ぐべきに非  
堀閣老へ行向ふ時は鷹司殿不審なりしかば九條殿に御沙汰文書も叡慮を察めて左の  
通に改め日を経て本案を廻しければ鷹司殿大に驚かれたるも其陸なし空敷憤歎す○付  
札は口上にて申述大樹公御世子に爲有候趣如何急務多端の時節養君御治定四丸御守  
身長之人を以政務御扶助に相成候に付御にきやかにて御宜被思召候今日幸の儀可申入  
願關白殿太閤殿被命候事右御沙汰中年長の事傳奏口上にて傳へられしに堀閣の  
願にて張札せしとぞ嗚呼藩公冲天の正義左内貫口の苦忠併せて一符に欠く 左内聖  
 明の叡慮眞に公卿及び關東へ貫徹せざるを憤慨し微賤を忘れて賛成擴允の至誠を竭し盤根錯節の裡に周旋せし刻苦は筆紙の及ぶ處にあらず斯くて堀閣に先だつこと二日則ち四月三日左内京都を發し十一日江戸に着す藩公以て執事とし専ら國事に斡旋するも五月二十五日紀侯遂に西城に入て養君とならせらる千萬の辛苦是に於てか水泡に屬すること遺憾なる然れども外交切迫幕府動もすれば朝旨に乖戾するの事あらんとするを恐れ百敗屈せず赤誠を奮發し幕

藩公の奇

藩公の怒

府の有司を説倒して寂慮を條暢せんことを勉む、是より先幕府は尋常閣老の微力を以て當るべからざるを商量し堀閣の歸東に先だち井伊直弼侯を大老と爲す、大老は紀侯を立て養君とし頗る威權を逞うし、遂に一網打盡の暴策を畫し、首として水府老公及び正論の諸侯を幽閉し、藩主慶永公亦其奇禍に罹る、實に七月五日なり、此夕幕府は藩公の同姓姻族を召すことありて嚴譴に遭ふと喧傳して邸中洶々たり、時に左内參謀中根雪江に云ふ、事既に聞が如きに至るは、吾輩二人の罪にして、斧鉞の及ぶは固より甘受して辭せざる所なり、然れども若譴責は唯藩公の一身に止まらば、吾輩唯一死あるのみ、争てか靦然として公の面を拜し、世人に見るに忍びんや、卿之を如何と謂ふと、雪江曰く、我意亦子の言の如し、豈獨生の義あらんやと、兩人茲に死を矢ひ、決然幕命を待つ、或人私に公に告ぐ、公驚き直に親書を裁して使を馳て死を止め玉ふ

蒙嚴科候は覺悟の處、今更不驚駭、是迄之忠誠貫日月、候は感服萬々、家臣の蒙罪候に不及は、國家の幸甚に候、我にゐて所喜、尙彌任重候間、後來の所申談義も、可有之、愕然の餘り卒爾の義有之候、而は、我を見捨候也、

中將 戊午七月五日夜

左内

幕吏の圖

幽囚中の讀書

評定所の鞠問

是に於て左内死することを得ず、爾來心志を専ら公の冤辱を雪がんとて、勞思傷神形骸殆んど消削するに至る、十月廿二日夜中根雪江等と邸内の曹舎に談話す、初更知邸大道寺七右衛門、執法高田孫左衛門市尹の吏數人と共に、慕然として左内の曹舎に闖入す、中根驚て竊に逃る、吏左内に向ひ訊問する所あり、大道寺と共に遍ねく舎内を搜索して文書類を押收し、後又左内に對談すること少時、更に高田に向ひ、明日橋本左内を市尹石谷因幡守宅へ參らすべき由を令して歸れり、翌廿三日左内及び瀧勘藏(親類代理)と共に因州宅へ至る、廳上に於て瀧に左内を預けらるゝ旨を命ず、是より左内は曹舎に禁錮せられ、爾來他人と面せず、只管讀書臨帖吟詠自ら慰むと、又藩公が冤辱を雪がざるを痛患せり、十一月八日再度尹廳へ呼出され、石谷の監察松平久之丞と共に詰問の事あり、安政六年二月十三日評定所へ呼出され、更に瀧勘藏に看護を命ぜらる旨監察松平より兩人へ申渡さる、三月四日七月三日同所にて糺問ありしも、左内舎に歸りて談笑自若、一語の廳上の事に及ばず、故に人其鞠問の何事たりしかを知る者なし、後藩士某其時廳に列せし吏人に聞く、左内の糺問に對答すること連署の亘らざるは靦縷實を以てす、

忠義大節

時に彈官汝が主人は知らざるなるべしと、誣て主公の罪を掩はんとするの語氣あれば左内暗に吾主を回護せらるゝの好意を感喜するの色あれども、苟も尊王報國の忠義大節に關する事件に至つては昂然眉を掲げて吾公の誠意を推し、誣を斥け冤を訴へ毫も面從屈下することなし、依て胥議すらく水府其他の諸藩臣等間に答ふること、皆一己の私意に出て、曾て主人の知らざる所なるを陳し罪を己に引き、孤忠實に憫むべきの狀あり、獨左内に在ては、其主人をして己と共に罪を陥らしむるは不忠に似たりと「知らず左内は不義にして苟も自ら免れんよりは伏て罪を護るに如かず」と其大丈夫の志操あること殊に吾君をして不義に陥らしむるに忍びざるの忠誠大節を以て却て不忠と斷ず、斯の如き俗論を以てする小人輩の判決に出るが故に、冤獄の因て起るも亦宜なり、されば是等吏輩のいづれも其終を全せざるは眞に天命なる哉、左内の忠誠のある處は藩公及び識者は能く之を知れり、十月二日評定所に於て左内伏罪の具狀なりて揚り屋へ入られ、七日又呼出され廳上に於て刑斬首に當れる由を申渡さるゝや、直に廳下の砂場へ蹴落し、獄卒急に縛收し傳馬街の獄に送られ、藩公より賜ふ處の新衣を著して從容端坐刑刃を受く、時に年二十六、辭世の詩あり

俗論家正  
義を知らず

刑刃を受く

苦冤難洗恨難禁、俯則痛悲仰則吟、昨夜城中霜始隕、誰知松柏後凋心。

二十六年如夢過、顧思平昔感滋多、天祥大節骨心折、土室獨吟正氣歌。

實弟橋本綱維門人堤五市郎堤 正 溝口辰五郎加藤 等尸骸を請ふて之を千住小塚

原に埋葬す、嗚呼秋霜烈日の如く凜乎たる盡忠岳飛に愧ざるは固よりなり何ぞ  
冤死の武穆に等しきや

橋本左内先生の墓に於て、其墓石の建立に當り、右三名の外長谷部弘連等幹旋す、



橋本左内先先生肖像  
子爵橋本長俊氏藏

因に云其埋葬の地橋本左内墓と表し墓石を建立す、右三名の外長谷部弘連等幹旋す、

政治

法名景鄂  
院紫陵日  
輝居士

後幕吏來て墓標を倒し、刑人には墓を建つべからざるを詰責す、依て弘連更に梨園墓と表して石標を建つ、弘連自筆なり、文久二年十一月幕府其罪を許す、是に於て柩を掘り上げ、福井法華宗善慶寺内に移葬し、其墓を建つ、明治維新後網羅神戶より景岳先生墓と表したる花崗石の墓標を送りて改建す、是長三洲の筆なり、依て梨園墓は日向院の墓葬地へ再建し、石庵に銅板墓銘を收めて墓下に埋む、明治十七年其傍に碑を建つ。

逸事の一  
二獄中吉田  
松陰に詩  
を贈る

松陰左内  
と一面談  
無を嘆ず

乞丐の病  
を診察す

其獄に在るや吉田松陰も亦在り、左内詩を贈る會、英筭慰鄙情、與君久要訂同盟、碧翁狡獪何限恨、不使春帆飄太平、磊落軒昂意氣豪、夫君聞說膽生毛、想看痛飲京城夕、扼腕頻睨日本刀、松陰亦左内の人と爲りを敬服す、其著留魂録に云、左内東奥に坐す五六日のみ、勝保同居せり、彼勝保西奥に來り余と同居す、余勝保の談を聞て益す、左内と半面なきを嘆ず、左内幽囚邸居中資治通鑑を讀み註を作り漢紀を終る、又獄中教學工作等の事を論せし由、勝保余に之を語る、獄の論大に吾意を得たり、益す左内を起して一議を發せんことを思ふ、嗟矣、勝野保三郎獄を出るや左内書牘とを私に留に際し母堂の手に送す、左内少壯大阪に遊學中深夜乞丐の居處に往きて診察して病人に藥を與ふ、同時某書林に書を借覽せしが其主婦の病を治療す、主人喜んで謝禮せんとす、岳飛の至寶と書ける石摺額を所望して常に書齋に掲ぐ、福井にて師吉田東篁の母乳癆を病む、麻酔藥曼陀羅華の煎汁を用ひて、手術を施し癆を

焚火箸を  
傷口に當  
んとす

紙鳶の糸  
を斷放つ

啓發録の  
著

算術を重  
んず

摘出して全癒せしむ、幼時其塾にあるや一童手を傷つく、傍人左内に向ひ醫家なれば療治せよと云、即ち火箸を燒きて其傷口に當んとす、學童驚き走て師東篁に告ぐ、東篁之を質す、左内從容として曰く、僕燒口を治するの法を知るも他は知らず、故に一旦燒きて以て之を治療せんと思ふ也と、一坐嘆服す、幼時紙鳶を揚ぐ、頑童故らに其紙鳶を搦めて勝敗を決せんとす、左内即腰刀を抜きて己が紙鳶の糸を切放ちて歸る、温順寡黙朋友と争ひたるとなし、唯禽蟲を捕ふる等の惡戯を爲すを見ては、之を誡む其口氣大人の如しと、食膳の前にも書を離さず外出の時は靖献遺言を懐中したりと、十三歳の頃より今の時勢は國を富強にするを急務とす、醫師より政治を好むと親友に語れり、年十五にして啓發録を著し自ら志を言ふ其識見高邁能く時勢の病弊を看破し懦夫を振起せしむるの修身書たり、算術書に「利足速成」と云あり不破鐵次郎著とす、三國にて出版せしが其誰なるを知らず、安政の末年廣島の算術家法導寺和十郎福井に來る、富田知剛懇ろに斡旋す、故に就て學ぶ者尠なからず、和十郎聞あれば笛を吹て慰む、其名管と共に秘藏せる一卷の書あり、知剛請て之を觀るに、曆算の事を書したる秘書に不破鐵次郎と署名せり、依て此人を問ふ、和十郎笑つて曰く、知らずや、貴藩の橋本左



内先生の變名なる事と其暦算にも熟達せられしを詳かに語れりと

明治二年十月廿日藩命を以て弟綱維をして其後を嗣がしめしか十一月六月廿三日  
綱維病卒す、依て橋本綱常の四男綱規嗣ぐ、明治十一年十月八日 天皇陛下北陸道御  
巡幸の節祭資料を下賜せらるる 舊福井藩士故 橋本 左内  
往年王事に勤勞候に付此際祭資料金貳拾圓下賜候事  
同廿四年四月八日正四位を追贈せられ且別格官幣社增國神社に合祀せらるる

申渡狀寫

松平越前守家來

橋本左内

歳二十六

因決御奉勸目付に於て五、社  
に付定付の御手目大町  
島に於て五、社  
とある處に於て五、社  
大とある處に於て五、社  
の御手目大町  
承て御奉勸目付に於て五、社  
死んで御奉勸目付に於て五、社  
渡りぬる候事

其方儀近來異國船度々渡來海防筋厚御世話も有之候折柄根本御手厚無之  
候ては難相成右に付一橋刑部卿殿を御養君に被爲立候様致度候間御所向  
御模様聞繕方且右爲手入上京可致旨先代越前守より申付有之候共右體之  
儀京地之周旋致段は不容易儀と心得重役へも申聞主家不届之儀無之様取  
計可申處其儘差受上京之上應司殿三條家へ立入頻に手入致殊に應司殿に  
ては右頼筋は越前守直書を以て可申越事柄に候様同家來小林民部權大輔

へ申聞候を聞請候逆是亦不輕儀を自己之勘辨を以て主家へ申遣し候故既  
に先越前守直書之内狀三國大學方迄差越候を民部大輔を以て應司太閤殿  
へ入内覽候次第にも至候段不憚公儀致方右始末不届に付死罪申付もの也

〔橋本左内全集〕 景岳會著

安政三年四月廿六日狀

十五日發之御翰、二十一日相達謹讀仕候、先以清和之候御座候處、先以奉恐悅候、  
隨而愈御清安奉賀上候、陳者去日御國勢に付小拙一旦御國元へ引取候様被仰  
付奉畏候、併し種々他藩に關係致し候用向も有之、別而水府一件に付候ては、小  
拙所負擔不輕、其上兼て輯解致掛居候學校制度之類取調、未だ全備不仕候故、火  
急には出立難仕旨、彈君迄申上候處、御承引被下候也、何れ來月中旬頃迄には諸  
事相濟可申候間、其上にて歸北可仕候、左様御思召可被下候、御端書之趣にては  
細事御命じ無之、只管國是一議論判可致様被仰遣承知仕候、小拙短才劣學、逆も  
其任に堪へ不申、實に自今畏縮罷在候、併し國家之御益にも相成候儀に御座候  
は、一身を擲、竭力致試度奉存候、夫故今般之公命は御辭退不申奉承伏候也、右  
に付一二了簡も御座候間、今便一應奉伺候、此條々分明に相分り候上にて發轉

御側用人  
勝田彈正  
秋田

可仕候間、左様御思召可被下候、被仰越候通、實以國是之一議而已に御座候は、別段小拙罷歸り候にも及不申隨分筆端にても相辨し可申奉存候、然るに右に付罷歸り候様被仰遣候は、執事御平生之御明斷簡決とは相違、一寸不審に奉存候、國是之御論も一通り御尤、此所御確定無之候ては、萬緒御仕置も六ヶ敷、是非々々御定論相立候様致度奉存候得共、今更國是の歸宿のと申立候は、既に第二著之事、餘り延引之次第、敗軍後之軍評定同様と奉存候、此邊之事は兼て御見込も可被爲、在義と奉愚考居候也、借誰人も口にて申述候丈は、如何様之事にても高上に可申立候得共、實事に臨と陸に舟を行り魚を木に搜候様の事致し候者にて、既に古語にも、非言之難行之難也と有之、萬事口よりは手之方六ヶ敷候、左れば國是論は相立候ても、其行無之候ては、不立同様と奉存候、何分論よりも證據と申處肝要と奉存候、國是論は東筮より一紙相廻披閱仕候、小拙も先大同小異、小拙建白致し候ても、大體は東筮申上候と相違是れなし、但國是と申者は、國家祖宗の時既に成り居り候者にて、後代子孫に在りては、其弊を救候へは、宜義に御座候、子孫之代に在て別段國是を營立すると申例もなく道理もなし、祖宗とても別に深智巧慮して御編み出し被成候にては、無之、但天地自然一定之理

敗軍後の

陸に舟を  
行魚を木  
に搜す

藩儒吉田  
悌藏東筮  
國是は祖  
宗の時

徳川秀康  
公法相淨  
光直院同  
忠直院同  
西岸院同  
平光院同  
大平院同  
治好院同  
威威

に御基被遊時勢人情を御斟酌被爲、在衆人之心一同趣向致し候處を御考合せ被成、國是御立被遊候也、故三代之忠質文と申候も、禹は始より忠と被見込、強て忠之法制を被立候にてはなし、湯も無理に質と被見込候にてはなし、周公も是非文に致度と被見込候にてはなし、夏の時代は自然と忠に向ひ易き風あり候故、忠と申歸宿御定制に相成候なり、般も周も同然之事、此三者之變は、世代の推移時勢之沿革、不知不覺右之如く推移り候者にて、既に推移候上にては、聖人も如何んとも難被成御事に候、支那の井田廢爲阡陌々々之後爲均田、封建廢爲郡縣々々變爲節鎮、後遂に郡縣に相成り、本朝之郡縣變爲封建、兵農分れて兩となり候類、實に自今不可如何之勢に御座候と同様の事に御座候、遠く異邦之三代を申すにも不及、本朝も、神武皇之古と、延喜の中世と、慶元之頃と、目今とは、自ら次第に忠質に移り、質文になり、文浮靡に流れ候氣味御座候、西洋も其通り、耶蘇生前と、死後とは何事も一變、佛蘭斯僞帝出る前と後とは諸事復々一變致し、次第に潤色加り候様に相見申候、近く御國勢、淨光西岸二公之御時代とは、大安安公以下威天二公御時代に至り候ては、次第御文治に運候勢にて、萬事御潤色勝に相成申居候、此は畢竟時勢之然る處にして、淨光公別段忠と御定制有之候

御思召にては無之、大安諸公文或は質と御定に相成候にても無之候、勿論異邦之忠質文と申も、夏の代に文なし、周之代に忠なしと申にては無之、夏は自ら夏之文あり、周は自ら周の忠御座候て、唯々厚薄隆替之變有之候のみ、我朝とても同様之事、事長く候故一々引證は不仕候、左すれば此三者は自ら相立併行はれ候勢にて、唯代に依り時に隨ひ厚薄隆替之違有之候而已、今之時代にては此三ツの一を、札場之相場を立候様に、一心不亂に固持致居候事にては有之間敷奉、愚考候、元來 皇國は、異邦と違ひ、革命と申す亂習惡風無之事故、當今と申候ても、直に 神武天皇の御孫謀御遺烈御格守御維持被遊候て可然義と奉存候、但し右申上候通り時代之沿革と申す者有之候得は、神皇之御意に法り候事肝要にして、其作爲制度に至り候ては、些少換改潤色無之候半ては、叶ひ不申候、然れば 神皇之御孫謀御遺烈と申候は、即ち人忠義を重んじ、士武道を尙ひ候、二ヶ條に御座候、此即我皇國之國是と申者に御座候也、此二ヶ條 皇國之皇國たる所にして、支那之華靡浮大、西洋之固滯暗鈍に比し候得ば、雲泥之相違、神皇之御遺烈必ず尙武重忠之四字に限り申候、第一武道を重んじ給ふ事、御諡號を神武皇と奉尊候にても相分り申候、且漢土にては傳國之寶は玉に刻候印を用

神皇の御  
孫謀は忠  
義と武道

彈丸黒子  
の北地

候得共、我朝は劔を御用被遊候、左すれば益其尙武之御思召照々然と相分り居申候、上之御制度尙武に出候は、自然下に重忠之風を興し候は、本朝歴世沿革盛衰皆此武道之盛衰に關り申候、番に 神皇のみならず、東照公淨光公之被重候處も此に在りと奉存候、左すれば此を捨て他に求め候は、嗚呼之至り、實に尙武之風を忠實之心にて守り候はば、風俗も益敦重に相成、士道も益興起仕り、國勢國體萬邦に卓出可仕候事、目前に御座候、決して唐様を慕ふにも不及、和蘭陀之真似をするにも可不及奉存候、既に東鑑論中にも有之候通り、忠實之二字は萬世之龜鑑、百行之根本、此は寢ても醒ても不可忘却義に御座候、幸此忠實之二字も我國之得手物に候得ば、此得手物を棟となし、彼尙武と申す得手物を梁と致し候は、如何なる大厦も建營可申、隨分五大洲に武徳を耀し候事も出来可申也、况や彈丸黒子之北地に雄峙致し候位は、不足論と奉存候、國是之論は此外一言も可申上事なし、右之趣反復御考斷可被下候、勿論草急布字仕候故、筆路語脈亂れ居候は、此は御明察願度候、偕又凡事を行ひ候に當て、第一時勢を料ると申すが肝要なり、畢竟疾は疾より療法を教へ候同様にて、國家を治め候には國家之勢衆人之情より治道を指圖致し候者也、故に此時勢と申は人の體

力と神氣との如し、醫者此二者を枯暴すれば其病人必らず死す、執政者時勢人情を不料叨りに觸犯致し候時は其國必ず亂る、此時勢人情と申すも天地自然之者にて、決して人作之者に無御座候、併し人不養生なれば體力も神氣も衰厓致し候と同様に、無政事棄仁賢無禮義と申三弊を抱き居候時は、時勢人情逐々苟偏鄙駁に相成、士は士道を不知、唯淫亂利欲に耽り、百姓は我儘奢侈に長し、て上を不畏様に相成、争訟紛闘等盛に行れ候様に相成可申候、此を自然之時勢人情と心得候時は大間違にて、恰も不養生を長命之道具と思ひ候と同じ此時勢人情は當今何方も同病にて、諸有司痛心疾首致居候也、此を蓋革致し候には、篤と其病根を見定め千變萬化神算妙術を竭し不申候は、逆も大丈夫之體には直り不申候、夫故補劑も瀉劑も脚湯も發泡法も、其道具立種々入用に御座候也、若此多端之道具を一頓に用候と、徒に元氣を耗損致し候のみにて寸効なし、之を用候には皆其時限機會と申者御座候なり、若危篤之病に死法一套を守り居候は、束手而待斃之理にして、中々成功は難望、醫之巧拙も有司の能否も茲にて判然相分り申候事也、今小拙之鄙案一二申上候て御明判奉伺候、先當今虛弱之勢、加ふるに内部壅閉を兼居候、其上養生法不宜候、第一養生法肝要之事

と奉存候、此は乍恐 御手元に有之儀と奉存候、當今御英明御篤實列藩無比に被爲、在御政務末々迄御苦勞被遊候得共、萬事顯功立ち兼、未だ御安心被遊難きは、全く薰陶治鎔之任に當り左提右挈申上候人に乏しきよりならんと奉存候、右よりして或は功效御急き被遊候て却て跡戻り之患起り、或は御仁惠を被重候も却優柔之姿に相成、聖旨下に徹し不申等之弊なきに非ず、虛弱之勢と申は、兎角舊弊全然不革、士氣軟弱浮靡にして、徒に俸祿を費し、聖旨を深く不奉體、或は佞媚徒諂を旨と致し候形相見れ、實以恐入候次第、不忠之至、不堪憤懣事壅閉と申候は、學校は政事之根本教化之原由に御座候處、徒に虛名に相成居り、勇決之御處置無之、實才御成就之御見積み御立不被成徒に紛々之議論に日を被送候事、其次は兵制半途にて先行不致、骨鯁之咽に懸り候勢、今之形勢實に不堪憤懣事、又其次御量制粗御規定相立候處、國家兎角多費之折柄、永久御確守甚無心元、加之此處より萬事掣肘の因となり、聖旨爲之阻隔致候事、臣子實に痛恨に餘り候事に御座候、右五ヶ條約して申候得は、第一 君德之輔養、第二 士氣之維持、第三 學校之施設、第四 兵制之規律、第五 貨財之量制、此五者は國家之大計、運祚之命脈、然處五者悉く病を受け居候ては、譬人身五臟六腑に病在るが如し、別て

當今之御時代と申、旁爲臣子者片時も難安枕義と奉存候、如此大病を直し候には、區々之論拘泥之見にては叶ひ不申事、實に大明斷、大勇猛、大續密にして、悉く至公至誠之筋に原き候處より發し候法方に無之候はては、逆も々々根治は出來不申候、小拙兼々深く憂へ居候處は全く此に御座候、此大難時勢を維持するに當て、徒に漢唐之故事三代之遺文を拾撫して、高談雄辯を逞し候積にては無御座候、右邊逐々御處置被成度に付ては、不容易事故、不肖之私迄にも御尋訪被成候義に候は、實以國家之御大事と奉存候間、朝に命を蒙り、夕に上途可仕候例之議論のみに日を暮し、後は徒に嘆息に盡し候事に候は、小拙丈けは御除き可被下候、歸北などは中々不仕候、違命之御叱は恐入候得共、小拙本心を枉け、利勢に附き、權門之御機嫌調子を取候職は、何方よりも蒙り不居候、殊に昨年歸省之折にも、復齋君純淵先輩などへも申上置候通、小拙は指當り國家之御間に合候事を好み不申、何分十年斗りは諸學を研究致し、世故之變態推移を見定め、驚才を練り、少しは物も分り候上にて、從來之思遇一朝に報し奉度存し罷在候義に御座候間、此節徒に光陰を消費仕候事を好み不申、且能々相考候に、小拙稟性迂濶、偏迫直截、唐突逆も當今之時勢人情に適合致し候妙術難出、却て事之敗

家老本多  
修理榎本  
と號す  
純淵と號す  
鈴木重榮  
と號す

難任重責  
と號す  
辭退せ

端を招可申、萬一左様相成候ては、他日嘆臍候ても不及事、實以恐入候次第、且又年少と申、淺學と申、氣銳と申、世人信せざるは勿論、容許も六ヶ敷、同學同志之者さへ彼此之疑惑申居候、摠梅、左すれば執事御相談等有之候は、却て執事等之御名を辱候事出來可申、此亦當今之時勢には合ひ不申義と奉存候、旁以北歸之一件、今一應御熟慮奉願候、愈可歸譯合も御座候は、直に御返答可被仰下候、其趣承り候上にて、直様上途可仕候、又北歸之外にも斯様致し候は、國家之御益にも相成可申と申御座候、其旨御申聞せ奉願候、如何なる難任重責にても、辭避可不申候、臣子之職、國家に忠節を致し候程結構之事なし、一身之利害は、不論所と奉存候、尙篤と御参考斟酌被下候、御返答奉待候、右様申上候は、定て同士一兩輩より御内開有之候趣とは、相違と可被思召候はん、此には筆に述兼候意味も御座候、畢竟小拙も内心は歸北偏に希候也、但徒に歸り、例之嘆息咄に相成候事を好み不申故、右之通奉申上候也、大丈夫所憂は、國家之安危、所擇は義之至當與不當耳、其他は所不論、只管前文五條之御處置希度、且承度候、右は當便貴答旁鄙衷申述候、段々出位之言忌諱に觸れ候事も多く恐入候、併し此處は平生より窃に憂居候事故御隔不申上、有様に吐露仕候也、狂妄御恕し可被下候、

復齋君へは別段貴答致兼候、執事より逐一宜敷奉願候、早々不宣  
四月二十六日

橋本 左内  
謹啓

中根 鞆 負様

左右

佐々木長  
初名權

二白時下御自愛奉祈候、御序に権六へも宜敷此へも今便は返書認兼申候、何事も隔  
地天涯、心緒不能盡、残念に奉存候、以上、

景岳先生筆蹟

初思平、慮有、益、長、延、命、程、法、兵、起、海、甚、多、事  
 復齋君、是、誠、懇、虎、野、運、長、行、谷、敬、老、綴、本、非  
 不、相、替、復、君、長、谷、へ、は、宜、敷、奉、願、候、候  
 安政四年十一月廿八日狀  
 書籍二冊相廻し申候此は復齋へ包物は宿へ奉願上候  
 越前橋本千代子藏幅

復齋

敬老

綴本

非

多

長

行

谷

敬

老

綴

本

非

延

命

程

法

兵

起

海

甚

多

事

上

城

賀

主

守

松

平

田

伊

城

守

上

家

定

陸

備

公

守

不相替復君長谷へは宜敷奉願候  
 本月十一日發之御翰相達、嚴寒之節御坐候處、先以奉恐悅候、隨て奉拜賀候、次に  
 御休情可被下候、井上埴原着之由云々拜承、助教被仰付之一條、此亦拜承、外熟へ  
 出張之事此又拜承、何れも逐々御都合可宜と奉同慶候、今便者殊之外取込候間、  
 一々詳答不仕候、借西城西御一件者、過日石原罷越大半御瞭然と奉存候、昨廿七日  
 朝始て上田へ御逢對被爲入候處、誠に御都合宜く先より今日は西城の儀にて  
 被爲入候哉と被尋、借夫に付而者段々の御懇志誠に感服に候、何分今度亞墨利  
 加一條相濟候へは、直に上様思召をも伺何とか趣向相附候積に御坐候、過日來  
 堀田久世へも御咄の趣、實以感心云々申事くりかへし被申述候、因て橋公御様  
 子御咄御坐候處、此も貴慮之如く水老公とは模様相違之由、如何にも御温順な  
 りに御氣象は御卓立の由に候へは、至極御尤なる御見込に候、扱老公とは如何  
 様之御交に候哉と被問候に付至て懇意に候へ共、老公は一寸時世に暗き御人  
 かと奉存候、夫故議論不合事共も數々有之、乍去中々御英物には相違なく存す  
 る由被仰候處、上田被申は如何にも左様、此方も老公には毎々困却申候、全く時  
 勢は御了解なき御方にて御果斷は格別なる御方に候、此節も大船御作被成度

旨御願有之候へ共此も只沿海警衛と申迄にて爲差御見留無之鹽梅に候何分橋公とは大相違に御坐候且又貴兄亞墨利加之御返答御相談の御返答未無之外々は逐々相濟貴兄御一人遅延致候故若哉御時態に不合無理論被仰立候にては無之哉杯御懇話有之候由依て御答に小拙は見詰有之態と晩れて差出申候其趣意は云々被仰述候處誠に御同意之御様子御同慶之至に御坐候借又去十三日夕亞墨利加使節申立并應對書和解二通御渡に相成直に拜見被仰付依例事理分明其中英夷とは段々内談も有之塩梅且は虚喝も可有御坐候へど何分一々我弊に中候處可恐々々此義は實に神州の御大事今度彼二ヶ條御許相成候と即御國體變遷之姿に候乍去只今と相成候て銷國獨立不可致は固より識者に於ては瞭然に可有之候へは固より拒絶不相成は不俟論候へど唯如何せん廟堂上之小兒輩逆も其邊之咄出來候者一人もなし就ては責て我君なりとも奉存候故參政と共種々苦言直論毎々高聽に奉入遂に御工夫も被爲在候處流石に粗御考も相立候乍去兎角柔怠之御舊弊未だ霍然御脱却被成兼只管參政并小拙邊申上候處にのみ御手寄被遊御嘉納と申迄にて御自身様より御發出薄姿御坐候故近來は一切此方より申上は相止頻りに御難詰のみ申上

我君福井  
藩主慶永  
公政側用  
參政側用  
頁人中根親

居候併此迄よりは一段御工夫は不斷被遊候御鹽梅御策之程は實に奉感入候尤も御上書も十が九は御自身様にて被遊候ことにて當日迄には凡四五度も御草稿相替り色々御推稿御坐候故御當日に到り小拙聊御添削申上今般之運に相成候此は執政より御内見可被成候定て御地執政方も御上書には一寸御退避可被成奉存候君上には其邊之御勇斷は充分被爲在候へど天下之奸雄豪傑をも籠絡被遊候御手段に御乏く唯々御誠心一片に歸し仁柔之風勝撥亂之御器量に不相成歟と存し其處を不足に奉存候扱海外之御處置に付ては君上にも種々御考被爲在候得共近來は先小拙の所見と御同様に被爲成候故先小拙の存申上候御賢判之上御可否可被仰下候當今之勢日本之事務國內之御處置と外蕃御待遇との二件に可歸奉存候外蕃御待遇に付ては海外之事情第一御推察有之度候方今之勢は行々は五大洲一圖に同盟國に相成り盟主相立候て四方之干戈相休可申相運候半と奉存候右盟主は先英魯之内に可有之候英は慍悍貪欲魯は沈驚嚴整何れ後には魯へ人望可歸奉存候借日本は逆も獨立難相叶候獨立に致候には山丹滿洲之邊朝鮮國を併せ且亞墨利加洲或は印度地内に領を不持しては逆も望の如くならず候此は當今は甚六ヶ敷候其譯は





難見奉存候其中薩之事は御不同意にも可有之候へども此は小拙大に所見有之事に御坐候畢竟日本國中を一家と見候上は小嫌猜疑には不可拘は勿論に御坐候昨日も川路之咄聞候處此も右迄の見は不承候へども何分日本に於て遠大之處置無之しては不相濟就ては魯と和親を結ひ且建儲を致し根本を固め候腹は有之鹽梅に御坐候乍去全く風波を恐居候由其内實に難澁なる咄共有之不斗感慨落涙仕候何分此後何等之邊へ落付可申哉頓と不被斗實に志士可憤惋之秋に御坐候因州土州二侯には不容易御感慨土州杯は御國政一變之思召候由此間中我君公と頻に御高論御坐候小拙も乍蔭周旋仕折角我君を正鶴に仕掛申候此聊賤臣の微忠に候此にて何卒御英果御憤排之御覺相立以後如何様之大事之大事落來候共御踏堪へ出來候様致度心得に御坐候出立前御用立申置候回天詩史御廻し被下候様奉願候相成候者は次鴻に願度候野史之事逐々相調らべ候處此地には一向無之候水府も同斷熊本一條縷々御示諭之趣承知致候如何様御尤に奉存候併此表之御評議唯見込迄と申にても無之候得共過日彼方よりの追書之趣にては先別段一應御往渡御坐候方可然奉存候此節は西城やら亞墨利加やら一橋公之御講究やら列侯之御研究やらにて御

暇無之候小拙も分外取込候故此に閣筆仕候

十一月廿八日

景 岳

戀 堂 兄

再伸御國は雪も少候由此表は異常暖氣此間は日々降雪寒暖計四十七八度五十度位に御坐候以上

藝園遺草

橋本伯綱著

論文

狐精化處女羊質蒙虎皮秦鏡一照下妖魅無所施古文多妙詣本由性情奇孫武傳兵法孟軻愛道衰囚秦韓非憤虛漢賈誼悲悶爲龍門史傷爲河梁詩滿胸蓬勃氣根觸不自持所以光焰長其文千古垂腐儒暗達理兀兀撚寒髭咄嗟檢故紙修飾喜自欺心手勞掠慕浩氣儂焉飢瓶花不耐輝香色俄頃萎綴綿非不繡其奈針縫疵楊雄琴六經不免優孟嗤王通擬論語竟蒙王莽譽賴此謀不朽寧非狂而癡卓哉昌黎翁後起談笑塵陳言務是去一語乃吾師

謁新田墓弔源左將公

白羽高鳴日沒光殺氣壓陣飛龍僵錦囊橫胸裏有字曰討賊事一煩卿鼠輩相顧誇  
 驚將檢出眉間舊痕傷或曰聞智閱勇優劣判公也恐輸仙山算或曰公世將家名族

政治

冠不有代主一死漢。嗚呼成敗論人自古然。何知死生皆係天。海枯見底混沌死。是非顛倒天成淵。失士獨免非公志。撫下奉上弗武事。故當天子詔召急。死一而已寧死義。沙陀尙愧主劫遷。何況公家忠貞全。乃弟信烈子存勗。曷堪鑾輅屢踰隨。彼哉朱家攫鼠鷲。爲生鷓鴣化。九世大盜天所殛。弱國遂歸公裔賢。安公思祖欽英迹。紀績煌煌表貞石。丕哉吾公承前烈。嚴禁樵采勿狼藉。歲時肅祀舉曠典。兒童走卒識順逆。微臣髻鬢誦公史。今日始來墓下跪。松柏無枝向北風。碧血繡苔土花紫。年華水逝星霜換。遺鏃猶時出隴址。當時廟議如奔波。公豈吞志空蹉跎。寂山誤納姦賊降。洛陽之幽帝恨多。密詔遙下天夢夢。公也雖忠如天何。嗚呼公也雖忠如天何。

蕃山熊澤先生手簡歌

徠翁咬豆好罵人。罵倒今人及先民。不罵獨有吾熊子。且贊其才許經綸。自從元和初偃武。藝林如雲又如雨。一枝健筆旆韓蘇。萬斛珠璣壓李杜。熊子不肯于茲爭。盤錯聊試才。縱橫馬臻立湖輿。水利革丹勸農又建營。此書即是熊子作。天真爛熳無彫琢。天閑騏驥脫玉勒。高簫白雲不可搏。說母說弟兼親友。平生性情觀約略。聞說其學出伯安。持已接人有矩矱。憶昔烈侯銳意治。誰爲之輔爲之師。維時熊子參密勿。經天緯地運心規。想見獻贊與此似。修華歸實誠外馳。聖道由來無妙訣。吾於此書多所思。徠翁

筆札亦妙絕。一時壇站稱雄傑。失足權門心早飢。嘲人却被人慢媒。何若熊子骨軀強。晚節受屈節愈烈。書兮何剛毅。即是熊子浩然氣。書兮何雄恢。即是熊子經濟志。

咏懷

披卷坐書窓。憂來倏沮沮。丈夫素有志。不在求紫綬。操髮誦詩書。拚搭鑽研久。聖泯大道亡。蚊蛙譁萬口。秋風何地來。蕭索吹疎柳。我憂無可解。廢課還呼酒。北山如有情。粲然當戶牖。其下神龍栖。有淵寒且澗。欲往而從之。水深不可狃。

寓感

帝居杳何許。天門往自捫。天門鬱岩曉。虎豹其旁踞。虎豹罔靈性。閣深不通言。陽花滋榮耀。陰草易黃昏。哀哉此悖獨。難荷皇天恩。太陽雖至公。竟不照覆盆。草木雜荆棘。獸畜產虎兇。堯舜雖大聖。四凶逞奸宄。茫茫古來今。邪正互紛起。化序改榮枯。氣運成終始。水本無心流。山唯默以峙。至人樂玄理。湛然忘悲喜。癡矣秋陰蟲。抵死啼不已。

秦皇拂胡虜。威武震絕域。漢武崇六經。化爲詩書國。盛業耀日星。天地爲生色。鄙夫媚人美。彈劾誇一得。騏驥騁峻坂。蟻垤躓且踣。鸞鶴駕閭風。誤鍛凌霄翼。千古腐心事。緬懷浩大息。悲哉真英雄。幾許死繩墨。

鱗哺珍悅口。蜀錦麗奪目。物貴還疏用。臣代布與穀。生人固多欲。要在飽口腹。鴻雁謀稻梁。糜鹿游山麓。品類遂其性。各自全天祿。天祿不可僭。僭之即殄戮。如何胡椒實。積至八百斛。

大石良雄

君恩山重命毛輕。與復主家臣素情。已斬大仇臣願遂。恨教臣輩得忠名。

戊午初冬念二夜初鼓。大府監吏十餘名來搜予宅。携文稿簡牘若干而去。其翌見召至北尹石因州廳。蒙幽囚之命。詩以紀實。

幾羣俛首乞憐哀。獄吏叱聲噴似雷。方寸唯吾清若水。不教些子累靈臺。罪案未成昏尚留。比肩盡日伍姦偷。孰思疇昔青衿子。忽作綠林豪客儔。

十一月十七日即事

斷雁聲悲帶淚痕。如陳上帝愬吾冤。親朋畏禍無書牘。寒枕思家有夢魂。熟養蒙生時授字。厨教癡僕屢蒸豚。屏居却似幽居好。謝絕來賓盡掩門。

〔橋本左內小傳〕

家臣橋本左內。名綱紀。字伯綱。號藜園。後取鈴屋翁國風意。自稱櫻花晴暉樓。天保五年甲午三月十一日。生於福井治下常盤街。父名長綱。稱彥也。以醫爲業。母箕浦大行

寺僧某之女也。綱紀爲人警敏。卽童好學。從藩儒吉田悌藏講習經史。及長慷慨有大志。器識過絕人。而溫粹謙和。未曾與人相爭。年甫十六。慨然曰。身學僻鄉。未免坎哇之見。不若就大都名家。而朗發智識也。嘉永二年己酉。秋負笈游浪華。從緒方某學西洋醫術。四年辛亥。聞父疾歸。五年壬子。十月父沒。十一月。綱紀襲業。列醫員。安政元年甲寅二月。至江戶。入杉田成卿之門。成卿付洋書一部。習讀。綱紀日夜研究。孜孜不怠。屢以一月卒業。成卿驚其才敏。試舉其書以問之。辨論如流。無有一謬誤。乃嘆曰。能繼我業者。必此人矣。二年乙卯七月。歸國。是冬。免醫員。再至江戶。留學藩邸。三年丙辰春。歸國。會藩新興文武學堂。特以綱紀充幹事。先是。福井學派。率倚崎門。人皆談空理。無益於世道。綱紀憂之。好諭善導。務剷除其弊。學風大變。四年七月。召綱紀於江戶。命侍讀。兼參與樞務焉。自嘉永中。亞國使節。彼理來要通信。天下多事。物情騷然。而將軍家定公無嗣。於是各藩有志之徒。相與協議。以一橋黃門有英才。而中外屬望也。欲立以爲儲貳。且以爲外國條約及金川開港等事。宜與衆共謀之。無幕府獨專斷之理。當是之時。綱紀與薩土諸藩一時賢豪。及幕吏土岐永井岩瀨諸子。結交盡力。周旋翼成其議。而水戶景山。土佐容堂。及余皆主張其說。猶大老井伊掃部。欲排群議。以立紀伊卿。五年戊午正月。綱紀入京師。直與應司近衛二公。及縉紳家士有志之徒。相議。結條約開

貿易二件皆宜獲。朝命以行之。七月將軍家定公薨。紀伊卿入繼職。尾水土三侯及余皆蒙嚴譴。屏居各邸。十月二日夜。幕吏數名來搜網紀之宅。收文稿及簡牘等去。其翌網紀被召至市尹石谷因幡廳。命禁錮藩邸。其後糾問數回。六年十月二日下獄。七日處斬。時年廿六。後函送遺骸於鄉里。瘞其所云。網紀之在獄中。賦詩曰。苦冤難洗恨難禁。俯則痛悲仰則吟。昨夜城中霜始墮。誰知松栢後凋心。又曰。二十六年如夢過。願思平昔感滋多。天祥大節嘗心折。土室獨吟正氣歌。蓋知其終不可免也。網紀有兄弟九人。一女某適歸江藩木內氏。二弟綱維綱常皆業醫。不墜家聲。餘皆夭。所著有藜園遺草。其詩雄奇豪快。憂世之意溢於言表。足使讀者想其氣節矣。頃日綱維使佐木長淳描網紀肖像。携來示余。且請作小傳。余展觀之。匠心微妙。咄咄逼真矣。嗚呼。網紀多年執掌國事。謀有所以報之。而時勢之不可遭。此慘毒可勝痛惜哉。今對此圖。追憶往事。不覺潸然涕下也。略書所記。作之傳。以付綱維云。

明治八年五月

〔景岳橋本君碑〕

正二位 源 慶 永 撰

大政大臣兼修史館總裁從一位大勳位三條實美篆額

西鄉隆盛少壯在江戶。與四方賢豪交游。常曰。吾於先輩服藤田東湖氏。於同儕推橋本左內。二子之才學器識。豈吾輩所企及哉。左內者景岳君之通稱也。君諱綱紀。字伯綱。越前福井人。生穎達好學。有大志。慕岳武穆爲人。自號景岳。年甫十六。負笈游浪華。學醫於緒方洪庵。既歸。繼父列藩醫。越侯識其異材。免醫員。令游學江戶。君感奮益講經世學。欲以有所報効。會侯釐正藩學。擢君幹其事。先是越藩學者拘泥性理。不適實用。君乃建議。文武兼修。仕學並長。別設洋學一科。講究兵法物產算術等。又勸讀君侯。以倡率諸有志。於是宿弊頓革。一藩翕然向化矣。時安政三年也。明年春晉侍讀。參與機務。在江戶邸。自米使來。浦賀國家多事。朝旨幕議。動相抵牾。識者憂之。當是時。大將軍溫恭公多病無嗣。而一橋黃門有英才。中外屬望。議者以謂宜立以爲儲貳。遂正外國條約等事。以協和。朝幕越侯以幕府親藩。德望夙著。最主張此說。君乃翼贊之。必欲達侯志。內游說幕老諸司。外與水戶及薩土諸藩相結。百方致力。至廢寢食。幕議猶豫未決。五年君入京師。謁青蓮院宮。應司近衛三條諸公。納前說。與其家臣有志者。周旋事殆成。而溫恭公薨。幕老井伊直弼擁立紀侯。於是越侯及尾水土諸侯皆獲譴。幕府是歲十月幕吏捕君下獄。明年十月被刑。是時列藩志士前後逮捕。其遭訊鞠。務引罪於己。不欲累及其主。君獨抗然曰。此國事。非私事。臣請明言之。建儲以長賢。利國

家也。外事乞勅裁重。天朝也。吾主實命臣。臣實周旋之。非敢有它志。君身長僅五尺。白皙纖妍。如婦女子。性溫粹謙和。未嘗與人爭。然其臨節幹事。侃侃正言。不少屈撓。必竭其委曲。故人亦感其誠意。皆許心腹。川路聖謨。以老練見稱。語人曰。昨夜晤橋本生。其言論剴到。吾半身殆。為被取。吾閱人多矣。未見如生者。武田耕雲齋與君一見如舊。歎曰。東湖死後。復有東湖。君齡纔踰弱冠。而為先輩名士之所推服。如此。其才學器識之概。可以想見也已。君居恒曰。吾於宋人服寇準。韓琦。范仲淹。寇之剛壯。韓之沈。范之爽達。皆可師者。吾願品格學韓。氣象學范。處事學寇。但三賢過於潔已。而乏於包荒。此中主以下之所不能堪。其不得竭其才力。亦坐此耳。故君之處慮謀事。慎密寬厚。無有偏頗。其論時世曰。隨守內形勢。斷然變鎖國之風。器械藝術。取於彼。仁義忠孝存於我。以謀富強。其論洋學曰。洋學宜興。善興則其利甚多。不善興則其害不可勝言。嗚乎。君之達見老識。豈慷慨溢腕。取快一時。而不知大計者之比乎哉。誠使其生及中興之際。與西鄉隆盛等。左提右挈。而贊成鴻業。則其勳績赫赫。貽典型於天下後世。願果如何耶。而隆盛素推服君。賴其匡益。以得全晚節。亦未可知。豈不重可惜哉。初君就刑。埋遺骸江戶小塚原。後移葬福井。頃者親舊胥議。將建碑於小塚原。輯其手記書牘傳狀。詣余乞文。余昔聞君名於隆盛。今閱君手記。有云。重野某。薩文儒也。吾聞之西鄉。雖

無一面。其相知名已久矣。故不敢以不文辭。君考諱長綱。稱彥也。母某氏。二弟。綱維。綱常。皆業醫。君卒時年二十有六。未娶。無子。以綱維承後。綱維亦歿。其子綱規嗣。綱常今為陸軍軍醫監。君在鄉師事吉田東篁。在江戶游鹽谷宕陰門。受洋學於杉田成卿。所著有藜園遺草。啓發錄。藜園其別號。啓發錄。年十五時所作議論老成。已可觀云。明治十一年。天子北巡。至福井。褒君勤勞。王事。召其親族。賜祭。奏金若干。後七年。始能成此文。距君之斃。非命。已二十有七年矣。

明治十七年歲在甲申冬十一月

編修副長官兼大學教授 從五位勳六等 重野安 釋撰

修史館 監事 從五位勳五等 巖谷 修書

### 内山隆佐

隆佐諱は良隆。貫齋と稱す。大野藩士内山七郎右衛門良休の弟也。天資聰邁にして不羣。年十三にして能く詩を誦し文を屬す。弱冠のころ浪華に出て。醫を松田元桂に學ぶ。居ること期年。粗ぼ其方を究む。會ま藩命ありて江戶に趣き。宮田某に従ひ。鉛箱を講し。旁ら朝川善庵を師とし。竊かに經世の學を修む。是に於て業大に進む。

されど其性の豁達にして小節に拘らざるよりして、一朝聲色に誤られ、窮困して郷里に歸る、實に天保八年丁酉九月なり、爾來痛く自ら懲艾し、身愈窮するも志は愈堅く、特に育英を以て至樂となす、隨て有爲の士往々其門に出づ、其學に於けるや和漢の書史を博覽し、泰西の事情に該通し、其教ゆる所一方に偏せざるが故に世の陋儒俗學と大に其趣を異にす、同十三年冬匠正となり、弘化二年郡吏に補せられ、三年正月學館の教授に遷り、幹事を兼ね、嘉永三年二月西潟邑福井縣下の丹令と生郡の内ありなり該地に趣き、海防の事を幹理し、且つ領民に諭し、義倉を設けて以て凶荒に備ふ、是大野藩義倉の權輿にして、他邑に義倉の設立ありしは皆之に倣へるなり、翌年八月擢られて監察となり、閩藩を董督す、同五年江戸に祇役し、刺を佐久間象山の門に修め、親く三兵の要旨を受く、嚮に藩新たに迦農忽微各々一礫を購ひ、癸丑六月其試放の事畢り、僅かに一日を間て米利堅の使艦來りて品海に入り、事將に測られざらんとす、時に諸藩多く兵器の完からざるを患ふ、獨り大野藩警備頗に整ふ、蓋し隆佐參畫の力多しとす、七月新たに祿百石を賜ひ軍務を裁理せしむ、時に藩主土井利忠公銳意富強を圖られ、篤く隆佐兄弟に親任せらる、隆佐首として弓槍の迂器を廢し、専ら步砲の活法を用ひ、大に兵制を變革す、且つ藩主に説き劍

義倉設立

客を延き、洋學師を聘し、學術並び張り、以て士氣を振作す、是に於て隆佐が時務に達するの名遠邇に敷及し、其材識を景慕するもの頗る衆く、諸侯に在ては松平慶永公及び藤堂某公の如き、幕臣に在ては勝安芳堀織部正永井玄蕃岩瀬修理新藤鉛藏の如き、其他當時有爲の士佐久間象山吉田寅次郎桂小五郎渡邊昇横井平四郎五代才助神田孝平緒方洪庵中根雪江等と交はり、最も親し、安政二年幕府蝦夷開拓の令を下す、因て同志と協議し、藩主へ稟請し、許可を得て、冬十二月直に江戸に到り、窺書一通幕府へ進呈す、同三年正月又一書を差出す、共に下二月參政となり、蝦夷地の事を總督す、三月敦賀に抵り、解纜夷地に渡航し、山川を跋涉して幾多の苦勞を嘗め、以て親しく實況を検し、其意見の封事を綴り、之を箱館奉行堀織部正へ呈す、されど鎖臺裁可の遷延すべきを知り、已むことを得ずして、六月江戸に歸る、四年春屬員早川某中村某の兩名より書面を奉呈す、其夏再び早川某より堀織部正へ上書す、是より先き大野藩に於て洋形の二桅船を新造するの舉あり、其故は蝦夷地墾拓は隆佐生前の宿志としての最大事業なれば、其苦心想ふべし、抑當時に在ては徳川昇平の餘弊未だ脱せず、各藩概して姑息舊套に安んじ、敢て經國永遠の時勢を企圖するに至らねば、隆佐常に之を慨嘆し、國家の爲に大に爲す

藩製洋船  
大野丸  
失火

處あらんと欲す、夫船舶の物たるや、海防又は貿易に於る第一の要具なるもまた各藩に一隻の洋船なし、是に於て該地を墾拓せんには幾多の人員及び物品漕致を要し、從來の和船は往々にして覆溺の恐れあるにより、藩主土井利忠公と謀り率先新造を企つる所以也、然して之を造るには、我國の創製に属するが故に参考としてまた模倣するに物なく、遂かに洋船の縮圖一片を長崎より得て以て其尺度を測出し、武州羽田に於て工事に着手し、日夜匪勉之を董督せしに、費用の許多なると工匠の懶惰なるとに焦思苦慮たとふるに物なし、されど夙志少も撓まず、百難を排して漸く其功を竣ふに至る、號けて大野丸と云、幾くもなく某藩亦一の洋形船を新造せしに、其成るに及んで運轉の用を欠き却て世の嘲笑する所となりしと云、幸に大野丸は完美其用に適し、則六年三月隆佐之に乗して敦賀港を發し、函館に達す、海程十有八日風濤に航路を妨げらるゝも別條なかりしは天助と謂つべし、出羽洋を過る時に詩あり

半句飄泊不看山、水垢潮痕衣上班、今日堪欣認男鹿、明朝應是達函灣、  
函館に在るの日、或は山越内に抵り、或は江差に越き、漁業及び木地挽の事に關し、探討これ務む、七月既望客舎の樓上に月を看、急ち憶ふ去年今夜大野丸品灣

米利堅  
船の難を  
救ふ

に碇泊し早川彌吾吉田拙藏と俱に船に在て酒を命じ、月を賞せしが、今茲彌吾は薩哈噠に、拙藏は既に大野丸に在り、南艘して敦賀に留る、豈に感無からんや

記得去年品海灣、把杯鼎足影團欒、豈圖今歲今宵月、各地三人三處看、

八月米利堅「ホストン」府の商船松前「オクシリ」島の東南にて暗礁に觸れ、船遂に破壊し乗組人近傍の小山に上りて頗る窮迫す、因て船主某救援を函府に乞ひ且つ援船は蓋し大野丸を希望せりと云、是當時の函灣に碇泊せし所の船は大野丸を除くの外皆和船なるを以てなり、故に函府其總督隆佐に命じて彼の請求に應せしむ、隆佐命を受船中に到り、司乘吉田拙藏等に之を命す、拙藏等速かに艤裝し官吏及び亞人と同船其地に至り人員及び器物を收載して九月五日函港に歸碇す、後官府隆佐を徵され寵命を以て數品皆亞人より出せし物品、則金若干圓及碇鎖網等也を下賜せられ且拙藏以下に金を賜ふ事差あり、同十八日函港より發し廿九日大野に歸る、隆佐江戸に在るの際松平確堂公近臣を遣はし書を以て大野藩主に懇請し隆佐を借りて顧問する所あり、蓋し大船製造の事に關す爾後國勢日に變じ月に換はり藩務の繁劇得て云ふ可からず、隆佐當路の身なるを東西奔走率ね虛日無し、其述懐の詩に

製船濱磯幾酸辛、報國微忠未得伸、東走西奔飄蕩裡、今年偶值故山春、

文久二年正月祿五十石を加へられ、五月永井雅樂勅諭の趣に基き建白せる所の書あり、當時の識者其能く時勢を切論せるを稱す、隆佐其書尾に舊製一首を録す、攻守從來は一籌、何爲管見守邊輒、如知守禦在攻戰、兵勢須威五大洲、

此詩十四年に賦する所、亦以て先見の明を知るに足る、三年四月執政と爲り兼て軍事總督に任し、職俸三百石是藩臣の極、人<sup>以て</sup>榮とす、隆佐之を固辭す、利忠公の退隱せらるゝや親筆を以て懇篤の恩詞を書して之を賜ふ、晩年嗣君利恒を補け將軍の入洛に従ひ、尋て多病の故を以て切に骸骨を乞ふ、公優旨慰諭以て之を止む

四十九年夢一場、須將往事決行藏、予今世上風波險、自古山中日月長、解印元非安逸計、避賢偏爲益家邦、君恩海岳無由報、寵命終令學子房、

製船航海又多年、願解重任暫息肩、幸有鄉園保身地、數間茅屋數弓田、  
既にして篤疾に罹り元治元年六月廿三日家に卒す、曹洞宗洞雲寺に葬る、法名寛忠院義岳良隆居士と云、行年五十二、竊に聞く當時大政官に於て參與政の人才を拔擧するの議ありしに、衆皆曰く、大野藩内山隆佐其人ならんと、木戸孝允曰く我固より其適任なるを知らざりとも、既に病没す惜哉と、後社會の大計ある毎には必ず

木戸孝允の哀惜

人皆隆佐を想起して其識量の尋常に卓越せるを説かざる者なし、以て其人格を推知すべきなり(内山隆佐履歷)

明治四十二年九月皇太子殿下北陸に巡啓せらるゝや、其十一日朝廷命あり、特旨を以て正五位を追贈せらる

安政二年幕府への上書寫

一今般彼地御開相成候義は、乍恐御利潤之爲には、無之、堡障防禦を專一とし、傍ら不毛之地を以て有用之地と被遊候御深意と奉恐察候、此儀は初發より見込の肝要にて、追々領民差下し地付け候義共防禦筋專一と仕候時は、地形に應し海岸の壘壁堡塞より大小砲の鑄造等、其外軍務緊要の件には豫め其手筈仕候、尤國許に於ては十年前より大砲鑄立、其他挿石小銃雷火小銃等打立候者も數十人有之、是等の職人も追々差下し其見込を以て所置仕度候に付、第一に奉窺置候事、一、彼地へ總督の者並差次き候者は、其他農業田畑切り開き、或は山稼金銀銅鐵等掘出し材産物に功者差下し御差支有之場所は、無是非、其外は何里隔り候ても、模様次第御渡し被下、能登守家來一手にて銘々見込通り手巡り次第切開かせ候様被仰付度候事、一追々切開候田畑其外物産等出來候共、十五年若くは二十ヶ年の内は收稅



等の御沙汰無之哉、尤今般の義は餘程の御大業に候故、眼前の小利を争ひ候得は却て大利を失ひ、公私共取續兼永久の功業成就難仕聊にても利潤相増候節は其利潤を以て漸々一段手厚物産等益相開候様仕度、且十五ヶ年より廿年を経候得は此節より彼地在往申付候者出生の小兒輩成長仕則誠の土着他を慕はず届付可申、其時に至り成功大利を得可申と奉存候、孰れにも西洋などの學風を承り候に氣永く勉勵仕候義、專要と奉存候事、二金銀銅鐵などの可出場所も可有之、是は能登守領分面谷山其外諸山有之、往古より相稼さ當時は銅は大阪銅坐銀は御當地銀座へ納來る事にて、年來の稼山に付、手訓有者御座候故、其節役人共より承り候處、何分開山候には種々の普請土木の費莫太に相成候由若見出し取掛り問掘等任、往々盛山にも相成へき見込も候は、拜借金等相願候て御開届御座候哉、但銀銅の三品は在來踏山の通其座々々御定直段を以て相收、代金御下被成山下候義は勿論と奉存候事、一御府内より彼地へ出立の節は、諸事御差圖に任せ候義は勿論の義御用旅行に準し、旅費等都て御賄に相成、且人馬等御役所より御觸出し被下候義に御座候哉、一在所越前國大野より御當府迄行程百五十里、御當府より彼地へは尙更里數相隔り候上は、何分無用の路費多く不便利に付、始終は人員并彼地關之の品々差送候節能登守領分西濱浦と申海岸

又は松平越前守様御領所三國港より船へ積下し得は、松前迄順風七八日程にて相達、格別便利に相成候、右之通所置仕候ても不苦候哉、二惣督として罷越候者夫々指揮仕置、次官の者へ取締向嚴重申付置、一旦在所へ引取、時々見巡として罷越候様仕度候、但在往申付候共、身分有之者并雜人に至迄、主家緊要の儀有之節は、代人を遣し交代爲仕度事も可有之候右之通先奉窺候、御指令を請け急速國許へ罷越猶主人へも委曲申聞夫々見込の者共、此度は七八輩並領民共の内功者なるもの引纏ひ御當府へ罷出、彼地へ罷下り地所等見込仕居宅夫食等の手配り取調、追々人員差下し申度、尤能登守小高にて勝手向有餘も無御座候得は、彼地地所見分の上、睨と見定候上は猶追々申上一手の力に難及義は拜借等相願候様仕度候、此段も兼て御合置被成下度候、書面の外御尋の義も御座候は、猶口上にて言上仕度、最突留候義は、彼地へ罷下り候上、追々相窺度奉存候、右之件々過慮に屬し候得共、何分不容易大業に付預め後來の心得に相窺候也、毎項指令之を略す

同三年正月窺書

蝦夷地の義に付能登守家來の者より、以書面相窺候處、御附札を以て詳細御指令被成下難有奉畏候、依ては早速其段在所へ申聞候上、逐々可相願候得共、差向左の

御場所御差支無之候は、墾開并國銀鑛等相試度奉存候

正月廿日

土井能登守家隸 内山隆佐

別紙

東部一ムクシナイ御境よりアタ領シツカリ御界目迄

四部一クフ御境口トウタサヨリシツキ御界目メイヲ迄

右之通東西一四御渡被成下候は、雖有仕合奉存候、尤主人見込之者彼地へ墾下り、實

地見分之上、猶亦申上候筋も可有御座候得共、先此段奉願候以上

〔一貫齋詩文稿〕

内山隆佐稿本

庚戌冬米價騰貴、西鄙漁民殆有菜色、奉命巡視、途中作二首

爲救生靈忘苦辛、扶筇力疾度嶮岫、風刀刻骨稍雖切、孰與單衣枵腹人。  
恐累村丁舍輻行、何人早已掃前程、耻吾無救飢民術、却便飢民勞送迎。

讀兵書

三軍勇怯在恩威、何用區區較是非、萬卷兵書是陳腐、勿泥流派失時機。

中秋無月、會於友人宅、坐客多鄉人、喜賦。

筆硯生塵已幾旬、良宵開宴試吟呻、樓頭縱是負明月、客裡偏歡多故人、四壁蟲聲風

自冷半窓燈影與相親、笑談只好酬今夕、何用天涯說苦辛。

客亭望月

西奔東走又迎秋、妻守空房我官遊、千里同看一天月、照出真情兩地愁。

和象山翁偶成之韻

春潮不穩遠洋濤、志士何忘報國心、斗膽輪囷脫末俗、孤身坎壈待知音、須將武力鎮

邊要、難特神風掃海濤、天下滔滔無與語、喜君詩賦解憂襟、  
渺渺西洋萬里天、遠謀誰向犬戎寬、龍蹠虎踞元難恃、佛力神威休乞憐、終古縱無夷

猾夏、他時或恐海爲田、邊防豈計壬寅歲、早有英雄已着鞭。

蝦夷偶成

靖蜒洲盡處、孤島別乾坤、天度稍雖異、可以充北藩、環海魚蝦富、連山草木蕃、竭此山

將發函浦偶成

海利、要地足築墩、毛人頗強健、茅屋自成村、裸體掉小艇、不敢畏寒暄、撫育得其法、可

以補兵屯、惜哉季世弊、曾無一定論、賈豎罔其利、空勞志士魂、惟我有所見、建策陳迂

言、非速改舊習、全島叵保存、偏恐千歲後、或爲鯨鯢吞、  
夷地淹留已五旬、經營指畫稍勞神、滿山風月無人會、笑解征帆向舊津。

貫齋內山先生碑

先生姓內山諱良隆字子正號貫齋俗稱隆佐父曰良倫而實爲良休之弟敏達不詳年十三能誦詩屬文弱冠出遊浪華學醫松田元桂居期年粗究其方會有潘命赴江戶從宮田某講韜鈴旁師朝川善庵竊修經世之學於是業大進而凌雲之氣一朝爲聲色所誤空乏歸鄉實天保八年丁酉九月也爾來痛自懲艾愈窮益堅特以育英爲樂而有爲之士往往出其門抑先生之於學博覽和漢之書史該通泰西之事情故其所教不偏于一與世之陋儒俗學大異其趣矣十三年冬爲匠正賜邸清水町弘化二年補郡吏三年正月遷學館教授兼幹事嘉永三年二月爲西瀛邑令赴該地管海防事務翌年八月擢爲監察董督一藩蓋憲章先君識先生非凡故不次超拔將以有所大用也同五年祇役江戶修刺佐久間象山之門親受三兵之要旨癸巳六月先是吾藩新購迦農忽徵各一礮試放事畢僅間一日米利堅使艦來入品海府下騷然事將不測而諸藩多患兵器不完獨吾藩警備頓整先生與有力焉七月新賜祿百石總理軍務先生銳意圖富強首廢弓槍迂器專用步砲活法大變兵制加之延劍客聘洋學師學術並張以振作士氣於是四方有志之徒無貴賤咸執謁其門先生之名可謂彰

矣安政三年春累進參政時幕府下蝦夷開拓之令因直上請三月航夷地檢其實況封上意見而不允六月歸江戶此頃吾藩有巨船造製之舉命先生董其事而工匠之情費用之夥大苦心志然耐忍不屈克竣厥切即大野丸是先生之業可謂偉矣六年三月再航函館爾後東西奔走率無虛日故其述懷詩云製船演礮幾酸辛報國微忠未得伸東走西奔飄蕩裡今年偶值故山春其勤勞可想也文久二年正月加祿五十石三年四月爲執政職俸三百石此藩臣之極人以爲榮而先生固辭弗處晚年輔利恒公從將軍之入朝既而罹疾以元治元年六月二十三日終于家行年五十有二葬於宗家之先塋洞雲寺男慎太郎襲家四女皆適人嗚呼先生身起下士位極上卿彰彰之名赫赫之業其誰不欽仰雖是其才德非凡之所致抑亦憲章先君之殊遇之由古人云有斯君而有斯臣誰謂君臣際會難耶余幼從先生雖東西奔命之日未嘗離左右今也追想當日薰陶之恩恐遺行之或逸不敢自揣叙其梗槩云爾

明治十一年六月二十三日

弟子 吉田 拙 藏謹撰

酒井孫四郎

純熙通稱祿助又與三左衛門後孫四郎と改む福井藩士明石縫殿の男なり天保十

年己亥三月生れ、出て家老酒井家の養子となり、安政五年二十歳にして家督千六百石を襲ぎ、元治元年二月十五日家老職と爲る、同年七月藩命を以て京師に上り、騷擾事變の状況を視察し歸福して復命す、同八月再び上京して一橋慶喜公に謁し、藩主松平慶永公の意見を具陳し、征長の役亦藩兵を率ひて従軍す、慶應元年二月武田伊賀守等の徒黨を敦賀に警衛し、明治元年六月奥羽征討の軍務總管と爲り、藩兵を統率して越後國に出陣して各地に轉戦、小松關門の要害を破り、島寺に劇戦し、津川口を経て、遂に會津に入る、事平ぐに及びて東京に至り、其状況を奏聞す、朝廷其功を賞せられ、天顔を拜し、天盃を賜はる、二年三月藩の内命を承けて、歐米に航し、文明の學術を修め、後來國益を謀らんとす、船横濱を發し、海路長崎に赴く、途次、五月八日相州浦賀觀音崎の沖に至る、汽船忽ち暗礁に觸れ、遂に沈没して、こゝに溺死す、時に年三十一、福井乘國寺に墓を建つ、同三年四月藩主より孫四郎奥羽出張の功を追賞し、嗣子潤太郎へ賞典祿の内永世二百石を頒授す、明治四十二年九月皇太子殿下北陸に巡啓せらるゝや、其十一日朝廷命あり、特旨を以て從四位を追贈せらるゝ

孫四郎資性良達、幼より令名あり、武術に修熟し、文藝を嗜み、又繪畫を試み、公務の餘暇は唯師を招いて武事を講じ、韻事を弄ぶ、遠山雲如が其書齋雪松堂に寄たるの詩あり、

大志を抱  
て歐米に  
航せん  
とす

群卉嚴冬盡凍摧、輪囷樹自立崔嵬、請看支雪萬鈞力、便是他年廊廟材、  
狩獵を好み山川に涉獵し、頗る冒險の所業あり、當時の士大夫多くは、別墅を設け泉石の勝を愛するに反して、一地を相し射的場と爲し射撃を練習す、其京攝の間に往來するや常に宇内の形勢を觀察し、隨て交る者皆當代の名士なりき、木村赤松等の泰西學者に就きては學を修め、後西周に就學す、其歸福するに送別の詩あり

舉世滔滔管見天、憐君卓識着鞭先、濟時尤是要精力、講學從來在青年、重譯蟹文多隔靴、直探虎穴遂忘筌、若謀再會期應速、好及嵐溪花未然、  
曾て京師に在りて福井主水と匿名して事變の實況を探る、偶伊勢の人福住省吾と交り共に撮影す、以て其親交なりしを知るべく、又西郷南洲に面識あり、勝安芳鴻雪瓜等と尤も往來頻々なりしと云

春 水 七首保幼時作

雪 松 堂

雨餘江水蘸漁磯、藍色漪漪欲染衣、翡翠一聲如得所、垂楊樹畔羨魚飛、

畫 梅

政 治

一幅疎梅粉色佳。清姿好是寓吟情。杜門高枕壁間見。安向溪南著草鞋。

夏景山水

青烟一抹罩青山。湖水無波白鷺閒。日午漁人眠未起。孤蓬繫有綠楊間。

初秋郊行

江山無處不秋容。緩步漫吟獨曳筇。滿袖商風晚來冷。蒹葭深畔聽新蛩。

秋夜懷友

傳聽邊州戰未休。雨聲岑寂草堂秋。耿耿難睡夜將午。細想相知無恙不。

冬夜讀書

讀史三更扼腕哀。那邊窓外雪成堆。分明欲照姦臣術。一穗寒燈挑盡來。

讀史有感

災釀一嘲一笑間。君主容易可舒顏。請看賈國小人態。言似忠臣還是姦。

〔酒井家記〕

福井藩賞狀

酒井孫四郎

昨春秋討會出兵被仰出候處。迅速進發。兇賊連戰無虛日。御隊勇奮山川。跋涉不畏。艱蹇同心戮力。到處奏其功候。ニヨリ御隊之盛隆ナル。諸藩感賞狀於。朝廷モ御

都合宜段全萬般之指揮行届其功實ニ第一等ニシテ拔群ナリト御感賞不斜於。中納言様モ御満足被爲遊候賞典可被舉之處。思召之旨モ被爲在候ニ付。今般ハ不被及御沙汰候仍聊被慰其功勞。御鞍鍔并御召馬白鞘御刀外ニ從中納言様御。鎧二御紋三所物被下候事。但御簾中様ニモ段々不容易骨折大儀被思召御内々。金五千疋被下候事。

酒井孫四郎建言書

吾老公ノ素懷ハ宗家ヲ推テ 朝廷ヲ翼戴シ諸侯ト共ニ 皇國ヲ維持シ外侮ヲ禦キ萬國ニ抗シ 皇威ヲ照耀シ神州ヲシテ神州タラシメンヲ 勤王ノ最第一トセルハ吾越國臣子ノ國是目的トセル所ナリ癸丑以來吾老公猶又朝暮間際調和ノ事ニ心力ヲ勞シ玉ヒ就中五六年前來國內海外ノ形勢ヲ觀察シ玉ヒ宗家ニ於テ將軍ノ職ヲ辭シ幕府ノ政權ヲ 朝廷ニ歸シ群牧ニ下ツテ戮力同心國威ヲ更張シ玉シテ前將軍ヘモ再三建言シ玉ヒ當時ノ橋公トモ屢討論シ玉フ處ナリシカ慶喜將軍昨秋ニ至リ時機ノ到來ヲ察シ權ヲ歸シ職ヲ辭シ玉ヒ諸侯ヲ門下ニ會シテ 王政ノ復古ヲ議セントス 朝廷モ亦舊制ヲ廢シ一新ノ王政ヲ行ヒ玉ハンノ大舉アリ此時ニ當ツテ 朝廷舊幕ノ間ニ大ニ

扞格ヲ生セントスル勢ヲ來タセリ其故ハ舊幕臣并會桑二藩ヲ旨トシテ雷同ノ諸藩再此政權ヲ宗家ニ復セントスルノ議アルニヨレリ其志孤忠ニ似タルモ時勢ヲ察セス事務ヲ妨害スルヲ以テ 朝廷吾老公ト尾老公トヲシテ元内府ニ議ツテ國歩ノ艱難ヲ靖定協和センコトヲ命セラル、ヲ以テ尾老公ト共ニ千辛萬苦盤根錯節ヲ分テ心志ヲ盡シ玉ヲ素ヨリ元内府ニ於テモ恭順ヲ心トシテ舊幕中命スル所ノ會桑ノ職ヲ免シ歸國ヲ命シ切ニ妄動ヲ鎮撫シ玉ヘドモ奮勵過激殆ト其極ニ至リ言語說解ノ及フヘカラサルヨリ不得止暫ク其勢焔ヲ消センカ爲ニ會桑其他ヲ率ヒテ大坂城ニ避ケ玉フ仍之ニ老公京攝ニ來往シテ寛容ノ朝旨ヲ元内府公ニ諭告シ元内府公モ亦上京シテ 朝旨ヲ奉シ天下ヲ治メ 宸襟ヲ安シセラルヘキノ定算已ニ決シ二公ノ報告ヲ待ツテ速ニ上洛アルヘキノ約束ヲ堅クシテ此旨 朝廷へ復命シ玉ヒシハ去年十二月晦日ノ夜二更ナリキ然ルニ翌今年正月朔日ニ至ツテ會桑其他東來ノ舊幕臣ノ煽動ニヨツテ兵器ヲ帶ヒ武裝ヲ嚴ニシ上京ノ事ニ及ヒ夫ヨリシテ遂ニ正月三日兵端ヲ伏見ニ開キ元内府公恭順ノ大德ヲ減絶シ變シテ大逆無道朝敵タルノ地ニ落入ラシム 朝廷赫怒ノ大號令ニモ會桑戎衣上京ヲ以テ朝敵現

然タル大罪ノ首條トセラレタリ是ニ至ツテ吾老公肝腦塗地ノ苦慮焦心總テ水泡ニ屬シ 朝廷へノ被仰譯ハ勿論天下へ對シ面目ヲ失セラレ一身上ハ不及申吾藩臣子奮激不可忍罔極ノ遺憾タリ加之錦簇東下ノ時ニ當テ元内府公ハ恭順ノ素志ヲ失ハス速ニ悔悟罪ニ伏シ上野ニ謹慎シ斧鉞ノ朝裁ヲ仰キ待セ玉フニヨツテ 朝廷亦恭順ノ志ヲ悃シ玉ヒ至仁ノ寬典ヲ以テ死ヲ免シテ水府ニ放チ宗家血食ヲ田府公ニ繼カシメ玉フ實ニ無量ノ 聖恩ト云ヘシ當時大總督宮東征諸侯各兵ヲ出シテ其役ニ服ス吾藩特リ傍觀ニ似タルハ 朝廷ハ元ヨリ天下へ對シ不堪恐懼ト雖モ情義ニ於テ干戎ヲ宗家ニ執ルニ忍ヒ玉ハザル吾二公ノ誠赤ヲ體スル處ノ臣子一同ノ至情ナルヲ朝廷其情義ノ厚キヲ愛感シ玉フ歎宗家所在ノ關東ニ向ツテ出立ヲ命ジ玉ハサルハ舉國一門會テ泣血感激セル處ナルニ此度越後ニ向フテ會賊ノ征討ヲ役シ玉フ武門ノ本懷天下ノ面目何事カ是ニ如ン抑モ會賊ノ狂悖ナル前ニ記スル春初ニ於テハ天下動亂ノ端ヲ啓キ夫ヨリ以來恐多クモ始終 宸襟ヲ惱シ奉リ公卿諸侯ノ勞役戰鬪ノ慘毒生民ノ塗炭今日ニ立至ルモ其源會桑ノ所爲ニ因ラサルハナク况ヤ方今ニ於テモ元内府公ニ恭順ハ去冬早春ニ異ナラサルニ會賊猶

悟ラスシテ妄動亦春初ノ如シ窃ニ聞ク會侯モ罪ヲ待テ自國ノ寺院ニ謹慎セ  
ル由宗藩自藩兩主人已ニ忠貞ニ歸スルノ大義ヲ體セス猥リニ私義私説ヲ以  
テ官軍ニ抗シ動亂ヲ長ス賊ニ非スシテ何ツヤ賊等各主ノ意志ヲ體認シテ大  
義ヲ悟リ各自ニ恭順謹慎ニ就カハ天下ノ亂瞬間熄ムベシ 宸襟モ安スヘ  
シ諸侯モ休スヘシ生民モ蘇スヘシ如此公大正明ナル條理ヲ見得スシテ小節  
義ヲ唱ヘ自己暗昧ノ見ヲ主張シ強暴弱ヲ凌キ 朝憲ヲ蔑如シ遂ニ皇國衰滅  
ノ基タルヲ不思ハ亂賊タルノ甚シキ者ナリ我藩ニ於テハ春初吾老公ノ大勤  
勞ヲ空クセルノミナラス天下ノ禍亂ヲ引起シ今日ニ至ツテ猶悔悟スルコトナ  
キハ般ノ頑民ニ齊シケレハ速ニ戰戰討滅シテ上ハ 叔慮ヲ安ンシテ皇國ヲ  
靖メ且ハ春初ノ遺恨ヲ償フコトヲ此一舉ニアリ吾藩ノ臣子誰カ忠勇ヲ勵マ  
サラン誰カ愉快ヲ思ハサラン

又

昔行一致と申事は古人も甚難んする事に御座候今哉天下擾亂の時に當つて國君  
の旨行一致と云事を考ふるに道徳仁義公明正大之旨を以上 朝廷へ献し下外國  
諸藩に交り此臣民を安んするより外無他事候然は吾と同盟して共に戮力善を爲  
す者は互に相助け若又之に悖戻して私を營天下の害を爲す者は同盟之公儀に依

て之を糺し之を掃蕩すへし然るに匡糺掃除之道は皆行ひにして其國々之兵力に  
屬す若此兵力なくして假令議論如何程高遠を極め候共更に貫徹する事なく總而  
滿餅と相成而已ならず終に御事業之相立時機無御座候左れば至急に此兵力を整  
へざるへからず兵力の振と不振とは其隊長之氣力と膽略とに有之儀に候得共先  
其將材を可撰候將材を撰む事は戰場を歴るに隨而自ら判然相分候得共於御國は  
未だ戰爭にも不達事故不得止今日は唯公平之御一心に基き舊套之門闕杯に不拘  
在來之大隊長の如きは宜一同に御免に相成更に一家中の入札を以御登用相成候  
は、自然人之推す處宿望の歸する處にも候得は軍務之事は總而其人え御委任に  
相成候て、そ此上之御遺憾も御座有間敷兵勢も又其人限りは相進み可申奉存候  
扱大隊長其人を得候節は其餘之小隊頭半隊長に至而は大隊長の見込にて綱目を  
擧るかごとく容易に擢用可申儀と奉存候今一つには軍艦輻重官小隊長迄は是又  
入札に相成候而も宜敷と奉存候別紙無制之事共近來諸藩改革之撮合を親しく見  
聞之上心付候に付献言に仕事に御座候近頃又窃に聞 朝廷海陸軍制を被立諸國  
石高割又戸籍に准して役夫可被募と萬一後日右様之沙汰に相成候節も右熟兵之  
内石戸之割に相應し一大隊又は半大隊等之人員御差出に相成候は、尙以御都合  
と奉存候何分陳腐之事共に候得共時世之切迫より難默止奉旨上候何卒御採用被  
下早く兵制御一變御商議之旨儀は御行にも御指支に無之様被遊度奉懇願候雜論  
喋々曠く彌久に及候は、御國之御爲め不可然奉存候百拜

長谷部恕連

諱は恕連、幼時は貞吉、通稱吉之助、後甚平と更む、南村又菊陰と號す、晩に専ら諱を以てす、福井藩士にして、本姓加賀氏、父諱は成守、妣は石原氏、文政元年戊寅二月四日を以て福井に生れ、年十六出でて、長谷部氏を繼ぐ、義父諱は宜連、其先は右兵衛尉信連に出づ、信連は治承四年高倉王の爲め平氏と戦ふ、子孫從つて越前及び能登の間に分住す、其能登に在るものを長と稱し、越前にある者は則長谷部なり、養祖茂連、福井藩祖秀康公に仕へて老職たり、祿四千石を食む、恕連年十七にして出身累りに要職を歴目付役、勝手奉行、寺社奉行、當時藩政昇平、緩弛の後を承けて百事類委、倉庫空乏、經費費られず、其職に在りて銳意勵精、尤も心を理財に注ぎ、數年にして計務の緒に就き、藩政恢復せり、又特に文學擴張の命を蒙り、大に釐革する所あり、幕末物議洵々の時に方り諸藩鎖港攘夷の説起るに及んで、藩政の内外に參與し、參與横井小楠建築を贊助し、大に開國の説を主張す、以爲く方今宇内の形勢を察するに、各國競ふて富強を謀る、基く所は有無を交易し、知識を互換するに外ならず、今日に在りて之を務むるは人道の通義、則坤輿上の定理にして、管に

理財藩政を恢復す

貿易は人道の通義

洋艦を購入し航海術を講ず

君側在りて藩主の事に在り、藩主の事に在り、藩主の事に在り

尊王開國の機務に參

海外各國の要求を峻拒せざるのみならず、我より之を求むべきなり、且彼堅艦利器を備へ、航海萬里を窺ふ、其智力志望何ぞ夫盛なるや、然るを我猶陋俗に安んじ國歩を進むるに外なきは愧歎餘りあり、自今開港貿易は令を俟たず、更に彼此從來彼の長を取り、我短を捨て、以て富強の實を務め、終に國威をして海外諸州の上に在らしめざるべからずと、是に於て執政等と議し、洋船を購入し航海術を講じ大に學制及兵制を變更す、是より先藩主慶永公總裁職と爲て江戸に在り、尋て將軍上洛に先だちて京都に上る、恕連諸有司と前後之を輔翼し、且幕府諸藩の間に往來し、幹旋最力む、然れども幕府日に勢を失ひ、摸稜政を爲し、事因循に歸し、公等の言行はれず、諸有司等と事の復爲すべからざるを知り、公に勧め職を辭して藩に就かしむ、此時獨京師に留り、事の顛末を了す然幕吏老公の志に京師を去るを怒り、藩吏後強へからざるを知らず、遂に其意に隨て更に查して授けたりと云、此時に方り出ては公を補翼し、入ては藩治に參し、執政以下率ね、焉に憑依す、人其才幹を稱譽す、藩に歸り更に諸有司と隣藩及び薩肥等の諸屬に訂盟して、相與に尊王開國の實功を奏せん事を計り、藩主に勧め重使を派して、其國に往かしむ、恕連亦遣中に在り、要領を全ふして歸る、爾來藩務益多端、諸有司と勵精謀、啓沃する所多し、然れ

政治



ども慷慨の餘、言論或は過激に渉るものありて俗士の論中する所となり執政と共に讒付せらる、三岡八郎後由利公正最重きに處せられ幽閉の罪を受く、後數年にして冤白放寬せらる、明治元年五月朝廷恕連を徵して濃州笠松縣知事に任ず、疾と稱して就かず、八月再び同縣知事に徵さる即起て任に赴く、時に天下兵事未だ全く定まらず、人民頗る疑懼を懷き之に加ふるに濃州の俗門閥を競ひ健訟を好む、且州内著名の三巨川有り、支流横渠縦横錯綜、年々水害を蒙り、土木工役の夥多なる世目して難治の縣とす、下車の日豫じめ經營探度する所あり、爾來施設する所具さに條理有り、政公正を主とし、曲さに下情に通ず、縣内幕府執政の後を受け、賄賂をふ、然れ共之を急制する時は人民誤認以て殿校と爲し、上下隔絶、民情通暢せざる、朝旨とあらん事を慮り吏符を戒むるに嚴にして下民を責むる極めて寛漸く民心安す、朝旨浹洽の日に至るに及び、毫も假借せず、其尤なる者數人を繫獄して法を正せし事あり、是より一縣清廉の風儀行はる、訴ふ者あれば必面前曲直を辨じ、下吏に委せず、該縣從來訴訟審理の法幕府の故に仍て改めず、大抵仲裁師に委して局を結ばしむ故に勝敗の決盡く仲裁の手中に在り、原被各仲裁を以て禍福を爲し、曲直不明なるが故に奸猾の徒常に志を得、恕連赴任の後原被對審の法を創め、毎年常に自ら聽き、曲直を判して之れを勸解す、是に由て積年淹滯の事欸一朝にして盡く

水理を治め、弊政を矯む

曲直明瞭、積年淹滯の弊を解決す

解決、奸民跡を屏ぞけ、直者眉を展ふ、一時衙門市の如くなりしも、數年ならずして訟庭闕寂、其水利を處するや専ら持重を旨とし、漸次改良の方法を案じ、往々端緒を闢きたるもの多し、是を以て期年ならずして大に民心を得、治聲世に著る、維新の後、各地相競ふて事業を新起し、或は郡村治勢を更革するもの比々絶えず、爰に見る所あり、政令を奉行する外、一も修作する所なく、政令施行上最も鄭重を加へ、唯上旨の下徹せざらん事を恐れ、頗る過甚なるが如きあり、平生の豪氣跌宕の姿に似す、然れ共上司の指示に出ると雖も、或は土地民情に適せざるあれば辯論往復可を見るに至らざれば、苟も施設せず、爲に朝令幕政の弊なく、大いに人民の信頼を來せり、嘗て入朝せし時在朝の籍紳慰して曰く、聞く濃州の民狡黠撫し難く、其心勞想ふべしと、恕連即答て曰く、縦へば庭訓無き頑兒の如し、將來教養の責只余が一身に任ず、其誘導矯正全く余が方寸にあり、幸に慮を煩はすこと勿れと、聞者胸懷の豁如たるに服す、二年七月官制改革あり、笠松縣權知事に任ず、三年六月正六位に叙す、是年十月朝廷地方官を東京に會して議する所あり、即之に赴くに同年知事に任じ、從五位に叙す、四年七月廢藩置縣の令出て十一月又府縣改置の令あり、此に於て岐阜縣令に任せらる、六年三月朝廷復地方官を召集す、亦與れり

既にして心臓病に罹り藥餌功を奏せず同年十一月十七日を以て卒す享年五十有七配大關氏柩を護して東京に至り翌月芝山内の兆域に葬る蓋遺意に遵ふなり同十二月朝廷特に祭糝料を賜ひ以て生前の勤勞を慰問せらる宜して曰く維新ノ始騷擾ノ際ニ方リテ職ヲ地方ニ奉シ爾來久シク心ヲ民事ニ盡シ其功少ナカラズ神妙ニ思召サル依テ祭資ヲ賜フ」と洵に異數なり

武田流の  
兵學を講  
究す

横井小楠  
恕連を評  
す

幽閉中の  
作詩

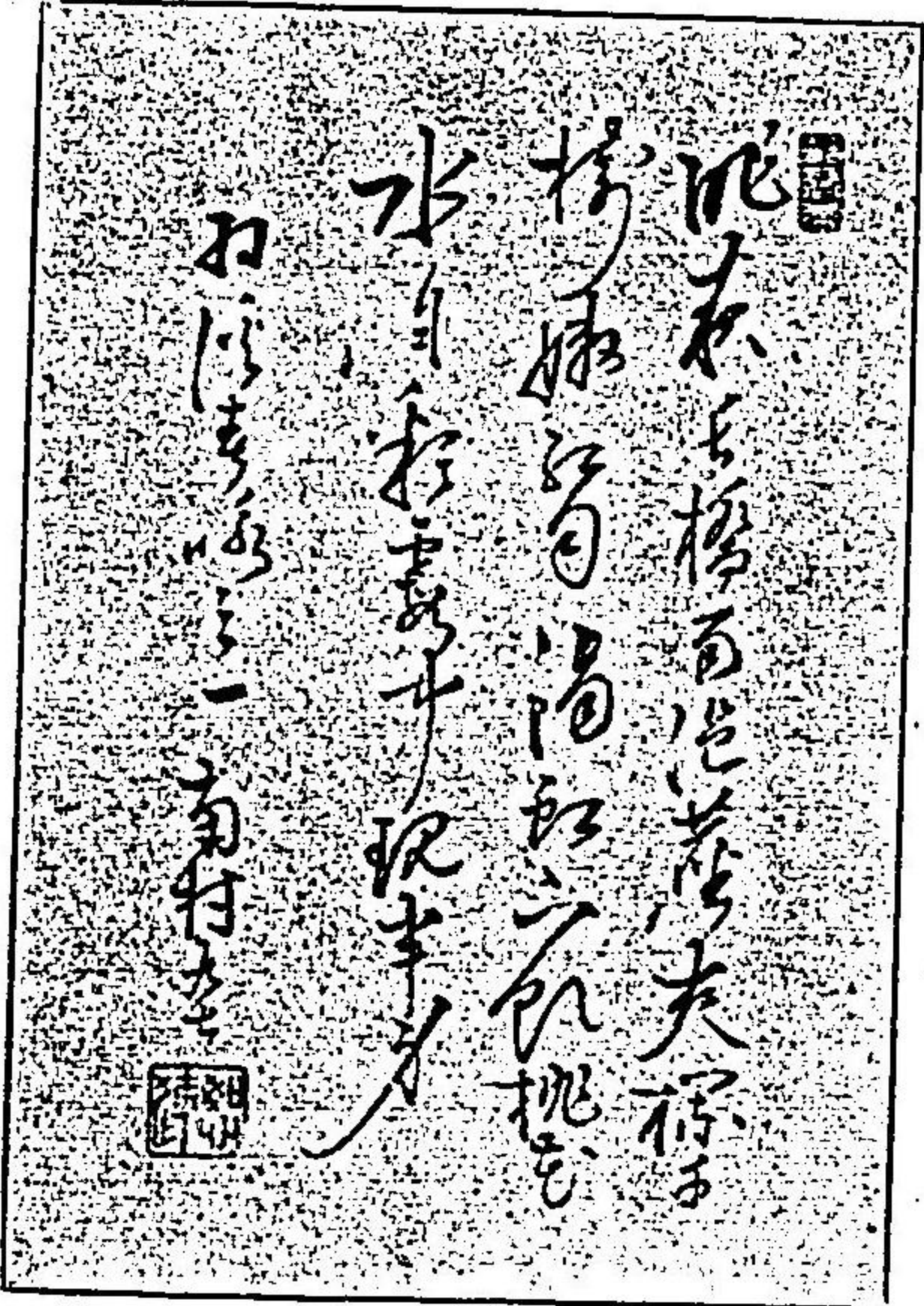
少時劍銃槍等の武技を修め武田流の兵書を講じ皆其奥を極む然れども平生人に接するや甚温雅極めて懇款或は人の家事を顧みて其喜憂を共にするに至る其政を爲すや精明果決尤聽斷に善く經濟に長ず平生事を處するに如何なる難件に會ふとも未だ曾て窮苦の色を見ず下僚吏輩狀を具して決を請ふものある毎に手其案を執り終讀するに及ばずして斷案已に定まり皆肯綮に當る人皆以て企及べからすとす横井小楠曾て評して曰く君が盤根錯節に當つて裁斷流るゝが如く嘗つて壅滯せざるに至りては實に天資奇才の致す所にして敢て絶倫超群人の及ぶべきに非ずと初め職を藩に奉ずるや前後三十年其實踐經歷事として興り知らざる無く且幽閉中専ら讀書詩賦を事とし従容閑雅敢て憂色なく

怒氣滿面  
鬚髮皆豎

劉晏自ら  
撰す

又嘗て世事を言はず自ら言ふ學問の爲め此閑日月を賜りたる亦君恩の厚なりと故を以て赴任の後事に遇て施設する所盡く秩序あり常に曰く凡地方に官する者は漫に目前の顯効を貪りて害を斯民に遺すこと最誠愼せざるべからず所謂當時譽無くして後思はるゝもの吾の最好む所なりと赴任の始め下僚の事務に暗熟する者は大抵氣習卑陋の俗吏に出づ其志氣高尚なる者多くは新進の書生にして事務に通達せず兩ながら淳々教養各短處を補はしむ數年ならずして皆其用を得僚屬過失あれば細小と雖も苟も寛假せず叱咤し滿面怒氣鬚髮皆豎つ然れども其人懺悔の色を現はすに至れば氣降り色温にして恰も風收まり波靜なるの趣あり又毎に唐の劉晏を稱して曰く晏の職を天寶至徳の間に奉するや祿山の亂後國力衰殘土民流離實に名狀すべからざるの秋なり晏善く財利を處し國計を恢復し士民をして其所に安んずるを得せしむ其功實に比するものあらんや且晏が吏人を率ふる簡にして法あり出納を檢効するに一々士人に委し吏は惟文章を奉行せしむるのみ是吾が常に服膺する所なりと故に其事跡亦晏に彷彿たるもの多し卒するに及んで朝野良二千石を喪ふの嘆あり大關氏亦婦德あり六子あり辰連仲彦季彦と云餘は女子なり其逸話の一二を擧れば

幕府以來謝狀及び他届出願書に至るまで大抵一定の例格あり、之に違ふを得ず、故に代書目安書ななに貸して之を辨するは一般の慣例にして人々其不便を苦しむのみならず誠に文書其情事を異にし不幸を取る勢からず、故に文書を徴する各人の隨意に委し一切其如何を問はず、但執筆に堪ゆる者は之をして自記せしめ、當局の吏輩に示して文書に拘せず、専ら其情を知るに務めしむ常に曰く人民の便を保らんと欲せば官吏自ら代りて其勞を受くるにありと、又常に意を官民



事務の區界を明にするに留め、僚吏を戒めて相侵すことなからしむ、故を以て官に煩冗の弊なく、民亦本分の務を守り、安に官を煩はさず、縣自ら肅静す、晩年詩賦を好み、晚唐の格調を喜ぶ間々絶作あり、且好んで青史を讀む、其評論する處人の意表に出づ、森春濤詩あり、長槍快馬亂雲間の句を見難じて快を大とせば長大となりて可ならんと、春濤拍手大に感して一

をの師と喜ぶと云

明治元年赴任後福井藩家老本多眠雲宛狀

貴翰奉薰誦候、如高諭寒冷之候、益御安泰被爲、揃南山壽無疆、季に老奴仍舊無異碌々消光仕候、乍憚御安意可被下北征會城も降伏、各藩歸陣之由、傳承仕候、定而賢息君にも御無難御凱陣と目出度奉存候、又々仙臺征討被仰出候趣、先達而は恐入候鹿物呈上仕候處、被爲入貴意候御謝詞等却痛候、次男歸郷に付當地之摸様荒増御聞取相成候由、先景况如左○先知事尾藩林左門なる者無識固陋にして所置一に人情を失ひ其處へ出懸候社大幸絃歌酌取法談等遠に指免し、人氣大開豁、芝居興行此節日々大入、近國近郷より來集如潮、名古屋其外芝居無之、京師計と申處、如右大評判々々萬事御洞察○米市場場始り○去月下旬より檢見廻在、當十一日歸陣仕候、晝泊之馳走一汁一菜中は不構餘程嚴重に行はれ申候、當年は水凶非常之凶荒、一村皆亡作莫大之村數に相成申候、是亦十分之御仁恤取行候積、此節取調中信を取には豊年を跡にして凶荒に出逢候方都合能くと御同慶可被下○來月中旬には暫時上京之積に御座候、○支配所美濃伊勢兩國にて都合十二萬九千五百石餘○檢見中養老山麓に支配下有之瀑布一見仕候、折

節晴天、滿山之紅葉如錦中々聞にまざる勝景なり、前晚飯木村と申麓へ泊す、夜半鹿鳴を聞く、養老山頭片月傾、吏胥疲散寂無聲、誰知孤官身千里、來此寒宵聽鹿鳴、陸詩に扈蹕老臣身萬里、天寒來此聽灘聲、○按部到于安八郡、諸村水害特甚、愀然有此作、招呼父老說、天慈掉首喃喃涕淚垂、縱使官家獨賦稅、私田無物鞠妻兒、此詩暗に大垣に聞へ大評判、老侯(戸田隱居)へ見せるとて小原より人を以相頼詩箋に揮筆申候呵々、海膽御厨製蒲鉾大物別而小鯛斗、則三日目に廻在先へ相屈、直様拜味、屬更共へ分配、國輝を表し別而大謝、併段々之御手數之御厚配何共恐縮、萬々依例乍憚令聞君に厚御禮之程奉、希候、時雨始少々呈上仕候春添大垣人より諷諭則一昨夕降伏謝罪出懸申候、一笑を發し一杯爲給申候、今度幸便に付鹿物一品呈上御取捨可被下、是は萬古之偽物上手之處、大垣老侯の命にて賈を禁じ、温故の銘を與へたると申事に御座候、餘事如山如海申上度事共御座候へ共、短日朝夕共役所出勤、老眼執筆之閑を不得、先は御起居奉伺、何歎之御禮申上度迄、如此御座候、恐惶謹言

初冬十六日

眠 雲 老 臺

侍史

南 邨 拜

在 越 前 郡 羽 居 川 北 岸 則 多 幸 橋 而 八 橋 今 云 幸 橋 櫻 亭 共 有 井 名 一 于 福

羽溪春日雜句 十二首

菊陰山人稿

馬齒長虹鴉背霞、鞭絲帽影最豪華、羽溪十里春如錦、無野無山不著花、  
 桃林菜畝水深洄、列幃層巒面面開、多社橋南卸轎子、麗人魚貫踏青來、  
 山樹桃花樹杪懸、烟霞縹緲認嬋娟、想看霓裳羽衣舞、歌管曼從空際傳、  
 昨夜雨霑橋上塵、夾欄樹樹嫩紅勻、晴虹下飲桃花水、自彩霞中露半身、  
 八幡廟外早櫻開、五醉亭前長水回、日暮雨晴風又定、林梢明處遠帆來、  
 隔水高歌阿那邊、桃花錦浪夕陽天、渭城曲闕金陵發、知有詩人設祖筵、  
 桃花亂落濕雲垂、正是香魚初上時、三兩釣人身入畫、滿箋紅雨立清漪、  
 薪筏相衝鴈字連、樵歌三月下南川、橋邊沙際如雲積、散作氤氳萬窳烟、  
 一望平疇春霧披、青麻恰及吐芽時、課他兒女追群雀、夫爲編茅妻儘之、  
 西山太白一星垂、坐到黃昏景更奇、花不見桃惟見李、誠齋能解退之詩、  
 溪流一帶隔鷲塵、近遠霞蒸桃李春、贏得武陵別天地、無人曾是說逃秦、  
 循眉高髻好容顏、相對幽窓書几間、朝暮笑顰千萬狀、春山不得使人閑、  
 故岐阜縣令從五位長谷部君碑

大政大臣從一位勳一等三條實美篆額

政 治

宮內文學從五位 川 田 剛 撰

明治六年十一月十七日。岐阜縣令長谷部君病卒於任所。年五十有七。翌月。子姪護柩。還葬諸東京芝山之塋。遵遺命也。越十年。故吏部民謀建碑於稻葉山。以紀其功德。就余請銘。余取狀一讀。感嘆泣下。願世趨澆季。人尙虛文。畫像生祠。往往出乎上。諷下。諛。相迎合之餘。一旦去任。歲遷地隔。視同秦越。今其人已逝。墓木將拱。而衆情追慕。不能諛。所謂爲民父母者。君其庶幾焉。君諱恕連。小字貞吉。通稱吉之助。後改其平。考曰。加賀成守。妣石原氏。君其第三子。出爲長谷部宜連嗣。因冒其氏。宜連系出自左兵衛尉信連。治承中。以仁王之舉兵也。信連留守王宮。平清盛愛其忠勇。減死處流。後裔在能州者稱長氏。在南越者稱本姓慶長中。有采女正諱茂連者。仕越藩。食祿四千石。宜連其十世孫也。君歷事藩主天梁。諦觀春嶽。巽嶽四公。弱冠襲父祿二百石。起自番衛。爲行人。任監察。度支市尹。諸職。與學校。舉才能。尤善治財政。嘉永中。歐米各國請互市。幕議依違和戰不決。列藩多主膺懲。君獨非之曰。有無貿遷。天地公道。且彼政治文學。駸駸日進。而我守吾陋。夜郎自大。一旦來寇。何策防之。乃購輪船。鑄巨礮。航海鍊兵。工技醫術。取長西洋。越藩新政。率先天下。君與有力焉。文久三年。春嶽公隨大將軍朝京師。所議不合。遽投劾北歸。幕吏詰責。君爲分疏。事遂釋。是時內訌外侮。四方多故。君察

世變在近。益儲錢穀。修武備。內輔其主。外交列藩。言論激昂。爲忌者所中。獲譴禁錮。執政以下坐免者十餘人。既而王室中興。改元明治。五月。徵爲濃州笠松縣知事。稱病不就。八月。再徵。敦逼乃起。赴任。會與羽叛亂。王師征討。本縣在東海東山二道之交。供頓徵發。飛檄旁午。君處繁以簡。一切辨治。民不告勞。二年七月。革官制。降知事爲權知事。明年六月。叙正六位。十月。進知事。叙從五位。四年七月。諸侯納土。廢笠松縣。置岐阜縣。統轄全州。君爲之令。州有三大川。暴漲氾濫。歲損田禾。乃講水理。疏鑿堤防。隨勢修治。工役無加。而害減。舊時。先是土俗健訟。苞苴公行。狀師爲奸。動經歲月。君誠。椽屬。率以清廉。凡有詞訟。面判曲直。兩造悅服。無復滯獄。蓋君爲政。不事紛更。興利除害。施設以漸。躬忠孝。以宣風化。明法令。以示威信。省冗費。以寬民力。良制美舉。不暇更僕。以故三府七十縣。論守令賢能。先屈指於君。其歿也。朝廷賜七百金。以褒功。及建碑也。又賜百金。以助費。嗚呼。豈無所由而致此乎哉。君風格峻整。精力絕人。少學武藝。兼涉書史。嘗讀劉晏傳。歎曰。奇才奇才。方今上下困弊。非若人不能救。意自擬也。其在官。案牘山積。披閱一過。無所遺漏。老吏供。願使不敢欺。夫人大關氏。儉素治家。有婦德。生四子。長曰辰連。仕爲工部大書記官。次曰於菟天。次曰仲彥。通洋籍。受薩陸軍省。次曰季彥。四女三適人。一夭。或曰君用事越藩三十年。功效如彼。設令其今尙在。則所爲必有不



建儲の内

今般御人數被差出候に付ても御差支無之儀は全く兼て行届候故と御滿悅被思召候云々七年七月福井松本澁谷邸地の内百坪を角場として之を賜ひ居屋敷内へ角場を立業を修するを許す安政三年猶此角場に添地を賜ひ下屋敷とし四年勝見川下畑地の裏において新たに下屋敷五百坪を給ひ角場百坪を還さしむ皆翁の精勤を賞するなり安政五年將軍徳川家定公薨じて世嗣なし營中の内議中納言一橋慶喜公を立て嗣と爲さんとするに傾しが固より水戸藩藤田東湖戸田銀二郎安島帶刀及び薩藩有志の人々と交り深く互に相往來せり一日薩摩中將侯春嶽公大老井伊侯の櫻田邸に詣り將軍家の世嗣并に開鎖の事を京都に奏せん事を議せしに其論自ら徑庭する所ありしが歸路追手前を過る時雪江單騎にして馳せ至り鞍に伏して曰く今日水戸老公尾州公と俄に登城せらるゝと聞く思ふに立嗣開鎖の事件なるべし主公なんぞ其議に與からせ玉はざるやと公曰く余此事を知らざる也實に知らずと雖も措く可きにあらず依て直に馬を回らし登城せられしに果して此日立嗣の議稍定まれりと翁の交際廣き以て此補益を爲すの大なるを推知すべきなり幾くもなく江戸において公謹慎又隱居の命あり雪江亦國に歸りて謹慎し職務差免され近習に置き側用人次席となる萬延

禁居謹慎

取直を改め雪江と通稱す

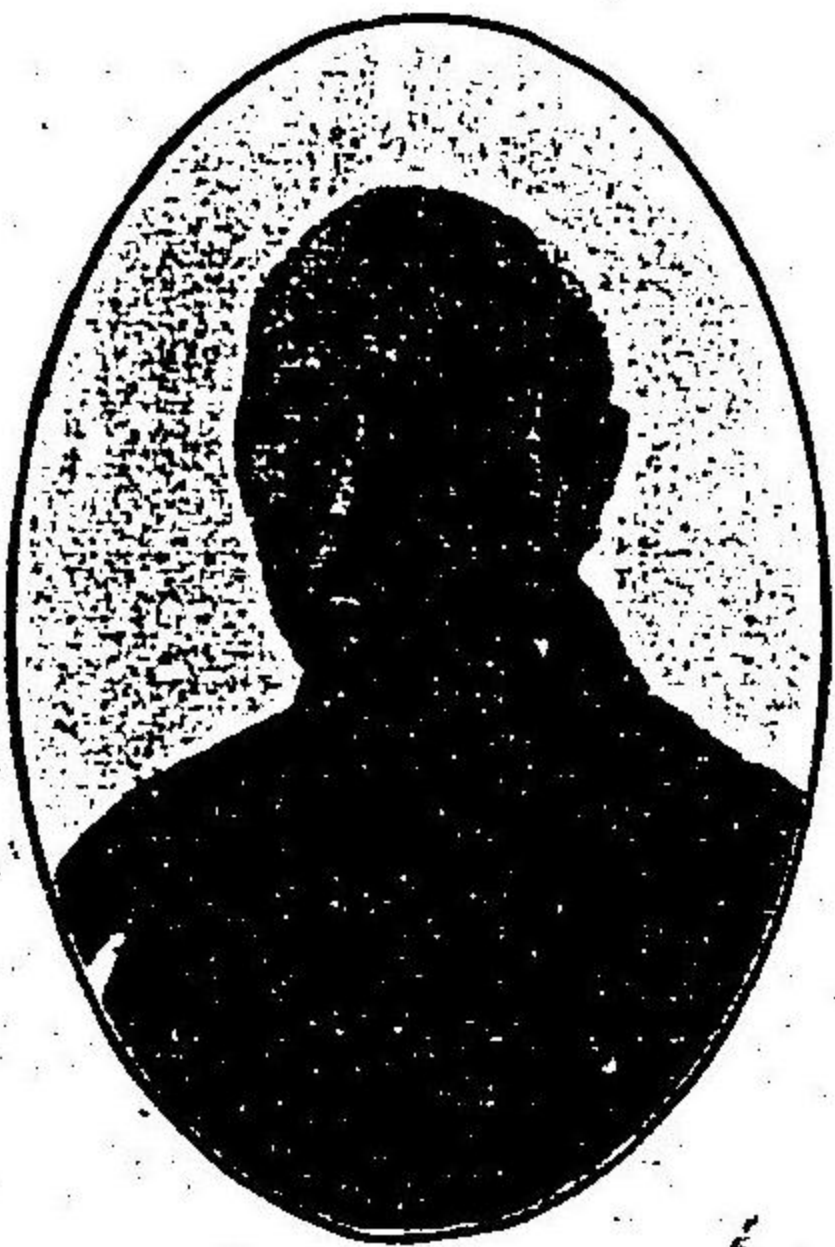
徴士參與

二年正月側用人と爲り文久二年に金五十兩を賜はり續いて足高百石を賜はる文久三年六月命あり家督を牛之介に譲り退隱塾居す十一月塾居免ぜられ側用人隱居の取扱と爲り上京滯在中銀二百枚を給はる元治元年二月公用方命せられ側用人同様と爲り勤中二百俵を賜ふ五月側用人隱居の取扱と爲り年々金五十枚を賜ふ此年名を雪江と改む是より先國家多事藩主又江戸に京都に上らるゝ事頻々たり亦之に供し命を含んで藩境を離るゝこと屢なり慶應元年九月御用中老勤と爲り五十人扶持を賜り十二月中老と爲り三年願に依り職務差免され十人扶持賜り春嶽公上京に供し同年八月歸藩し藩旨を以て家老格隱居の取扱と爲り左の命あり一年始御禮於韃韃之間被爲請候事一御座所御門三の丸御座所御門下馬御門致下座候事一御阪札御中老の通一他國御用之節は千石に被成下候四月彼座席高知隱居の次に命せらる九月議事懸り十月春嶽公に供して上京し家老格と爲る同年幕府還政の議起り時勢大に變す朝廷則列侯及び諸藩有志の士を京師に召され普く其意見を諮詢せらる時恰も春嶽公に供し京師にあり徴士と爲り參與職を拜任し四年正月内國事務掛りと爲り二月外國人參内御用掛を勤む同月大阪内國御用掛と爲り即日下阪し滯在十二日にして歸京す

更に内國掛分課民政宿驛助卿等取扱を命ぜられ、三月租税掛と爲る、四月藩に  
いて徴士勤中家老格の役義免ぜられ、從來賜はりし十人扶持及び他國御用の節  
賜はるべき千石高も地高同様の儀につき賜るとの命あり、五月三日召に依り參  
朝し小御所において、龍顏を拜し畢て御廊下において中山正親町三條徳大寺  
の諸卿列座にて徴士參與職免ぜられ賜暇の仰せ渡されあり、猶中山卿より書附  
を以て別段左の如く仰渡さる、

兼而勤王之志不薄就御政務御一新に付官代出仕勉勵之段神妙之至被思召依  
之爲功勞賞賜此品候猶何時被爲召儀可有之候間此旨可相心得候事

赤地金襴一卷御文庫入印籠一御盃  
一個



右品々坊城卿よりして傳賜ありたり、八月藩

に歸りて再び隱居す、同月當分藩公の供を免  
ぜられ猶時宜に依り上京を命する事あるべ  
しとの藩命あり、明治二年九月初廷より仰出  
されし旨にて春嶽公より使を以て、太政復古之時に際し其藩を助け力を皇室

參與職賜  
暇の功勞

朝廷より  
の授賜  
主の功勞  
世に賜ふ

天眞拜謁  
物を賜ふ

に盡し候段寂感不淺仍當其功勞祿四百石下賜候事、永世三年四月本藩兩公より「丁卯之冬皇室御維新事務多端之際日夜奔走盡力四年より坂井郡宿浦へ別荘之勤勞不少仍御賞典之内百五十石永世分授候事」松陰流居を下し爰に閑居し風に吟し月に嘯き亦世事を云はず、明治十年 天皇陛下京都に行幸暫く福井に鳳翥を駐めさせ玉ふ、則舊藩主春嶽老公には天機伺

席間龍筆多一場

跡龍筆多一場

跡龍筆多一場

跡龍筆多一場

跡龍筆多一場

として東京より京都に出られ、雪江も亦  
宿浦の閑居より京都に上りしが天眞拜  
謁仰せ付せられ、且維新の際國事盡力の  
段寂感あらせらる、旨を以て金七拾圓  
羽二重一疋を賜ふ、春嶽公東に歸らんと  
する途次、車を枉て福井に寄するに供し  
歸福して常に陪従す、公其風流を稱慕し

て親しく宿浦の閑居に臨まれ、波響船聲の中に雅懷を談して一夜を明し頓て  
公の東歸に供して上京す、同年十月三日東京滯留の中病に罹りて逝す、時に歲  
七十一、品川海晏寺中舊藩主松平家の墳墓地に神葬す、カク堅磐松蔭命、同月廿三日  
其男中根牛介へ思召を以て祭資料金五拾圓を下賜しせられ、十八年三月六日



位記を賜はる

故中根雪江

積年力を國事に盡し大政維新の際勵精職を奉し功勞不少依て特旨を以て從四位を被贈候事

明治十八年三月六日

大政官

〔眞雪草紙〕

松平慶永著

(前畧) 又一ツの幸福あり、中根雪江元報負といふ、余當家へ養子に参りたる頃、用人にて引移用掛也、養子に参りたるは天保九年也、天保十二年の頃報負即雪江、手掛となる、江戸へ山府せり、報負若京後一日余の前に出る、余はほこりかほに水戸景山(烈公高照公)御藩臣へ被示候御教訓と御著述の御書籍を他より借用し、余みつから寫したるを報負に見せたり、余は褒めらる、積也、報負のいはく水戸公は現今の名君也、公も亦水戸公の如く御心を國事に被爲用明君とならせられん事を幸願といふ、一言は實に余の幸福にして今に於て忘れざるなり

〔昨夢記事跋〕 (安政五年七月五日の事)

七月五日藩幕ノ報告ニヨツテ師質左内ト密ニ商議セシハ公ノ御遺責何計ノ事ナランカ知リ難シト雖モ是迄日夜難難ニ參與シテ御寵用ヲ專ラニセシ事ナレハ事機ヲ察シテ禍害ヲ未然ニ防キ公ノ御功名ヲ完全スヘキノ責ニ任シナカレハ事

此ニ及ヘリ吾輩ノ罪逆ル、處ナシ水府甲辰ノ難ノ如ク嚴謹參謀ノ臣ニ及ハ、素ヨリ其分ニテ甘心シテ斧鉞ニ伏スヘキハ言ヲ待タサル處ナリ然リト雖モ若又誰咎公ノ御一身ニ止マリテ吾輩ニ及ハサルヲ有ル間數ニモアラス然ランニハ恬然トシテ生ヲ偷ムヘキニ非ス決心死ヲ矢フテ壽命ノ如何ヲ待ツヘシト互ニ申合セ取銷メテ從容平日ノ如キ積リニテ他人ハ何れ氣付カサル様ニ覺エタルニ早クモ唯ナラスト御明察アリケン忽然トシテ二人へ御親裁ノ御證書ヲ賜ハリタリ師質ノ拜受スル處如左左内へ下サレタルモ大同小異ト覺エタリ(御料紙刻藤半切)

是迄之忠誠感服ニ候家臣蒙罪候ニ不及段ハ國家之幸甚尙彌任重候間後來之處モ申談度卒爾之儀於有之ハ我ヲ見捨候也

越前永

戊午七月五日

報負

於レ是二人驟然トシテ感激シテ死スルノ通ヲ開悟シ死ヲ以テ御辱寬ノ義務ニ必カヲ竭サン事ヲ奮發セリ然ルニ左内ハ十月廿三日ニ至ツテ幕廷ノ審問ニ保ツテ藩邸ニ幽セラレ翌年己未十月七日羅織ノ冤獄ノ爲メニ斬首ノ慘刑ニ處セラレタリ師質ノ幸ニ免レテ今日アルモ皆公再造ノ盛恩ナリ

一本月七日頃ヨリ磯邸ニハ尙又再ヒ事アルヘキトノ聞エアツテ爾後庶流ノ衆或ハ執政ヲ幕府又ハ閣老ノ卒ニ召シ呼ハル、等ノ事アルニ依テ其度毎ニモ御連累ア

政治

ラン様ニ處々ヨリ密告アリ各忠厚ノ實意ニ出ツルト雖モ其虛實定カナラホ御  
 家臣共ニ於テハ捕風掣電魂ヲ消シ神ヲ傷マシムル而已ナリキ就中大老間關殘暴  
 ノ壓制ヲ逞フシテ吹上ノ御庭ニ牢獄ヲ造リ水老公及吾老公ヲ縛收シテ此處ニオ  
 カントテ其施設既ニ出來セシナト歴々見タルカ如キ脱ヲ傳フルモノアリ又内外  
 ニ間諜アツテ晝夜トナク邸内ノ事情ヲ伺察シ師實カ如キ他行ノ前途ヲ探索スル  
 由ヲ流布シ水府ノ同志ヨリハ老公御往復ノ御書類吾輩ノ書通併セテ投炎スヘキ  
 由ヲ告ケ來ルナト總テ危險ヲ極メタル事共ニテ一邸饑食ヲ安ニスル能ハス明日  
 ハ捕手ヲ指向ケラレ、歟今夜ハ事ノ起ルヘキヤト針筵ニ坐スル思ヒヲナセリ仍  
 之審議若シ顯露ナル暴舉ニ出テナハ警邸ヲ自燒シテ黑烟ノ中ニ藏シ奉ルヘキカ  
 又穩便ノ處置ナラハ近頃新々ニ出來タル御右筆部屋ノ穴庫ノ内ニ藏シ奉リオキ  
 前日巳ニ御國許へ御脱走アリシト証キテ御重臣共腹ヲ切ルヘキカ扨困難至極ノ  
 窮策ヲ密議スル日々ナリ石原基十郎ハ暴舉ニ至ラハ日釘ノ續ク丈ケ切リ死ス  
 ヘシ緩計ナラハ自ラ日儲ノ者ニ扮シテ公ヲ買ヒテ脱走スヘシトテ毎朝ノ出勤前  
 ニ刀ヲ拔テ打振リ、腕ヲ固メ又緩レ拵付キタル浴衣ヲ持テテ登館セリ又船ニ  
 テ落シ奉ラシカトテ薩藩ノ同志ニ密議セシニ此頃薩船ハ江戸海ニ碇泊セサレハ  
 事アラントキハ敢死ノ士ヲ進ラスケレバ御家臣ヲ交ヘラレズ此者共ニテ公ヲ  
 圍觀シテ走ラバ人目ニモ障ラテ御國許マテ萬安ニ護送シ奉ルベシトテ十六人ノ  
 姓名(此姓名投炎ニ付シタリ可惜)ヲ指出セシ扨虎尾ヲ履ム心地ニテ時勢ノ切迫ナ  
 ル當時ヲ想像スベシサレド八月末ニ至ツテ礮邸再度ノ御處置モ濟テ御家ニハ何  
 等ノ御關係モナカリケレバ記スル如キ危急ノ風聞ハ漸々ニ鎮靜セリ是ヨリ先キ

水府ノ有志輩時事痛歎憤激ノ餘リ内勅ヲ申シ下シ大老初テ貶斥シテ幕政ノ興復  
 ナ謀リ八月ニ至ツテ勅諭ハ購ヒ得タレモ礮邸ニ於テ開迷ノ事行ハレス計略悉ク  
 顛覆シテ再難ヲ來タシ數千人ノ壯士出府シテ冤ヲ訴フルナトノ事ニ及ヒ幕府ノ  
 騷擾モ大方ナラズ遂ニ老公ヲ水府ニ幽シ安島等ノ大獄ヲ發コスニ至レリ此件迄  
 モ吾老公ニ關セスト雖モ十月ニ及ンテ又左内ノ事アリ邸議國情又之カ爲メ穩カ  
 ナラズ人心疑懼ヲ懷ケリ七月五日以來ハ總テ外交ヲ禁絶セラレタルハ邸外ノ事  
 ニ至ツテハ彷彿トシテ霧中ヲ望ムカ如ク其詳ヲ得ル能ハズト雖モ此ニ内外ノ極  
 概ヲ記シテ當時臣子薪膽ノ情意ヲ後者ニ示ス耳

中根雪江之墓

余嘗主越前時謀議之臣不乏其人而參豫機密應對四方以贊治化能使余盡藩屏  
 之任者獨有中根雪江焉雪江天資沈靜寡言愛才容人其處身節儉自守粗衣短袴  
 非敗不換性好學於書無所不窺尤留心邦典壯年負笈東遊師平田篤胤從遊有年  
 喜主張尊王之說後雖在劇職鉛槧無倦色其詞賦唱酬直吐肺腑不事雕鏤嘉永六  
 年夏六月亞米利加合衆國使船至浦賀港要求通商邊境繹騷幕府命列侯議防海  
 時雪江在江戸當路之人就以諮詢焉雪江詳述利害得失無有所遺其言皆中肯綮  
 聽者無不歎服由是雪江名益顯于世慶應末年幕府還政之議起廷議徵集列侯及  
 有志諸士京師遍問意見時雪江亦徵拜參與職明治元年正月爲徵士屢往來京攝

之間料理庶政。尋管驛遞租稅等事務。皆始就端緒。其罷職還鄉也。辱拜龍顏。賞賜以物。二年九月特敕賜祿四百石。三年四月余家亦頒給賞典。祿百五十石。於是買田宅於城北坂井郡。以為投老之地。暇則弋山釣水。優游自適。若不復知世務為何物。今茲十年春。上京謝恩。尋來東京。滯留經年月。偶罹病。遂死于寓館。事聞內廷。震悼之餘。賜金若干以助祭。嗚呼。雪江好講實學。溫善深遠。遭遇明時。以施之事業。終成其功。可謂死有餘榮矣。其子牛介。具狀來乞。余文以表其墓。雪江名師質。通稱靱負。雪江晚年所號。其先出自從五位讚岐守平忠正。曾祖衆美。祖衆久。父衆諧。母平本氏。以文化四年丁卯七月三日生。天保元年庚寅十月襲祿七百石。歷任諸職。明治十年十月三日。年七十一以死。配荒川氏先死。繼室水谷氏。三男七女。嫡則牛介。荒川氏所生。次曰西一。側室小澤氏之出。三女嫁人。餘皆夭。

明治十年十二月

正二位 松平慶永撰併書

中根雪江碑銘 (福井市佐佐木技師社境内にあり)

君諱師質。通稱靱負。雪江其號也。晚年以雪江為通稱。曾祖父衆美。祖衆久。考衆諧。妣平本氏。世仕越前藩。食祿七百石。其先出于從五位下讚岐守平忠正。云君以文化四年丁卯七月三日生於越前福井。為人重厚寡言。常慨家邦之事。惓惓弗措。少壯負笈遊

于平田。篤胤之門。汎通經史。最精古典。屬文賦詩。及和歌。皆自肺腑間流出。咄嗟成章。不毫加彫琢。人莫能及焉。弘化中藩主春嶽公。大欲釐革藩政。舉君仕參政。時太平日久。上下恬熙。奢侈相尚。君與執政本多敬義。近侍頭鈴木重榮。協心盡規。獻替振學政。繕軍備。崇儉理財。勸醫術。播種痘。士風丕變。遠近賴之。癸丑歲米饑。來乞開市。物議沸騰。時幕政漸衰。人心乖離。公憂慮乃與尾張侯德川慶勝。薩摩侯島津齊彬。土佐侯山內豐信。阿波侯蜂須賀齊裕。宇和島侯伊達宗城。及幕吏岩瀬忠震。川路聖謨等。相謀欲定儲貳。以繫天下人心。屢革意見而上之。復遣橋本綱紀于京師。就青蓮院宮及應司太閤三條內府諸公。有所陳述。君實為參謀。事聞幕府。公獲譴幽閉。綱紀亦下獄。君自分一死而得免。人以為天幸。初君專唱鎖攘之說。而後迹與橋本綱紀。橫井小楠。論之。幡然有所悟。以為方今時勢。非大修外交。互通有無。以講富國強兵之術。則不能挽回國勢。比肩于海外諸強國矣。會公因叡旨。再起為總裁。職君首進尊奉王室之議。務謀公武一和。以靖國難。入則鞠躬。勉助機密。出則接四方賢士大夫。以解紛排難。晝夜不休。其志摯蓋天性也。在參政前後廿一年。其間于役京師。及浪華九回。于役江戸十五回。雖處劇務。常不廢筆硯。所著有昨夢記事十五卷。再夢記事二卷。丁卯日記二卷。戊辰日記五卷。奉答紀事三卷。及其他若干卷。維新後任參與。凡五閱月而辭歸。

政 治

郷里卜宅于宿浦之濱名曰松陰漁屋。烟蓑雨笠漁釣自娛。幾若與世遺者。先是朝  
 廷錄功賜祿四百石。福井藩亦給祿百五十石。明治十年一月。天皇行幸西京。君出  
 而謝恩。特賜拜謁。尋赴東京。淹留數月。以是年十月三日卒。于真崎寓館。享年七十一。  
 葬于品川海晏寺松平氏塋域之次。私諡曰堅盤松陰命。內廷賜祭祀料金五十圓。公  
 親撰墓表。後八年特旨贈從四位。室荒川氏先卒。有三男七女。長牛介嗣家。次西一。別  
 成一家。二女適人。餘皆夭。予與君締交非一日。復平生深識其行義。不可以無一言也。  
 銘曰 明良相遇 從古所難 進規左右 納箴晨昏 仰翊皇猷 俯翼私藩  
 名垂竹帛 福及子孫 攀龍附鳳 世豈無倫 冥鴻千里 是爲絕群

海舟勝安芳選併書

### 内山良休

良休幼名龜次郎。後七郎。右衛門と稱す。大野藩士内山氏五世の孫にして父を良倫  
 と稱す。四男二女あり文政八年正月十一日藩主土井利忠公に仕へて大小姓とな  
 り。俸米三人扶持十二年六月十五日近習となり翌年五月公に扈從して江戸及大阪に祇  
 役す。天保三年又公に従ふて江戸に干役す。同九年父致仕するに及びて家督八十

石給入格と爲り小納戸役を勤む。十年十月廿八日銅山用掛頭取に轉任し。十一月十  
 五日銅山の事に出精せし慰勞二百匹を賜はる十二年正月十五日面谷及西山鑛山事務に執掌せしを以  
 て銀二枚を賜はる。十三年二月五日産物方用掛に拜し。同年五月廿三日産物方用  
 掛を免し専ら勝手方幹理を命ぜらる。是時に當り昇平已に久しく上下遊惰奢侈  
 を事とし國用給せず。京坂紳商の金を借り糴に目前の急を救ふを得るのみ。利忠  
 公深く之を憂へ。英斷を以て節儉を務め人材を選み。之を天保壬寅の改革と稱し。  
 藩政の美舉實に利忠公の賢明の致す所なるも。財政能く整ひ巨額の藩債を償ふ  
 に至りしは良休の力特に與りて盡したるもの也。同年七月江州信樂及京坂地方  
 へ奔命す。皆藩債に關しての事なり。十四年正月又同地へ出張し五月再び銅山頭  
 取に任じ勝手方幹理を兼務す。六月十一日目附格に進み八月大野町村の人民に  
 係る藩債償却方の擔任を命せられ同九月十三日札幌改制に依り取締方用掛兼  
 務を命せられ藩主より親翰を賜はり其忠誠を盡し藩の財政を過半償却したれ  
 ど。嫉妬の讒言あるが爲に意に介せず出精すべきの内命也。十五年四月又財政整  
 理の功を擧げ此度内舍の旨を以て取扱の沙汰に及ばざれとも續いて精勵すべ  
 きの賞狀也。弘化二年正月京攝其他福井及び近傍へ行く。九月廿八日五十石加増